



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定 (水産課) 1

告 示

沖縄県告示第340号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、沖縄海区における漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区、地元地区、免許予定日、免許申請期間及び免許の存続期間を次のとおり定める。

平成25年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 共同漁業権

- (1) 免許の内容たるべき事項(漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件) 別表1のとおり
- (2) 関係地区 別表1のとおり
- (3) 免許予定日 平成25年9月1日
- (4) 免許申請期間 平成25年6月19日から同年7月19日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成35年8月31日まで

2 区画漁業権

- (1) 免許の内容たるべき事項(漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件) 別表2のとおり
- (2) 地元地区 別表2のとおり
- (3) 免許予定日 平成25年9月1日
- (4) 免許申請期間 平成25年6月19日から同年7月19日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成35年8月31日まで

3 特定区画漁業権

- (1) 免許の内容たるべき事項(漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件) 別表3のとおり
- (2) 地元地区 別表3のとおり
- (3) 免許予定日 平成25年9月1日
- (4) 免許申請期間 平成25年6月19日から同年7月19日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成30年8月31日まで

4 定置漁業権

- (1) 免許の内容たるべき事項(漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件) 別表4のとおり
- (2) 地元地区 別表4のとおり
- (3) 免許予定日 平成25年9月1日
- (4) 免許申請期間 平成25年6月19日から同年7月19日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成30年8月31日まで

別表 1

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁業の区域	制限又は条件	関係区
共同第1号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	伊是名島及び伊平屋島周辺を囲んだ沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 26度52.170分 経度127度55.711分 点ロ 緯度 26度53.503分 経度127度53.614分 点ハ 緯度 26度58.702分 経度127度52.015分 点ニ 緯度 27度 6.638分 経度128度 0.338分 点ホ 緯度 27度 7.263分 経度128度 3.070分 点ヘ 緯度 26度54.047分 経度127度58.337分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度27度2.440分経度127度58.360分のA点、緯度27度2.224分経度127度58.376分のB点、緯度27度2.138分経度127度58.331分のC点、緯度27度2.084分経度127度58.334分のD点、緯度27度1.885分の経度127度58.555分のE点、緯度27度1.813分経度127度58.463分のF点、緯度27度1.867分経度127度58.415分のG点、緯度27度1.826分経度127度58.364分のH点、緯度27度1.942分経度127度58.240分のI点、緯度27度1.750分経度127度58.014分のJ点の各点を順次結んだ線、緯度27度2.229分経度127度58.032分のK点、緯度27度1.980分経度127度58.217分のL点、緯度27度1.775分経度127度57.995分のM点、緯度27度1.927分経度127度57.824分のN点、緯度27度2.095分経度127度57.881分のO点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度26度59.834分経度127度55.559分のA点、緯度26度59.696分経度127度55.682分のB点、緯度26度59.647分経度127度55.678分のC点、緯度26度59.652分経度127度55.508分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (3) 緯度26度56.002分経度127度57.281分のA点、緯度26度55.864分経度127度57.356分のB点、緯度26度55.562分経度127度57.309分のC点、緯度26度55.460分経度127度57.459分のD点、緯度26度55.35	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定し漁業を営んではない。	伊平屋村及び伊是名村
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

										<p>5分経度127度57.394分のE点、緯度26度55.376分経度127度57.243分のF点、緯度26度55.223分経度127度57.059分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(4) 緯度26度57.219分経度127度56.415分のA点、緯度26度57.273分経度127度56.477分のB点、緯度26度57.297分経度127度56.681分のC点、緯度26度57.416分経度127度56.769分のD点、緯度26度57.220分経度127度56.886分のE点、緯度26度57.215分経度127度56.683分のF点、緯度26度57.120分経度127度56.683分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度27度3.856分経度127度58.303分のA点、緯度27度3.876分経度127度58.137分のB点、緯度27度4.021分経度127度58.157分のC点、緯度27度4.082分経度127度58.369分のD点、緯度27度3.998分経度127度58.435分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度27度1.129分経度127度56.684分のA点、緯度27度1.037分経度127度56.785分のB点、緯度27度0.960分経度127度56.919分のC点、緯度27度0.928分経度127度56.926分のD点、緯度27度0.773分経度127度56.630分のE点、緯度27度0.869分経度127度56.480分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(7) 緯度26度56.007分経度127度55.250分A点、緯度26度56.005分経度127度55.178分のB点、緯度26度56.079分経度127度55.108分のC点、緯度26度56.104分経度127度55.140分のD点、緯度26度56.133分経度127度55.108分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(8) 緯度26度54.650分経度127度56.329分のA点、緯度26度54.629分経度127度56.122分のB点、緯度26度54.668分経度127度56.113分のC点、緯度26度54.718分経度127度56.156分のD点、緯度26度54.791分経度127度56.062分のE点、緯度26度54.868分経度127度56.059分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>				

共同第 2号	第一種 共同漁 業	ウニ漁業	1月1日 から12月 31日まで	国頭村と 大宜味村 との境界 線から、 辺戸岬、 東海岸を 経て東村 と名護市 との境界 線により 囲まれた 沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの 各点を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線（ただし、河川部分につ いては第1橋梁の上流端の線）に より囲まれた区域 点イ 緯度 26度43.031分 経度128度 9.286分 点ロ 緯度 26度43.840分 経度128度 7.743分 点ハ 緯度 26度53.054分 経度128度14.629分 点ニ 緯度 26度53.161分 経度128度17.985分 点ホ 緯度 26度45.131分 経度128度22.303分 点ヘ 緯度 26度33.310分 経度128度11.895分 点ト 緯度 26度35.565分 経度128度 7.711分 ただし、次の各号に掲げる区域 は除外する。 (1) 緯度26度50.743分経度128 度17.373分のA点、緯度26 度50.749分経度128度17.533 分のB点、緯度26度50.807分 経度128度17.533分のC点、 緯度26度50.809分経度128度1 7.620分のD点、緯度26度50. 708分経度128度17.778分のE 点を順次結んだ線、緯度26 度50.562分経度128度17.381 分のF点、緯度26度50.569分 経度128度17.594分のG点、 緯度26度50.781分経度128度1 7.592分のH点、緯度26度50. 664分経度128度17.777分のI 点を順次結んだ線及び最大高 潮時海岸線によって囲まれた 区域 (2) 緯度26度50.877分経度128 度15.226分のA点、緯度26度 50.874分経度128度15.132分 のB点、緯度26度51.004分経 度128度15.093分のC点、緯 度26度51.044分経度128度15. 019分のD点、緯度26度51.12 6分経度128度15.092分のE点 を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区 域 (3) 緯度26度44.878分経度128 度10.558分のA点、緯度26度 44.954分経度128度10.558分 のB点、緯度26度45.059分経 度128度10.687分のC点、緯 度26度45.011分経度128度10. 767分のD点、緯度26度44.87 3分経度128度10.768分のE点 を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区 域 (4) 緯度26度43.219分経度128 度9.474分のA点、緯度26度4 3.237分経度128度9.441分の B点、緯度26度43.357分経度	国又は 地方公共 団体が空 港、港 湾、河 川、海 岸、道路 等の公共 又は公共 事業のた めに実施 する調査 及び事業 の施行に ついて は、正当 な理由が なければ、これ を拒んでは ならない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、漁具 を固定し てする漁 業を営ん ではなら ない。	国頭村及 び東村
	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ナマコ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タコ漁業 (ワモン ダコ、シ マダコ及 びサメハ ダテナガ ダコのみ)	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	シャコガ イ漁業	9月1日 から翌年 5月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	タカセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	ヤコウガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	サザエ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第二種 共同漁 業	固定式刺 網漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第二種 共同漁 業	かご網漁 業	1月1日 から12月 31日まで				

					<p>128度9.463分のC点、緯度26度43.385分経度128度9.484分のD点、緯度26度43.460分経度128度9.484分のE点、緯度26度43.447分経度128度9.559分のF点、緯度26度43.353分経度128度9.574分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度26度44.639分経度128度19.097分のA点、緯度26度44.603分経度128度19.517分のB点、緯度26度44.524分経度128度19.516分のC点、緯度26度44.443分経度128度19.264分のD点、緯度26度44.392分経度128度19.225分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度26度37.724分経度128度10.054分のA点、緯度26度37.645分経度128度10.118分のB点、緯度26度37.604分経度128度10.119分のC点、緯度26度37.598分経度128度9.960分のD点、緯度26度37.649分経度128度9.904分のE点、緯度26度37.720分経度128度9.899分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(7) 緯度26度36.000分経度128度8.302分のA点、緯度26度35.957分経度128度8.297分のB点、緯度26度35.906分経度128度8.273分のC点、緯度26度35.885分経度128度8.101分のD点、緯度26度36.047分経度128度8.117分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>		
共同第3号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	大宜味村と国頭村の境界線から、水納島、瀬底島を含め、名護市と恩納村の境界線により囲まれた沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域	<p>国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がば、これを拒んではならない。</p> <p>錨地及</p>	大宜味村、今帰仁村、本部町及び名護市
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
	第一種共同漁業	オゴノリ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イバラノリ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
					<p>点イ 緯度 26度31.880分 経度127度55.828分</p> <p>点ロ 緯度 26度32.624分 経度127度54.054分</p> <p>点ハ 緯度 26度33.856分 経度127度56.291分</p> <p>点ニ 緯度 26度35.540分 経度127度53.470分</p> <p>点ホ 緯度 26度39.332分 経度127度46.475分</p> <p>点ヘ 緯度 26度40.582分 経度127度48.989分</p> <p>点ト 緯度 26度43.858分 経度127度52.024分</p> <p>点チ 緯度 26度43.608分 経度127度55.006分</p> <p>点リ 緯度 26度43.840分</p>		

第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで	<p>点又 経度128度 7.743分 緯度 26度43.031分 経度128度 9.286分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。</p> <p>(1) 緯度26度41.790分経度128度1.096分のA点、緯度26度41.639分経度128度1.084分のB点、緯度26度41.629分経度128度0.911分のC点、緯度26度41.813分経度128度0.857分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(2) 緯度26度40.899分経度128度0.395分のA点、緯度26度40.753分経度128度0.608分のB点を順次結んだ線、緯度26度39.355分経度127度59.831分のC点、緯度26度39.393分経度127度59.373分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(3) 緯度26度40.556分経度127度53.192分のA点、緯度26度40.389分経度127度53.130分のB点、緯度26度40.412分経度127度52.956分のC点、緯度26度40.502分経度127度52.910分のD点、緯度26度40.620分経度127度52.915分のE点、緯度26度40.747分経度127度52.875分のF点、緯度26度40.773分経度127度52.947分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(4) 緯度26度39.572分経度127度53.294分のA点、緯度26度39.686分経度127度53.297分のB点、緯度26度39.713分経度127度53.345分のC点、緯度26度39.720分経度127度53.423分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度26度38.234分経度127度52.801分のA点、緯度26度38.230分経度127度52.779分のB点、緯度26度38.435分経度127度52.718分のC点、緯度26度38.446分経度127度52.641分のD点、緯度26度38.521分経度127度52.622分のE点、緯度26度38.616分経度127度52.696分のF点、緯度26度38.615分経度127度52.737分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度26度38.834分経度127度52.763分のA点、緯度26度38.846分経度127度52.739分のB点、緯度26度38.878分経度127度52.760分のC点、緯</p>	<p>び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。</p>
第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで		
第一種共同漁業	タコ漁業 (ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで		
第一種共同漁業	シヤコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで		
第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで		
第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで		
第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで		
第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで		
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで		
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで		

					<p>れた区域</p> <p>(13) 緯度26度41.461分経度127度59.769分のA点、緯度26度41.617分経度127度59.827分のB点、緯度26度41.535分経度128度0.097分のC点、緯度26度41.401分経度128度0.112分のD点、緯度26度41.384分経度127度59.987分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(14) 緯度26度42.075分経度127度53.937分のA点、緯度26度42.175分経度127度53.805分のB点、緯度26度42.232分経度127度53.895分のC点、緯度26度42.192分経度127度54.110分のD点、緯度26度42.062分経度127度54.102分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(15) 緯度26度38.615分経度127度52.737分のA点、緯度26度38.615分経度127度52.725分のB点、緯度26度38.654分経度127度52.682分のC点、緯度26度38.737分経度127度52.694分のD点、緯度26度38.811分経度127度52.756分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(16) 緯度26度35.108分経度127度58.988分のA点、緯度26度35.051分経度127度58.918分のB点、緯度26度34.873分経度127度58.937分のC点、緯度26度34.865分経度127度58.838分のD点、緯度26度34.988分経度127度58.828分のE点、緯度26度35.181分経度127度58.719分のF点、緯度26度35.254分経度127度58.704分のG点、緯度26度35.299分経度127度58.679分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(17) 緯度26度32.677分経度127度57.605分のA点、緯度26度32.665分経度127度57.666分のB点、緯度26度32.529分経度127度57.728分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>		
共同第4号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	伊江島周辺を囲んだ沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.343分 経度127度42.796分 点ロ 緯度 26度46.600分 経度127度39.900分 点ハ 緯度 26度43.858分	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のた	伊江村
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				

	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで		経度127度52.024分 緯度 26度40.582分	めに実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで		経度127度48.989分 緯度 26度39.332分	ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで		経度127度46.475分	(1) 緯度26度42.424分経度127度48.281分のA点、緯度26度42.272分経度127度48.278分のB点、緯度26度42.272分経度127度48.322分のC点、緯度26度42.238分経度127度48.327分のD点、緯度26度42.134分経度127度48.203分のE点、緯度26度42.317分経度127度48.025分のF点、緯度26度42.377分経度127度47.737分のG点、緯度26度42.546分経度127度47.831分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで			(2) 緯度26度42.436分経度127度48.713分のA点、緯度26度42.263分経度127度48.830分のB点、緯度26度42.180分経度127度48.810分のC点、緯度26度42.160分経度127度48.691分のD点、緯度26度42.259分経度127度48.650分のE点、緯度26度42.247分経度127度48.474分のF点、緯度26度42.219分経度127度48.475分のG点、緯度26度42.213分経度127度48.326分のH点、緯度26度42.277分経度127度48.337分のI点、緯度26度42.275分経度127度48.287分のJ点、緯度26度42.313分経度127度48.284分のK点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
	第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで			(3) 緯度26度42.533分経度127度45.810分のA点、緯度26度42.465分経度127度45.812分のB点、緯度26度42.427分経度127度45.885分のC点、緯度26度42.348分経度127度45.832分のD点、緯度26度42.451分経度127度45.680分のE点、緯度26度42.531分経度127度45.680分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
	第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで			
共同第5号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	名護市と東村との境界線から宜野座村と名護市との境界線により囲まれた沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共事業のために実施
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで		点イ 緯度 26度35.565分 経度128度 7.711分 点ロ 緯度 26度33.310分 経度128度11.895分 点ハ 緯度 26度27.952分 経度128度 2.432分	名護市東江一丁目、東江二丁目、東江三丁目、東江四丁目、東江五丁目、城一丁目、城二丁目、
	第一種共同漁業	オゴノリ	1月1日			

共同漁業	漁業	から12月31日まで	<p>点ニ 緯度 26度30.588分 経度127度59.857分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度33.143分経度128度3.875分のA点、緯度26度33.078分経度128度3.887分のB点、緯度26度32.978分経度128度3.859分のC点、緯度26度32.924分経度128度3.817分のD点、緯度26度32.905分経度128度3.688分のE点、緯度26度33.047分経度128度3.657分のF点、緯度26度33.117分経度128度3.712分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度26度31.195分経度128度2.108分のA点、緯度26度31.057分経度128度2.147分のB点、緯度26度30.979分経度128度2.093分のC点、緯度26度31.036分経度128度2.024分のD点、緯度26度31.190分経度128度1.982分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。</p>	<p>城三丁目、港一丁目、港二丁目、大東一丁目、大東二丁目、大東三丁目、大東四丁目、大東五丁目、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、大西四丁目、大西五丁目、大南一丁目、大南二丁目、大南三丁目、大南四丁目、大北一丁目、大北二丁目、大北三丁目、大北四丁目、大北五丁目、一宮里、二宮里、三宮里、四宮里、五宮里、六宮里、七宮里、又、喜瀬、喜田、許田、数字、久世、富屋、慶、宇部、宇茂、佐、中山、旭川、勝山、山、入安、字、久、字、豊</p>
第一種共同漁業	イバラノリ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで			
第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月まで			
第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで			
第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで			
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

							原、字 辺 野、古、字 二見、浦、字 大川、字 瀬川、字 汀間、字 三原、字 阿部、字 嘉陽、字 天仁屋
共同第 6号	第一種 共同漁 業	ヒトエグ サ漁業	12月1日 から翌年 5月31日 まで	恩納村と 名護市と の境界線 から恩納 村と読谷 村との境 界線によ り囲まれ た沿岸水 域	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線（た だし、河川部分については第1橋 梁の上流端の線）により囲まれた 区域 点イ 緯度 26度25.328分 経度127度44.518分 点ロ 緯度 26度27.116分 経度127度44.075分 点ハ 緯度 26度32.624分 経度127度54.054分 点ニ 緯度 26度31.880分 経度127度55.828分 ただし、次の各号に掲げる区域 は除外する。 (1) 緯度26度30.727分経度127 度52.357分のA点、緯度26度 30.743分経度127度52.334分 のB点、緯度26度30.821分経 度127度52.387分のC点、緯 度26度30.691分経度127度52. 609分のD点、緯度26度30.61 5分経度127度52.634分のE 点、緯度26度30.580分経度12 7度52.495分のF点、緯度26 度30.603分経度127度52.451 分のG点、緯度26度30.607分 経度127度52.430分のH点、 緯度26度30.625分経度127度5 2.385分のI点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸線によ って囲まれた区域 (2) 緯度26度29.949分経度127 度51.336分のA点、緯度26度 30.110分経度127度51.284分 のB点、緯度26度30.109分経 度127度51.424分のC点、緯 度26度30.131分経度127度51. 534分のD点を順次結んだ線 及び最大高潮時海岸線によっ て囲まれた区域 (3) 緯度26度26.558分経度127 度48.197分のA点、緯度26度 26.626分経度127度47.969分 のB点、緯度26度26.891分経 度127度47.956分のC点、緯 度26度26.930分経度127度47. 986分のD点、緯度26度26.92 8分経度127度48.067分のE点 を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区 域 (4) 緯度26度26.203分経度127	国又は 地方公 団体が 港、港 湾、河 川、海 岸、道 路等の 公共又 は公共 事業の ために 実施す る調査 及び事 業の施 行につ いては 、正当 な理由 がなけ れば、 これを 拒んでは ならな い。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 漁具を 固定し てする 漁業を 営んでは ならな い。	恩納村
	第一種 共同漁 業	モズク漁 業	12月1日 から翌年 7月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ウニ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ナマコ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タコ漁業 (ワモン ダコ、シ マダコ及 びサメハ ダテナガ ダコのみ)	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	シャコガ イ漁業	9月1日 から翌年 5月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ヒロセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タカセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	マガキガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
第一種 共同漁 業	サザエ漁 業	1月1日 から12月 31日まで					

	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで		度45.758分のA点、緯度26度26.206分経度127度45.616分のB点、緯度26度26.290分経度127度45.590分のC点、緯度26度26.450分経度127度45.844分のD点、緯度26度26.285分経度127度45.978分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで				
共同第7号	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで	名護市と宜野座村との境界線からうるま市具志川と与那城照間との境界線により囲まれた沿岸水域	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.588分 経度127度59.857分 点ロ 緯度 26度27.952分 経度128度 2.432分 点ハ 緯度 26度20.827分 経度127度52.955分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度27.226分経度127度56.651分のA点、緯度26度27.207分経度127度56.716分のB点、緯度26度27.162分経度127度56.748分のC点、緯度26度27.060分経度127度56.709分のD点、緯度26度27.093分経度127度56.599分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度26度26.581分経度127度55.007分A点、緯度26度26.642分経度127度54.847分のB点、緯度26度26.855分経度127度54.828分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (3) 緯度26度27.261分経度127度52.607分のA点、緯度26度27.233分経度127度52.570分のB点、緯度26度27.299分経度127度52.513分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (4) 緯度26度27.164分経度127度51.384分のA点、緯度26度27.103分経度127度51.407分のB点、緯度26度27.044分経度127度51.385分のC点、緯度26度27.053分経度127度51.361分のD点、緯度26度27.146分経度127度51.322分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (5) 緯度26度25.858分経度127度49.813分のA点、緯度26度25.765分経度127度49.982分のB点、緯度26度25.552分経度127度50.038分のC点、緯度26度25.391分経度127度50.	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。	宜野座村、金武並びにうるま市石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山本町一丁目、石川本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苅、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納、石川山城、宇赤野、宇赤道、宇安慶名、宇西原、宇上江洲、宇宇堅、宇江
	第一種共同漁業	ヒジキ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ホンダワラ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タコ漁業（ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ）	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				
	第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで					

業		31日まで	線の先端に囲まれた沿岸水域	<p>(1) 緯度26度22.999分経度127度59.580分のA点、緯度26度22.966分経度127度59.482分のB点、緯度26度23.131分経度127度59.432分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(2) 緯度26度22.467分経度127度59.304分のA点、緯度26度22.519分経度127度59.287分のB点、緯度26度22.564分経度127度59.363分のC点、緯度26度22.477分経度127度59.390分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(3) 緯度26度20.371分経度127度57.656分のA点、緯度26度20.158分経度127度57.598分のB点、緯度26度20.093分経度127度57.514分のC点、緯度26度20.174分経度127度57.285分のD点、緯度26度20.434分経度127度57.226分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(4) 緯度26度20.434分経度127度56.738分のA点、緯度26度20.496分経度127度56.678分のB点、緯度26度20.559分経度127度56.746分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度26度19.656分経度127度57.080分のA点、緯度26度19.775分経度127度57.102分のB点、緯度26度19.758分経度127度57.219分のC点、緯度26度19.723分経度127度57.215分のD点、緯度26度19.726分経度127度57.188分のE点、緯度26度19.645分経度127度57.175分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度26度19.482分経度127度58.027分のA点、緯度26度19.485分経度127度58.156分のB点、緯度26度19.455分経度127度58.208分のC点、緯度26度19.406分経度127度58.250分のD点、緯度26度19.348分経度127度58.168分のE点、緯度26度19.377分経度127度58.141分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(7) 緯度26度19.297分経度127度54.937分のA点、緯度26度19.285分経度127度55.049分のB点、緯度26度19.046分経度127度55.203分のC点、緯度26度19.018分経度127度55.172分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によ</p>	<p>い。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定しする漁業を営んではない。</p>	<p>慶名、与那城、屋平、与那城、勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名</p>
第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで				
第一種共同漁業	シヤコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				
第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで				
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

					<p>度26度18.592分経度127度55.489分のD点、緯度26度18.474分経度127度55.546分のE点、緯度26度18.458分経度127度55.526分のF点、緯度26度18.504分経度127度55.451分のG点、緯度26度18.370分経度127度55.397分のH点、緯度26度18.332分経度127度55.271分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(14) 緯度26度19.621分経度127度57.176分のA点、緯度26度19.718分経度127度57.190分のB点、緯度26度19.716分経度127度57.208分のC点、緯度26度19.750分経度127度57.213分のD点、緯度26度19.733分経度127度57.362分のE点、緯度26度19.723分経度127度57.367分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(15) 緯度26度18.988分経度127度57.601分のA点、緯度26度18.968分経度127度57.671分のB点、緯度26度18.796分経度127度57.727分のC点、緯度26度18.785分経度127度57.596分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(16) 緯度26度14.515分経度127度56.396分のA点、緯度26度14.478分経度127度56.357分のB点、緯度26度14.491分経度127度56.254分のC点、緯度26度14.591分経度127度56.159分のD点、緯度26度14.635分経度127度56.208分のE点、緯度26度14.677分経度127度56.220分のF点、緯度26度14.726分経度127度56.263分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>		
共同第9号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	うるま市勝連内間に設けられた点から沖縄市と北中城村との境界線により囲まれた沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.328分 経度127度53.981分 点ロ 緯度 26度16.329分 経度127度52.353分 点ハ 緯度 26度17.574分 経度127度50.683分 点ニ 緯度 26度18.275分 経度127度49.713分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度20.287分経度127度52.075分のA点、緯度26度20.277分経度127度52.055分	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ	うるま市勝連南風原、字赤野、字赤道、字安慶名、字西原、字上江洲、字宇堅、字江洲、字栄野比、字大田、字兼箇段、字川崎、字川田、字喜屋武、喜仲一丁
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				

第一種 共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで	のB点、緯度26度20.163分経度127度52.135分のC点、緯度26度19.772分経度127度52.216分のD点、緯度26度19.617分経度127度51.970分のE点、緯度26度19.007分経度127度52.070分のF点、緯度26度18.506分経度127度52.319分のG点、緯度26度18.875分経度127度52.786分のH点、緯度26度18.829分経度127度52.822分のI点、緯度26度18.463分経度127度52.346分のJ点、緯度26度18.245分経度127度52.507分のK点、緯度26度18.118分経度127度52.331分のL点、緯度26度18.360分経度127度52.131分のM点、緯度26度18.344分経度127度51.575分のN点、緯度26度18.406分経度127度51.575分のO点、緯度26度18.416分経度127度52.091分のP点、緯度26度18.728分経度127度51.930分のQ点、緯度26度18.899分経度127度51.725分のR点、緯度26度19.435分経度127度50.561分のS点、緯度26度19.783分経度127度50.194分のT点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度26度18.864分経度127度50.827分のA点、緯度26度18.276分経度127度51.202分のB点、緯度26度18.274分経度127度51.457分のC点、緯度26度18.288分経度127度51.472分のD点、緯度26度18.773分経度127度51.473分のE点、緯度26度18.772分経度127度51.575分のF点、緯度26度18.329分経度127度51.575分のG点、緯度26度18.269分経度127度51.611分のH点、緯度26度17.996分経度127度52.141分のI点、緯度26度17.824分経度127度52.031分のJ点、緯度26度18.076分経度127度51.546分のK点、緯度26度18.078分経度127度51.323分のL点、緯度26度17.894分経度127度51.116分のM点、緯度26度17.897分経度127度50.207分のN点、緯度26度18.436分経度127度49.711分のO点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (3) 緯度26度18.626分経度127度49.659分のA点、緯度26度18.663分経度127度49.613分のB点、緯度26度18.671分経度127度49.591分のC点、緯度26度18.766分経度127度49.643分のD点、緯度26度18.85
第一種 共同漁業	タコ漁業 (ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで	
第一種 共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで	
第一種 共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで	
第一種 共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで	
第一種 共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで	
第一種 共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで	
第一種 共同漁業	ホソスジイナミガイ漁業	1月1日から12月31日まで	
第一種 共同漁業	リュウキユウサルボウ漁業	1月1日から12月31日まで	
第二種 共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
第二種 共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで	

目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目、志昆字具、志昆字布、志昆字屋、志昆字平崎、志昆字良川、志昆字高江洲、志昆字田場、志昆字天願、志昆字豊原、志昆字仲嶺、志昆字前原、志昆字みどり町一丁目、志昆字みどり町二丁目、志昆字みどり町三丁目、志昆字みどり町四丁目、志昆字みどり町五丁目、志昆字みどり町六丁目及び志昆字宮里並びに志昆市

					<p>2分経度127度49.664分のE点、緯度26度18.808分経度127度49.739分のF点、緯度26度18.626分経度127度49.659分のA点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(4) 緯度26度19.762分経度127度52.472分のA点、緯度26度19.752分経度127度52.422分のB点、緯度26度19.718分経度127度52.386分のC点、緯度26度19.581分経度127度52.456分のD点、緯度26度19.610分経度127度52.346分のE点、緯度26度19.643分経度127度52.308分のF点、緯度26度19.668分経度127度52.333分のG点、緯度26度19.833分経度127度52.214分のH点、緯度26度19.925分経度127度52.313分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度26度19.569分経度127度50.083分のA点、緯度26度19.445分経度127度50.419分のB点、緯度26度19.463分経度127度50.425分のC点、緯度26度19.452分経度127度50.459分のD点、緯度26度19.373分経度127度50.433分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>		
共同第10号	第一種共同漁業	ヒジキ漁業	1月1日から12月31日まで	沖縄市と北中城村との境界線から南城市佐敷字仲伊保と南城市知念字久原との境界線により囲まれた沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 点イ 緯度26度18.275分経度127度49.713分 点ロ 緯度26度17.574分経度127度50.683分 点ハ 緯度26度16.329分経度127度52.353分 点ニ 緯度26度12.791分経度127度49.444分 点ホ 緯度26度12.809分経度127度48.341分 点ヘ 緯度26度11.219分経度127度47.943分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度17.921分経度127度48.662分のA点、緯度26度17.918分経度127度48.894分のB点、緯度26度17.596分経度127度48.943分のC点、緯度26度17.578分経度127度49.031分のD点、緯度26度17.523分経度127度49.058分のE点、緯度26度17.414分経度127度48.810分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定し	北中城村、中城原町、西那比に南城市佐敷字伊原、佐敷字小谷、兼佐敷字佐敷、新佐敷字新里、津波古、佐敷字手登根、伊敷字富祖崎及び佐敷字屋比久
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				

	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで		によって囲まれた区域 (2) 緯度26度10.957分経度127度46.710分のA点、緯度26度10.942分経度127度46.765分のB点、緯度26度10.822分経度127度46.794分のC点、緯度26度10.735分経度127度46.711分のD点、緯度26度10.689分経度127度46.640分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (3) 緯度26度11.008分経度127度47.663分のA点、緯度26度11.098分経度127度47.496分のB点、緯度26度11.184分経度127度47.669分のC点、緯度26度11.129分経度127度47.742分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (4) 緯度26度15.304分経度127度47.602分のA点、緯度26度15.270分経度127度47.716分のB点、緯度26度15.097分経度127度47.771分のC点、緯度26度15.074分経度127度47.705分のD点、緯度26度15.147分経度127度47.514分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (5) 緯度26度11.473分経度127度46.409分のA点、緯度26度11.558分経度127度46.549分のB点、緯度26度11.446分経度127度46.664分のC点、緯度26度11.314分経度127度46.562分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (6) 緯度26度13.347分経度127度46.877分のA点、緯度26度13.328分経度127度46.928分のB点、緯度26度13.138分経度127度46.828分のC点、緯度26度12.938分経度127度46.734分のD点、緯度26度12.955分経度127度46.653分のE点、緯度26度12.829分経度127度46.480分のF点、緯度26度12.692分経度127度46.454分のG点、緯度26度12.575分経度127度46.216分のH点、緯度26度12.117分経度127度46.447分のI点、緯度26度12.016分経度127度46.096分のJ点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	てする漁業を営んではない。	
	第一種共同漁業	バイガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで				
共同第11号	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで	南城市知念字久原と南城市佐数字仲伊保との	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域	国又は地方公共団体が空港、港湾、河	南城市知念字志喜屋、知念字山里、知念字具
	第一種	イセエビ	7月1日				

共同漁業	漁業	から翌年3月31日まで	境界線から久高島を含めて南城市と八重瀬町との境界線に囲まれた沿岸水域	点イ 緯度 26度11.219分 経度127度47.943分	川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業については、正当な理由がなければ、これを拒んではいない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。
第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで		点ロ 緯度 26度12.809分 経度127度48.341分	
第一種共同漁業	タコ漁業 (ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで		点ハ 緯度 26度12.791分 経度127度49.444分	
第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで		点ニ 緯度 26度12.701分 経度127度54.884分	
第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで		点ホ 緯度 26度12.629分 経度127度59.063分	
第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで		点ヘ 緯度 26度 8.788分 経度127度58.280分	
第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで		点ト 緯度 26度 5.404分 経度127度47.091分	
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで		点チ 緯度 26度 7.765分 経度127度45.620分	
第一種共同漁業	バイガイ漁業	1月1日から12月31日まで		ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。	
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで		(1) 緯度26度10.742分経度127度49.525分のA点、緯度26度10.771分経度127度49.532分のB点、緯度26度10.787分経度127度49.518分のC点、緯度26度10.887分経度127度49.545分のD点、緯度26度10.823分経度127度49.701分のE点、緯度26度10.678分経度127度49.662分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで	(2) 緯度26度9.237分経度127度53.210分のA点、緯度26度9.104分経度127度53.130分のB点、緯度26度9.160分経度127度53.032分のC点、緯度26度9.365分経度127度52.918分のD点、緯度26度9.388分経度127度52.973分のE点、緯度26度9.345分経度127度53.036分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
			(3) 緯度26度11.384分経度127度48.608分のA点、緯度26度11.519分経度127度48.560分のB点、緯度26度11.494分経度127度48.659分のC点、緯度26度11.563分経度127度48.710分のD点、緯度26度11.518分経度127度48.838分のE点、緯度26度11.515分経度127度49.055分のF点、緯度26度11.485分経度127度49.052分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
			(4) 緯度26度9.133分経度127度48.514分のA点、緯度26度8.923分経度127度48.682分のB点、緯度26度8.767分経度127度48.479分のC点、緯度26度8.644分経度127度48.411分のD点、緯度26度8.737分経度127度48.272分のE点、緯度26度8.843分経度127度48.179分のF点を順次結んだ線及び最		

					<p>大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度26度9.416分経度127度53.083分のA点、緯度26度9.451分経度127度52.997分のB点、緯度26度9.496分経度127度53.017分のC点、緯度26度9.592分経度127度52.951分のD点、緯度26度9.638分経度127度52.976分のE点、緯度26度9.643分経度127度53.047分のF点、緯度26度9.701分経度127度53.070分のG点、緯度26度9.706分経度127度53.150分のH点、緯度26度9.670分経度127度53.227分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度26度7.903分経度127度46.374分のA点、緯度26度7.984分経度127度46.396分のB点、緯度26度7.983分経度127度46.705分のC点、緯度26度7.720分経度127度46.687分のD点、緯度26度7.723分経度127度46.542分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>		
共同第12号	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで	うるま市勝連平敷屋ホワイトビーチ側	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域	<p>国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これではなならない。</p> <p>錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。</p>	うるま市安城、与那城、伊計、与那城、池味、与那城、上原、与那城、中央、与那城、照間、桃原、与那城、西原、与那城、饒辺、与那城、平宮、与那城、平安座、与那城、屋那、与那城、屋那、与那城、勝連、内間、勝連、津堅、南原、勝連、比嘉、勝連、平敷屋、勝連、安野、宇赤、宇赤道、
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで	うるま市勝連平敷屋ホワイトビーチ側			
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで	うるま市勝連内間に設けられた点			
	第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シマダコ及びサメハダコのみ)	1月1日から12月31日まで	うるま市勝連内間に設けられた点			
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで	うるま市勝連内間に設けられた点			
	第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで	うるま市勝連内間に設けられた点			
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで	うるま市勝連内間に設けられた点			
	第一種共同漁業	ヤコウガ	1月1日	うるま市勝連内間に設けられた点			

13号	共同漁業	サ漁業	から翌年5月31日まで	恩納村との境界線から嘉手納町と北谷町との境界線により囲まれた沿岸水域	次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.555分 経度127度44.759分 点ロ 緯度 26度20.511分 経度127度42.812分 点ハ 緯度 26度26.805分 経度127度41.680分 点ニ 緯度 26度27.116分 経度127度44.075分 点ホ 緯度 26度25.328分 経度127度44.518分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度23.233分経度127度43.561分のA点、緯度26度23.198分経度127度43.334分のB点、緯度26度23.261分経度127度43.280分のC点、緯度26度23.337分経度127度43.180分のD点、緯度26度23.393分経度127度43.180分のE点、緯度26度23.393分経度127度43.260分のF点、緯度26度23.442分経度127度43.308分のG点、緯度26度23.439分経度127度43.417分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度26度21.680分経度127度44.841分のA点、緯度26度21.649分経度127度44.812分のB点、緯度26度21.689分経度127度44.782分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	び嘉手納町
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タコ漁業（ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ）	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				
	第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで					
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで					
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで					
共同第14号	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで	北谷町と嘉手納町との境界線から北谷町と宜野湾市と	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.701分	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海	北谷町
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年				

	業		3月31日まで	の境界線により囲まれた沿岸水域	点ロ 経度127度45.426分 緯度 26度18.311分 点ハ 経度127度42.175分 緯度 26度20.511分 経度127度42.812分 緯度 26度20.555分 経度127度44.759分 ただし、緯度26度18.949分経度127度45.210分のA点、緯度26度18.953分経度127度45.076分のB点、緯度26度19.303分経度127度44.869分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域は、除外する。	岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで			
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	アサリ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
	第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで			
共同第15号	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで	宜野湾市と北谷町との境界線から那覇市と豊見城市との境界線により囲まれた沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.621分 経度127度39.094分 点ロ 緯度 26度10.772分 経度127度38.656分 点ハ 緯度 26度10.627分 経度127度36.532分 点ニ 緯度 26度13.666分 経度127度36.071分 点ホ 緯度 26度18.311分 経度127度42.175分 点ヘ 緯度 26度17.701分 経度127度45.426分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度16.286分経度127度43.561分のA点、緯度26度	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで			
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シ	1月1日から12月31日まで			

		マダコ及びサメハダテナガダコのみ)			16.626分経度127度43.562分のB点、緯度26度16.698分経度127度43.480分のC点、緯度26度16.857分経度127度43.516分のD点、緯度26度16.926分経度127度43.569分のE点、緯度26度16.976分経度127度43.706分のF点、緯度26度16.828分経度127度43.845分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	い。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで		(2) 緯度26度12.932分経度127度38.861分のA点、緯度26度12.940分経度127度38.535分のB点、緯度26度13.520分経度127度38.524分のC点、緯度26度13.511分経度127度39.116分のD点、緯度26度13.664分経度127度39.269分のE点、緯度26度14.980分経度127度39.412分のF点、緯度26度15.234分経度127度39.205分のG点、緯度26度15.535分経度127度39.289分のH点、緯度26度15.773分経度127度40.048分のI点、緯度26度15.431分経度127度40.537分のJ点、緯度26度15.436分経度127度41.233分のK点、緯度26度15.308分経度127度41.524分のL点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで		(3) 緯度26度17.046分経度127度44.471分のA点、緯度26度17.200分経度127度44.479分のB点、緯度26度17.229分経度127度44.525分のC点、緯度26度17.315分経度127度44.556分のD点、緯度26度17.267分経度127度44.708分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
					(4) 緯度26度16.237分経度127度43.265分のA点、緯度26度16.323分経度127度43.230分のB点、緯度26度16.425分経度127度43.343分のC点、緯度26度16.488分経度127度43.349分のD点、緯度26度16.454分経度127度43.470分のE点、緯度26度16.373分経度127度43.369分のF点、緯度26度16.355分経度127度43.431分のG点、緯度26度16.253分経度127度43.522分のH点、緯度26度16.249分経度127度43.508分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
共同第16号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日	豊見城市と那覇市との境界	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分について	国又は地方公共団体が空	豊見城市、糸満市並びに

		まで	線から瀬長島を含めて武岬を経て八重瀬町と南城市との境界線により囲まれた沿岸水域	は第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.765分 経度127度45.620分 点ロ 緯度 26度 5.404分 経度127度47.091分 点ハ 緯度 26度 2.579分 経度127度37.795分 点ニ 緯度 26度10.627分 経度127度36.532分 点ホ 緯度 26度10.772分 経度127度38.656分 点ヘ 緯度 26度10.621分 経度127度39.094分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度9.812分経度127度39.323分のA点、緯度26度9.691分経度127度38.950分のB点、緯度26度9.802分経度127度38.884分のC点、緯度26度10.039分経度127度38.807分のD点、 緯度26度10.202分経度127度38.923分のE点 を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度26度7.502分経度127度39.981分のA点、緯度26度7.422分経度127度39.733分のB点、緯度26度7.106分経度127度39.509分のC点、緯度26度7.364分経度127度39.246分のD点、緯度26度7.508分経度127度39.169分のE点、緯度26度7.550分経度127度39.028分のF点、緯度26度7.663分経度127度38.935分のG点、緯度26度8.035分経度127度38.831分のH点、緯度26度8.135分経度127度39.046分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (3) 緯度26度5.659分経度127度39.569分のA点、緯度26度5.639分経度127度39.403分のB点、緯度26度5.759分経度127度39.379分のC点、緯度26度5.820分経度127度39.442分のD点、緯度26度5.781分経度127度39.481分のE点、緯度26度5.786分経度127度39.549分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (4) 緯度26度7.582分経度127度45.919分のA点、緯度26度7.381分経度127度45.884分のB点、緯度26度7.352分経度127度45.747分のC点、緯度26度7.399分経度127度45.734分のD点、緯度26度7.375分経度127度45.617分のE点、緯度26度7.482分経度127度45.562分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲ま	港、港八重瀬町志 湾、河字頭、字新 川、海城、字後 岸、道原、字大 等の公頓、字破 又は公共事業のた めに実施する調査 及び事業の施行に ついては、正当な理 由がなければ、これ を拒んではなら ない。 錨地及び船舶交 通がふくそうする 水域内において は、漁具を固定し てる漁業を営ん ではない。
第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで			
第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで			
第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで			
第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで			
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで			
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

				れた区域			
共同第 17号	第一種 共同漁 業	ヒトエグ サ漁業	12月1日 から翌年 5月31日 まで	粟国島一 円を囲ん だ沿岸水 域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線及び最大高潮時海 岸線（ただし、河川部分について は第1橋梁の上流端の線）により 囲まれた区域 点イ 緯度 26度34.740分 経度127度12.160分 点ロ 緯度 26度33.845分 経度127度12.221分 点ハ 緯度 26度34.531分 経度127度15.236分 点ニ 緯度 26度36.463分 経度127度15.556分 点ホ 緯度 26度36.526分 経度127度13.552分 ただし、次の各号に掲げる区域 は除外する。 (1) 緯度26度34.630分経度127 度14.233分のA点、緯度26度 34.506分経度127度14.029分 のB点、緯度26度34.504分経 度127度13.946分のC点、緯 度26度34.600分経度127度13. 937分のD点、緯度26度34.76 6分経度127度13.885分のE点 を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区 域 (2) 緯度26度35.759分経度127 度14.549分のA点、緯度26度 35.875分経度127度14.720分 のB点、緯度26度35.781分経 度127度14.798分のC点、緯 度26度35.846分経度127度14. 916分のD点、緯度26度35.78 6分経度127度14.966分のE 点、緯度26度35.723分経度12 7度14.842分のF点、緯度26 度35.616分経度127度14.677 分のG点を順次結んだ線及び 最大高潮時海岸線によって囲 まれた区域	国又は 地方公共 団体が空 港、港 湾、河 川、海 岸、道路 等の公共 又は公共 事業のた めに実施 する調査 及び事業 の施行に ついて は、正当 な理由が なければ、これ を拒んで はならな い。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、漁具 を固定し てする漁 業を営ん ではなら ない。	粟国村
	第一種 共同漁 業	モズク漁 業	12月1日 から翌年 7月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ウニ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ナマコ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タコ漁業 (ワモン ダコ、シ マダコ及 びサメハ ダテナガ ダコの み)	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	シャコガ イ漁業	9月1日 から翌年 5月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ヒロセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タカセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	ヤコウガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	マガキガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	サザエ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第二種 共同漁 業	固定式刺 網漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第二種 共同漁 業	かご網漁 業	1月1日 から12月 31日まで				

共同第 18号	第一種 共同漁 業	ヒトエグ サ漁業	12月1日 から翌年 5月31日 まで	久場島、 屋嘉比 島、座間 味島、阿 嘉島、慶 留間島、 渡嘉敷 島、黒島 等を包含 した沿岸 水域	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線及び最大高潮時海岸線 (ただし、河川部分については第 1橋梁の上流端の線)により囲ま れた区域 点イ 緯度 26度14.521分 経度127度13.966分 点ロ 緯度 26度 8.479分 経度127度13.630分 点ハ 緯度 26度 7.502分 経度127度24.439分 点ニ 緯度 26度16.708分 経度127度26.888分 ただし、次の各号に掲げる区域 は除外する。 (1) 緯度26度14.204分経度127 度18.650分のA点、緯度26度 14.205分経度127度18.853分 のB点、緯度26度14.163分経 度127度18.851分のC点、緯 度26度14.083分経度127度18. 827分のD点、緯度26度14.05 3分経度127度18.788分のE点 を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区 域 (2) 緯度26度13.353分経度127 度18.146分のA点、緯度26度 13.300分経度127度17.913分 のB点、緯度26度13.355分経 度127度17.839分のC点、緯 度26度13.456分経度127度17. 963分のD点、緯度26度13.53 7分経度127度17.866分のE点 を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区 域 (3) 緯度26度10.593分経度127 度17.508分のA点、緯度26度 10.542分経度127度17.457分 のB点、緯度26度10.350分経 度127度17.486分のC点、緯 度26度10.416分経度127度17. 316分のD点、緯度26度10.48 3分経度127度17.348分のE 点、緯度26度10.560分経度12 7度17.319分のF点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 (4) 緯度26度12.134分経度127 度22.303分のA点、緯度26度 11.868分経度127度22.436分 のB点、緯度26度11.786分経 度127度22.270分のC点を順 次結んだ線及び最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域 (5) 緯度26度9.868分経度127度 20.822分のA点、緯度26度9. 893分経度127度20.788分のB 点、緯度26度9.985分経度127 度20.804分のC点、緯度26度 10.000分経度127度20.781分 のD点、緯度26度10.183分経 度127度20.821分のE点緯度2 6度10.202分経度127度20.870	国又は 地方公 団体が 港、港 湾、河 川、海 岸、道 路等 の公共 又は公 共事業 のため に実施 する調 査及び 事業の 施行に ついて は、正 当な理 由がな ければ 、これ を拒ん ではな らない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 漁具を 固定し てする 漁業を 営んでは なら ない。	座間味村 及び渡嘉 敷村
	第一種 共同漁 業	モズク漁 業	12月1日 から翌年 7月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ウニ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ナマコ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タコ漁業 (ワモン ダコ、シ マダコ及 びサメハ ダテナガ ダコのみ)	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	シャコガ イ漁業	9月1日 から翌年 5月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ヒロセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タカセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	ヤコウガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	マガキガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	サザエ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第二種 共同漁 業	固定式刺 網漁業	1月1日 から12月 31日まで				
第二種 共同漁 業	かご網漁 業	1月1日 から12月 31日まで					

					分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (6) 緯度26度11.594分経度127度17.189分のA点、緯度26度11.458分経度127度17.272分のB点、緯度26度11.387分経度127度17.564分のC点、緯度26度11.233分経度127度17.525分のD点、緯度26度11.252分経度127度17.435分のE点、緯度26度11.391分経度127度17.245分のF点、緯度26度11.236分経度127度17.008分のG点、緯度26度11.314分経度127度16.922分のH点、緯度26度11.393分経度127度16.926分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
共同第19号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	渡名喜島等を包含した沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 点イ 緯度 26度23.380分 経度127度 4.534分 点ロ 緯度 26度24.094分 経度127度 5.701分 点ハ 緯度 26度23.172分 経度127度 9.226分 点ニ 緯度 26度21.833分 経度127度10.070分 点ホ 緯度 26度20.735分 経度127度 8.793分 ただし、緯度26度22.063分経度127度8.271分のA点、緯度26度22.064分経度127度8.016分のB点、緯度26度22.100分経度127度7.844分のC点、緯度26度22.328分経度127度7.675分のD点、緯度26度22.504分経度127度8.009分のE点、緯度26度22.504分経度127度8.234分のF点、緯度26度22.659分経度127度8.244分のG点、緯度26度22.613分経度127度8.628分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域は、除外する。	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを行わない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。	渡名喜村
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
	第一種共同漁業	カイジンソウ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タコ漁業(ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				

	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
共同第20号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	久米島周辺を囲んだ沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.137分 経度126度42.463分 点ロ 緯度 26度22.484分 経度126度42.124分 点ハ 緯度 26度24.122分 経度126度46.624分 点ニ 緯度 26度21.057分 経度126度50.627分 点ホ 緯度 26度22.682分 経度126度56.762分 点ヘ 緯度 26度20.908分 経度126度57.981分 点ト 緯度 26度16.598分 経度126度48.482分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度26度20.061分経度126度45.854分のA点、緯度26度19.920分経度126度45.722分のB点、緯度26度20.041分経度126度45.568分のC点、緯度26度19.945分経度126度45.490分のD点、緯度26度20.004分経度126度45.340分のE点、緯度26度20.434分経度126度44.982分のF点、緯度26度20.630分経度126度45.065分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度26度21.631分経度126度48.554分のA点、緯度26度21.659分経度126度48.617分のB点、緯度26度21.704分経度126度48.671分のC点、緯度26度21.725分経度126度48.749分のD点、緯度26度21.641分経度126度48.742分のE点、緯度26度21.494分経度126度48.770分のF点、緯度26度21.492分経度126度48.762分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (3) 緯度26度21.179分経度126度49.028分のA点、緯度26度21.185分経度126度49.256分のB点、緯度26度21.137分経度126度49.383分のC点、緯	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。	久米島町
	第一種共同漁業	モヅク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
	第一種共同漁業	イバラノリ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				
	第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで				
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月					

業 第二種 共同漁 業	かご網漁 業	31日まで 1月1日 から12月 31日まで	<p>度26度21.139分経度126度49.513分のD点、緯度26度21.193分経度126度49.786分のE点、緯度26度21.045分経度126度49.847分のF点、緯度26度21.066分経度126度49.396分のG点、緯度26度20.981分経度126度49.394分のH点、緯度26度20.884分経度126度49.330分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(4) 緯度26度19.612分経度126度48.370分のA点、緯度26度19.579分経度126度48.459分のB点、緯度26度19.558分経度126度48.450分のC点、緯度26度19.516分経度126度48.495分のD点、緯度26度19.469分経度126度48.390分のE点、緯度26度19.507分経度126度48.309分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度26度20.485分経度126度49.160分のA点、緯度26度20.360分経度126度49.027分のB点、緯度26度20.326分経度126度49.169分のC点、緯度26度20.246分経度126度49.096分のD点、緯度26度20.339分経度126度48.788分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度26度19.794分経度126度46.073分のA点、緯度26度19.729分経度126度45.994分のB点、緯度26度19.750分経度126度45.946分のC点、緯度26度19.684分経度126度45.929分のD点、緯度26度19.730分経度126度45.779分のE点、緯度26度19.792分経度126度45.862分のF点、緯度26度19.835分経度126度45.857分のG点、緯度26度19.857分経度126度45.884分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(7) 緯度26度22.696分経度126度44.486分のA点、緯度26度22.720分経度126度44.467分のB点、緯度26度22.792分経度126度44.485分のC点、緯度26度22.899分経度126度44.647分のD点、緯度26度22.849分経度126度44.710分のE点、緯度26度22.849分経度126度44.711分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(8) 緯度26度20.626分経度126度45.076分のA点、緯度26度</p>
----------------------	-----------	---------------------------------	---

					20.575分経度126度45.045分のB点、緯度26度20.621分経度126度44.933分のC点緯度26度20.555分経度126度44.879分のD点、緯度26度20.718分経度126度44.722分のE点、緯度26度20.771分経度126度44.758分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
共同第21号	第一種共同漁業	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで	鳥島周辺を囲んだ沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 点イ 緯度 26度35.068分 経度126度48.950分 点ロ 緯度 26度35.813分 経度126度48.739分 点ハ 緯度 26度36.359分 経度126度51.328分 点ニ 緯度 26度35.541分 経度126度51.430分	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共事業のたために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。	久米島町
	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
	第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで				
	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				
	第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

共同第 22号	第一種 共同漁 業	ヒトエグ サ漁業	12月1日 から翌年 5月31日 まで	八重干瀬 を含み宮 古島、池 間島、伊 良部島、 下地島、 大神島、 来間島等 を包含し た沿岸水 域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チ、イの各点を順次結んだ線及び 最大高潮時海岸線（ただし、河川 部分については第1橋梁の上流端 の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 24度49.846分 経度125度 6.800分 点ロ 緯度 24度51.757分 経度125度 7.439分 点ハ 緯度 24度55.345分 経度125度12.190分 点ニ 緯度 25度 4.860分 経度125度12.934分 点ホ 緯度 25度 5.730分 経度125度15.364分 点ヘ 緯度 25度 1.089分 経度125度21.489分 点ト 緯度 24度41.745分 経度125度30.437分 点チ 緯度 24度40.424分 経度125度11.867分 ただし、次の各号に掲げる区域 は除外する。 (1) 緯度24度47.678分経度125 度15.370分のA点、緯度24度 48.242分経度125度15.325分 のB点、緯度24度48.271分経 度125度15.961分のC点、緯 度24度48.562分経度125度16. 136分のD点、緯度24度48.85 9分経度125度15.719分のE 点、緯度24度49.648分経度12 5度15.487分のF点、緯度24 度50.240分経度125度15.536 分のG点、緯度24度49.878分 経度125度15.833分のH点、 緯度24度50.080分経度125度1 6.612分のI点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸線によ って囲まれた区域 (2) 緯度24度50.297分経度125 度17.602分のA点、緯度24度 50.352分経度125度17.554分 のB点、緯度24度50.471分経 度125度17.613分のC点、緯 度24度50.425分経度125度17. 725分のD点を順次結んだ線 及び最大高潮時海岸線によ って囲まれた区域 (3) 緯度24度44.054分経度125 度16.030分のA点、緯度24度 43.970分経度125度15.963分 のB点、緯度24度44.026分経 度125度15.884分のC点、緯 度24度44.059分経度125度15. 907分のD点を順次結んだ線 及び最大高潮時海岸線によ って囲まれた区域 (4) 緯度24度43.499分経度125 度15.291分のA点、緯度24度 43.520分経度125度15.336分 のB点、緯度24度43.533分経 度125度15.511分のC点、緯 度24度43.436分経度125度15. 497分のD点、緯度24度43.37	国又は 地方公共 団体が空 港、港 湾、河 川、海 岸、道路 等の公共 又は公共 事業のた めに実施 する調査 及び事業 の施行に ついては、 正当な理 由がな ければ、 これを拒 んでは ならない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、漁具 を固定し てする漁 業を営ん ではなら ない。	宮古島市
	第一種 共同漁 業	モズク漁 業	12月1日 から翌年 7月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	クビレズ タ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	キリンサ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	ウニ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	ナマコ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タコ漁業 (ワモン ダコ、シ マダコ及 びサメハ ダテナガ ダコのみ)	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	シャコガ イ漁業	9月1日 から翌年 5月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	タカセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	ヤコウガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	マガキガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
第一種 共同漁 業	サザエ漁 業	1月1日 から12月 31日まで					
第二種 共同漁 業	固定式刺 網漁業	1月1日 から12月 31日まで					

	<p>第二種 共同漁業</p>	<p>かご網漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>7分経度125度15.377分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度24度48.720分経度125度10.675分のA点、緯度24度48.652分経度125度10.678分のB点を順次結んだ線、緯度24度48.660分経度125度10.669分のC点、緯度24度48.656分経度125度10.639分のD点を順次結んだ線、緯度24度48.664分経度125度10.610分のE点、緯度24度48.699分経度125度10.530分のF点を順次結んだ線、緯度24度48.904分経度125度10.453分のG点、緯度24度48.908分経度125度10.457分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度24度48.332分経度125度12.626分のA点、緯度24度48.000分経度125度12.495分のB点、緯度24度47.909分経度125度12.379分のC点、緯度24度47.965分経度125度12.303分のD点、緯度24度48.179分経度125度12.047分のE点、緯度24度48.269分経度125度12.006分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(7) 緯度24度55.474分経度125度15.076分のA点、緯度24度55.316分経度125度15.012分のB点、緯度24度55.219分経度125度15.023分のC点、緯度24度55.196分経度125度14.915分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(8) 緯度24度54.230分経度125度15.784分のA点、緯度24度54.284分経度125度15.854分のB点、緯度24度54.224分経度125度15.907分のC点、緯度24度54.222分経度125度16.006分のD点、緯度24度54.133分経度125度15.991分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(9) 緯度24度54.806分経度125度18.505分のA点、緯度24度54.727分経度125度18.477分のB点、緯度24度54.704分経度125度18.436分のC点、緯度24度54.761分経度125度18.368分のD点、緯度24度54.853分経度125度18.400分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(10) 緯度24度52.617分経度125度17.763分のA点、緯度24度</p>
--	---------------------	--------------	-----------------------	--

52.768分経度125度17.796分のB点、緯度24度52.784分経度125度17.887分のC点、緯度24度52.724分経度125度17.898分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(11) 緯度24度49.925分経度125度19.140分のA点、緯度24度49.993分経度125度19.207分のB点、緯度24度49.997分経度125度19.285分のC点、緯度24度49.894分経度125度19.354分のD点、緯度24度49.839分経度125度19.302分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(12) 緯度24度48.250分経度125度19.885分のA点、緯度24度48.291分経度125度19.987分のB点、緯度24度48.238分経度125度20.098分のC点、緯度24度48.163分経度125度20.138分のD点、緯度24度48.093分経度125度19.976分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(13) 緯度24度47.007分経度125度16.086分のA点、緯度24度46.951分経度125度16.008分のB点、緯度24度46.878分経度125度15.957分のC点、緯度24度46.884分経度125度15.790分のD点、緯度24度47.038分経度125度15.559分のE点、緯度24度47.051分経度125度15.571分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(14) 緯度24度45.493分経度125度16.976分のA点、緯度24度45.659分経度125度16.871分のB点、緯度24度45.752分経度125度16.883分のC点、緯度24度45.767分経度125度16.925分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(15) 緯度24度43.100分経度125度17.862分のA点、緯度24度43.149分経度125度17.636分のB点を順次結んだ線、緯度24度43.513分経度125度17.856分のC点、緯度24度43.513分経度125度17.870分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(16) 緯度24度43.186分経度125度19.779分のA点、緯度24度43.058分経度125度19.777分のB点、緯度24度43.024分経度125度19.549分のC点、緯度24度43.189分経度125度19.695分のD点を順次結んだ線

					及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (17) 緯度24度43.452分経度125度21.809分のA点、緯度24度43.371分経度125度21.685分のB点、緯度24度43.534分経度125度21.643分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (18) 緯度24度46.250分経度125度23.769分のA点、緯度24度46.332分経度125度23.828分のB点、緯度24度46.304分経度125度23.965分のC点、緯度24度46.243分経度125度23.929分のD点、緯度24度46.173分経度125度23.879分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (19) 緯度24度43.428分経度125度27.805分のA点、緯度24度43.493分経度125度27.877分のB点、緯度24度43.399分経度125度27.986分のC点、緯度24度43.415分経度125度28.003分のD点、緯度24度43.366分経度125度28.057分のE点、緯度24度43.304分経度125度27.982分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (20) 緯度24度50.614分経度125度12.738分のA点、緯度24度50.628分経度125度12.789分のB点、緯度24度50.441分経度125度12.938分のC点、緯度24度50.200分経度125度13.026分のD点、緯度24度50.074分経度125度13.171分のE点、緯度24度50.058分経度125度12.929分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (21) 緯度24度51.053分経度125度9.501分のA点、緯度24度51.052分経度125度9.438分のB点、緯度24度50.898分経度125度9.395分のC点、緯度24度50.928分経度125度9.278分のD点、緯度24度51.089分経度125度9.330分のE点、緯度24度51.146分経度125度9.477分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
共同第23号	第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで	多良間島、水納島を包含した沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 点イ 緯度 24度37.458分 経度124度39.780分 点ロ 緯度 24度46.958分 経度124度39.120分	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共	宮古島市及び多良間村
	第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで				

	第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで		点ハ 緯度 24度47.215分 経度124度43.468分 点ニ 緯度 24度37.574分 経度124度44.474分 ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。 (1) 緯度24度44.854分経度124度41.940分のA点、緯度24度44.748分経度124度41.942分のB点、緯度24度44.707分経度124度41.776分のC点、緯度24度44.777分経度124度41.748分のD点、緯度24度44.932分経度124度41.755分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 緯度24度40.563分経度124度42.202分のA点、緯度24度41.006分経度124度42.700分のB点、緯度24度40.961分経度124度42.742分のC点、緯度24度40.783分経度124度42.550分のD点、緯度24度40.657分経度124度42.682分のE点、緯度24度40.447分経度124度42.596分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (3) 緯度24度38.863分経度124度43.394分のA点、緯度24度38.772分経度124度43.486分のB点、緯度24度38.894分経度124度43.646分のC点、緯度24度38.318分経度124度43.965分のD点、緯度24度38.302分経度124度43.897分のE点、緯度24度38.599分経度124度43.737分のF点、緯度24度38.594分経度124度43.286分のG点、緯度24度38.717分経度124度43.176分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (4) 緯度24度38.386分経度124度41.379分のA点、緯度24度38.254分経度124度41.353分のB点、緯度24度38.181分経度124度41.153分のC点、緯度24度38.299分経度124度41.099分のD点、緯度24度38.429分経度124度41.237分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。	
	第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで				
共同第24号	第一種共同漁業	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで	石垣島、竹富島、黒島、小浜島、新城島、鳩間島、西表島等を包含した沿岸水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 点イ 緯度 24度17.247分 経度123度38.074分 点ロ 緯度 24度29.396分 経度123度47.692分	国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のため	石垣市及び竹富町
	第一種共同漁業	キリンサイ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第一種共同漁業	イバラノ	1月1日				

共同漁業	リ漁業	から12月31日まで	点ハ	緯度 24度28.687分 経度123度49.963分	めに実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。
第一種共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで	点ニ	緯度 24度23.033分 経度123度58.669分	
第一種共同漁業	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで	点ホ	緯度 24度23.099分 経度124度 5.314分	
第一種共同漁業	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで	点ヘ	緯度 24度26.696分 経度124度 2.803分	
第一種共同漁業	タコ漁業 (ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで	点ト	緯度 24度29.633分 経度124度 7.012分	
第一種共同漁業	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで	点チ	緯度 24度28.937分 経度124度11.945分	
第一種共同漁業	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで	点リ	緯度 24度37.960分 経度124度18.818分	
第一種共同漁業	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで	点ヌ	緯度 24度36.478分 経度124度22.712分	
第一種共同漁業	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで	点ル	緯度 24度20.127分 経度124度15.271分	
第一種共同漁業	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで	点ヲ	緯度 24度15.092分 経度124度 8.546分	
第一種共同漁業	クロチョウガイ漁業	1月1日から12月31日まで	点ワ	緯度 24度12.088分 経度124度 1.207分	
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで	点カ	緯度 24度11.969分 経度123度55.004分	
第二種共同漁業	かご網漁業	1月1日から12月31			

ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。

- (1) 緯度24度20.029分経度124度9.680分のA点、緯度24度19.916分経度124度9.647分のB点、緯度24度19.852分経度124度9.689分のC点、緯度24度19.795分経度124度9.346分のD点、緯度24度19.670分経度124度9.245分のE点、緯度24度19.673分経度124度9.158分のF点、緯度24度19.674分経度124度9.063分のG点、緯度24度19.672分経度124度8.966分のH点、緯度24度19.694分経度124度8.857分のI点、緯度24度19.690分経度124度8.858分のJ点、緯度24度19.630分経度124度8.449分のK点、緯度24度20.072分経度124度8.375分のL点、緯度24度20.489分経度124度8.501分のM点、緯度24度20.464分経度124度8.804分のN点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (2) 緯度24度19.492分経度124度8.298分のA点、緯度24度19.961分経度124度7.897分のB点、緯度24度19.998分経度124度7.949分のC点、緯度24度19.529分経度124度8.350分のD点、緯度24度19.492分経度124度8.298分のA点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (3) 緯度24度20.050分経度124度7.800分のA点、緯度24度20.110分経度124度7.796分のB点、緯度24度20.131分経度124度8.166分のC点、緯度24度20.304分経度124度8.332分

						<p>のD点、緯度24度20.265分経度124度8.381分のE点、緯度24度20.073分経度124度8.197分のF点、緯度24度20.050分経度124度7.800分のA点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(4) 緯度24度20.201分経度124度7.772分のA点、緯度24度20.231分経度124度7.733分のB点、緯度24度20.383分経度124度7.876分のC点、緯度24度20.353分経度124度7.914分のD点、緯度24度20.201分経度124度7.772分のA点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(5) 緯度24度20.246分経度124度5.479分のA点、緯度24度20.333分経度124度5.599分のB点、緯度24度20.200分経度124度5.810分のC点、緯度24度20.156分経度124度5.914分のD点、緯度24度19.988分経度124度5.822分のE点、緯度24度19.948分経度124度5.759分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(6) 緯度24度20.819分経度123度59.520分のA点、緯度24度20.858分経度123度59.575分のB点、緯度24度20.832分経度123度59.741分のC点、緯度24度20.724分経度123度59.794分のD点、緯度24度20.704分経度123度59.728分のE点、緯度24度20.486分経度123度59.480分のF点、緯度24度20.603分経度123度59.356分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(7) 緯度24度15.242分経度123度59.963分のA点、緯度24度15.289分経度123度59.912分のB点、緯度24度15.390分経度124度0.027分のC点、緯度24度15.394分経度124度0.080分のD点、緯度24度15.349分経度124度0.103分のE点、緯度24度15.281分経度124度0.170分のF点、緯度24度15.254分経度124度0.277分のG点、緯度24度15.130分経度124度0.233分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(8) 緯度24度14.122分経度123度56.365分のA点、緯度24度14.146分経度123度56.321分のB点、緯度24度14.191分経度123度56.294分のC点、緯度24度14.193分経度123度56.285分のD点、緯度24度14.200分経度123度56.281分のE</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

					<p>点、緯度24度14.209分経度123度56.283分のF点、緯度24度14.255分経度123度56.266分のG点、緯度24度14.260分経度123度56.282分のH点、緯度24度14.266分経度123度56.286分のI点、緯度24度14.269分経度123度56.294分のJ点、緯度24度14.266分経度123度56.302分のK点、緯度24度14.273分経度123度56.326分のL点、緯度24度14.260分経度123度56.330分のM点、緯度24度14.272分経度123度56.371分のN点、緯度24度14.251分経度123度56.417分のO点、緯度24度14.191分経度123度56.438分のP点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(9) 緯度24度28.098分経度123度49.386分のA点、緯度24度28.008分経度123度49.378分のB点、緯度24度27.881分経度123度49.256分のC点、緯度24度27.817分経度123度49.260分のD点、緯度24度27.815分経度123度49.188分のE点、緯度24度28.017分経度123度49.085分のF点、緯度24度28.020分経度123度49.058分のG点、緯度24度28.117分経度123度49.083分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(10) 緯度24度16.568分経度123度52.998分のA点、緯度24度16.378分経度123度53.179分のB点、緯度24度16.291分経度123度53.176分のC点、緯度24度16.098分経度123度53.254分のD点、緯度24度16.147分経度123度53.098分のE点、緯度24度16.144分経度123度53.053分のF点、緯度24度15.930分経度123度52.940分のG点、緯度24度15.998分経度123度52.767分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(11) 緯度24度25.266分経度123度48.008分のA点、緯度24度25.229分経度123度48.056分のB点、緯度24度25.170分経度123度48.077分のC点、緯度24度25.130分経度123度48.409分のD点、緯度24度25.069分経度123度48.403分のE点、緯度24度25.077分経度123度48.327分のF点、緯度24度24.802分経度123度48.257分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(12) 緯度24度24.429分経度123度48.751分のA点、緯度24度</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>24.404分経度123度48.847分のB点、緯度24度24.271分経度123度48.911分のC点、緯度24度24.251分経度123度48.776分のD点、緯度24度24.289分経度123度48.647分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(13) 緯度24度21.594分経度123度44.957分のA点、緯度24度21.460分経度123度44.974分のB点、緯度24度21.445分経度123度44.888分のC点、緯度24度21.450分経度123度44.783分のD点、緯度24度21.642分経度123度44.701分のE点、緯度24度21.747分経度123度44.754分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(14) 緯度24度20.274分経度123度43.752分のA点、緯度24度20.257分経度123度43.820分のB点、緯度24度20.162分経度123度43.795分のC点、緯度24度20.178分経度123度43.734分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(15) 緯度24度30.360分経度124度16.664分のA点、緯度24度30.544分経度124度16.566分のB点、緯度24度30.566分経度124度16.617分のC点、緯度24度30.571分経度124度16.699分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(16) 緯度24度27.503分経度124度15.037分のA点、緯度24度27.497分経度124度15.143分のB点、緯度24度27.467分経度124度15.140分のC点、緯度24度27.379分経度124度15.212分のD点、緯度24度27.332分経度124度15.109分のE点、緯度24度27.338分経度124度15.012分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(17) 緯度24度20.417分経度124度8.856分のA点、緯度24度20.413分経度124度8.847分のB点、緯度24度20.541分経度124度8.717分のC点、緯度24度20.477分経度124度8.520分のD点、緯度24度20.493分経度124度8.503分のE点、緯度24度20.704分経度124度8.602分のF点、緯度24度20.914分経度124度8.508分のG点、緯度24度20.996分経度124度8.609分のH点、緯度24度20.985分経度124度8.629分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(18) 緯度24度19.924分経度124度10.127分のA点、緯度24度19.832分経度124度10.074分のB点、緯度24度19.798分経度124度9.986分のC点、緯度24度19.846分経度124度9.882分のD点、緯度24度19.774分経度124度9.844分のE点、緯度24度19.841分経度124度9.698分のF点、緯度24度19.921分経度124度9.637分のG点、緯度24度20.025分経度124度9.671分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(19) 緯度24度19.994分経度123度57.343分のA点、緯度24度19.891分経度123度57.277分のB点、緯度24度19.920分経度123度57.226分のC点、緯度24度19.856分経度123度57.191分のD点、緯度24度19.783分経度123度57.247分のE点、緯度24度19.769分経度123度57.083分のF点、緯度24度19.824分経度123度57.078分のG点、緯度24度19.828分経度123度57.141分のH点緯度24度19.931分経度123度57.057分のI点、緯度24度20.040分経度123度57.125分のJ点、緯度24度20.036分経度123度57.134分のK点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(20) 緯度24度23.037分経度123度44.881分のA点、緯度24度23.018分経度123度44.816分のB点、緯度24度22.906分経度123度44.845分のC点、緯度24度22.915分経度123度44.769分のD点、緯度24度23.131分経度123度44.755分のE点、緯度24度23.160分経度123度44.841分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>(21) 緯度24度23.333分経度124度15.150分のA点、緯度24度23.337分経度124度15.197分のB点、緯度24度23.415分経度124度15.235分のC点、緯度24度23.415分経度124度15.364分のD点、緯度24度23.334分経度124度15.394分のE点、緯度24度22.155分経度124度15.347分のF点、緯度24度21.980分経度124度15.402分のG点、緯度24度21.892分経度124度15.339分のH点、緯度24度21.899分経度124度15.052分のI点、緯度24度22.310分経度124度15.091分のJ点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				区域			
共同第 25号	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで	波照間島 周辺を囲 んだ沿岸 水域	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線及び最大高潮時海岸線 により囲まれた区域 点イ 緯度 24度 2.393分 経度123度43.167分 点ロ 緯度 24度 4.791分 経度123度42.154分 点ハ 緯度 24度 4.687分 経度123度48.923分 点ニ 緯度 24度 2.315分 経度123度48.866分 ただし、緯度24度3.942分経度1 23度45.849分のA点、緯度24度4. 061分経度123度45.797分のB点、 緯度24度4.101分経度123度45.879 分のC点、緯度24度4.164分経度1 23度45.926分のD点、緯度24度4. 275分経度123度46.076分のE点、 緯度24度4.379分経度123度46.069 分のF点、緯度24度4.393分経度1 23度46.090分のG点、緯度24度4. 298分経度123度46.226分のH点、 緯度24度4.063分経度123度46.189 分のI点を順次結んだ線及び最大 高潮時海岸線によって囲まれた区 域は、除外する。	国又は 地方公共 団体が空 港、港 湾、河 川、海 岸、道路 等の公共 又は公共 事業のた めを実施 する調査 及び事業 の施行に ついては、 正当な理 由がなけ れば、こ れを拒ん ではなら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、漁 具を固定 してする 漁業を営 んではな らない。	石垣市及 び竹富町
	第一種 共同漁 業	ナマコ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	シャコガ イ漁業	9月1日 から翌年 5月31日 まで				
	第一種 共同漁 業	タカセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	ヤコウガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	サザエ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第二種 共同漁 業	固定式刺 網漁業	1月1日 から12月 31日まで				
共同第 26号	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで	仲御神島 周辺を囲 んだ沿岸 水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線及び最大高潮時海 岸線（ただし、河川部分について は第1橋梁の上流端の線）により 囲まれた区域 点イ 緯度 24度11.231分 経度123度33.162分 点ロ 緯度 24度11.705分 経度123度32.200分 点ハ 緯度 24度12.307分 経度123度32.802分 点ニ 緯度 24度11.978分 経度123度34.395分 点ホ 緯度 24度11.674分 経度123度34.471分	国又は 地方公共 団体が空 港、港 湾、河 川、海 岸、道路 等の公共 又は公共 事業のた めを実施 する調査 及び事業 の施行に ついては、 正当な理 由がなけ れば、こ れを拒ん ではなら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、漁 具	石垣市及 び竹富町
	第一種 共同漁 業	ナマコ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	タカセガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	ヤコウガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで				
	第一種 共同漁 業	サザエ漁 業	1月1日 から12月 31日まで				

							を固定し てする漁 業を営ん ではなら ない。	
共同第 27号	第一種 共同漁 業	ウニ漁業	1月1日 から12月 31日まで	与那国島 周辺を囲 んだ沿岸 水域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 イの各点を順次結んだ線及び最大 高潮時海岸線(ただし、河川部分 については第1橋梁の上流端の 線)により囲まれた区域 点イ 緯度 24度26.048分 経度122度54.241分 点ロ 緯度 24度27.347分 経度122度55.126分 点ハ 緯度 24度29.666分 経度123度 0.310分 点ニ 緯度 24度29.647分 経度123度 2.813分 点ホ 緯度 24度27.988分 経度123度 4.739分 点ヘ 緯度 24度26.229分 経度123度 2.393分 点ト 緯度 24度25.304分 経度122度59.024分 ただし、次の各号に掲げる区域 は除外する。 (1) 緯度24度28.388分経度122 度59.707分のA点、緯度24度 28.508分経度122度59.690分 のB点、緯度24度28.547分経 度122度59.710分のC点、緯 度24度28.550分経度122度59. 896分のD点、緯度24度28.33 3分経度123度0.146分のE 点、緯度24度28.354分経度12 3度0.210分のF点、緯度24度 28.344分経度123度0.227分 のG点を順次結んだ線及び最大 高潮時海岸線によって囲まれ た区域 (2) 緯度24度27.044分経度122 度56.114分のA点、緯度24度 27.210分経度122度56.179分 のB点、緯度24度27.211分経 度122度56.261分のC点、緯 度24度27.356分経度122度56. 404分のD点を順次結んだ線、 緯度24度27.299分経度122度 56.471分のE点、緯度24度 26.657分経度122度56.696分 のF点、緯度24度26.638分経 度122度56.341分のG点、緯度24 度26.657分経度122度56.292分 のH点、緯度24度26.709分経 度122度56.279分のI点、緯度 24度26.785分経度122度56.182 分のJ点、緯度24度26.810分 経度122度56.213分のK点を順 次結んだ線及び最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域	国又は 地方公 団体が空 港、港 湾、河 川、海 岸、道 路等 の公共 又は公 共事業 のため に実施 する調 査及び 事業の 施行に ついて は、正 当な理 由がな ければ、 これを 拒ん ではな ら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふく まれる 水域内 におい ては、 漁具を 固定し てする 漁業を 営ん ではな ら ない。	与那国町	
	第一種 共同漁 業	イセエビ 漁業	7月1日 から翌年 3月31日 まで					
	第一種 共同漁 業	シャコガ イ漁業	9月1日 から翌年 5月31日 まで					
	第一種 共同漁 業	ヤコウガ イ漁業	1月1日 から12月 31日まで					

別表 2

漁 場	漁 業	漁業の	漁業の	漁場の	漁業の区域	制限又は	地 元
-----	-----	-----	-----	-----	-------	------	-----

番 号	種 類	名 称	時 期	位 置	条 件	地 区
区画第 1号	第二種 区画漁 業	クルマエ ビ築堤式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸によって囲 まれた区域 点イ 緯度 26度40.544分 経度128度 0.213分 点ロ 緯度 26度40.442分 経度128度 0.226分 点ハ 緯度 26度40.442分 経度128度 0.310分	標識等 を設置し なければ ない。 名護市字 饒平部、 字運天 原、字 井出、 字我屋 源河、 字稻嶺 真喜屋 字仲尾 次、字 川親田 川、字 井等、 字慶名 字山田 字仲尾 字伊古 川、字 我知部 我河、 及び 我内原
区画第 2号	第二種 特定区 画漁業	魚類築堤 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸によって囲 まれた区域 点イ 緯度 26度40.544分 経度128度 0.213分 点ロ 緯度 26度40.442分 経度128度 0.226分 点ハ 緯度 26度40.442分 経度128度 0.310分	標識等 を設置し なければ ない。 名護市字 饒平部、 字運天 原、字 井出、 字我屋 源河、 字稻嶺 真喜屋 字仲尾 次、字 川親田 川、字 井等、 字慶名 字山田 字仲尾 字伊古 川、字 我知部 我河、 及び 我内原
区画第 3号	第二種 区画漁 業	クルマエ ビ築堤式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 与那城平 安座南西 側地先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸によって囲 まれた区域 点イ 緯度 26度20.486分 経度127度56.793分 点ロ 緯度 26度20.702分 経度127度56.588分 点ハ 緯度 26度20.982分 経度127度56.754分	標識等 を設置し なければ ない。 うるま市 与那城 安与那 勢理城 与那 計、与 那池味 、上那 城、与 那原、 与那 城中央 、照那 城、与 那原、 桃

							与那城西、原与那城、饒那城、与那城、平座、与那城、与那城、屋名、屋及び与那城
区画第4号	第二種区画漁業	クマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	南城市知念字知名板馬地先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.499分 経度 127度49.047分 点ロ 緯度 26度11.499分 経度 127度49.276分 点ハ 緯度 26度11.395分 経度 127度49.276分	標識等を設置しなければならない。	南城市知念字山志堅字吉念字知手念真字知野字久高
区画第5号	第一種区画漁業	真珠垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字阿佐留加比の鼻地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.849分 経度 127度19.175分 点ロ 緯度 26度14.075分 経度 127度19.205分 点ハ 緯度 26度14.040分 経度 127度19.301分 点ニ 緯度 26度13.983分 経度 127度19.303分 点ホ 緯度 26度13.867分 経度 127度19.267分 点ヘ 緯度 26度13.831分 経度 127度19.231分	標識等を設置しなければならない。	座間味村
区画第6号	第二種区画漁業	クマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	久米島町字宇根根サチ原北側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.572分 経度 126度49.280分 点ロ 緯度 26度20.635分 経度 126度49.231分 点ハ 緯度 26度20.825分 経度 126度49.527分 点ニ 緯度 26度20.758分 経度 126度49.579分	標識等を設置しなければならない。	久米島町
区画第7号	第二種区画漁業	クマエビ築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	久米島町字宇根根サチ原南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.498分 経度 126度49.163分 点ロ 緯度 26度20.563分	標識等を設置しなければならない。	久米島町

					点ハ 経度126度49.114分 緯度 26度20.635分 点ニ 経度126度49.231分 緯度 26度20.572分 経度126度49.280分		
区画第 8号	第二種 区画漁 業	クルマエ ビ築堤式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字狩 俣石川原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの 各点を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度53.579分 経度125度16.929分 点ロ 緯度 24度53.622分 経度125度17.089分 点ハ 緯度 24度53.446分 経度125度17.148分 点ニ 緯度 24度53.244分 経度125度17.148分 点ホ 緯度 24度53.191分 経度125度17.166分 点ヘ 緯度 24度53.044分 経度125度17.174分 点ト 緯度 24度53.024分 経度125度17.117分	標識等 を設置し なければ ない。	宮古島市 平良字下 里平良川 字荷平良 取久貝狩 字平良狩 平良字平 原平良字 西仲宗良 字西里平 良字平良 字平良字 大浦大良 字平良字 池間島良 字平良字 東仲宗良 根及字東 宗根添
区画第 9号	第二種 区画漁 業	クルマエ ビ築堤式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字東 仲宗根添 高野地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度47.945分 経度125度20.133分 点ロ 緯度 24度48.120分 経度125度20.039分 点ハ 緯度 24度48.151分 経度125度20.114分 点ニ 緯度 24度47.979分 経度125度20.206分	標識等 を設置し なければ ない。	宮古島市 平良字下 里平良川 字荷平良 取久貝狩 字平良狩 平良字平 原平良字 西仲宗良 字西里平 良字平良 字平良字 大浦大良 字平良字 池間島良 字平良字 東仲宗良 根及字東 宗根添
区画第 10号	第二種 区画漁 業	ガザミ網 仕切り式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 伊良部字 国仲大崎 地先	イ、ロの各点を順次結んだ線及 び最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 24度49.336分 経度125度10.064分 点ロ 緯度 24度49.340分	標識等 を設置し なければ ない。	宮古島市 伊良部字 伊良部字 伊良部字 伊良部字

					点ニ 緯度 24度21.030分 経度123度43.930分 点ホ 緯度 24度20.735分 経度123度44.492分		
区画第 15号	第一種 区画漁 業	真珠垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	竹富町外 離島南側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 24度21.830分 経度123度43.549分 点ロ 緯度 24度21.914分 経度123度43.507分 点ハ 緯度 24度22.093分 経度123度43.192分 点ニ 緯度 24度22.603分 経度123度43.432分 点ホ 緯度 24度22.529分 経度123度43.697分 点ヘ 緯度 24度21.940分 経度123度43.851分	標識等 を設置し なければ ならぬ。	竹富町

別表 3

漁場番 号	漁業類 種	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁業の区域	制限又は 条件	地 元 地 区
特区第 1号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	伊平屋村 字田名北 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 5.548分 経度128度 0.900分 点ロ 緯度 27度 5.601分 経度128度 0.867分 点ハ 緯度 27度 5.622分 経度128度 0.982分 点ニ 緯度 27度 5.576分 経度128度 1.007分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	伊平屋村
特区第 2号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊平屋村 字田名東 地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 4.808分 経度128度 0.491分 点ロ 緯度 27度 3.821分 経度128度 0.267分 点ハ 緯度 27度 3.891分 経度127度59.917分 点ニ 緯度 27度 4.126分 経度127度59.963分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	伊平屋村
特区第 3号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	伊平屋村 字田名東 地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 4.060分 経度127度59.830分 点ロ 緯度 27度 4.050分 経度127度59.915分 点ハ 緯度 27度 3.733分 経度127度59.878分 点ニ 緯度 27度 3.744分 経度127度59.819分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん	伊平屋村

						ではなら ない。	
特区第 4号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊平屋村 字前泊東 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点 を順次結んだ線及び最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 3.345分 経度127度59.794分 点ロ 緯度 27度 3.345分 経度128度 0.004分 点ハ 緯度 27度 2.247分 経度127度59.470分 点ニ 緯度 27度 2.150分 経度127度58.388分 点ホ 緯度 27度 2.357分 経度127度58.370分 点ヘ 緯度 27度 2.434分 経度127度58.797分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	伊平屋村
特区第 5号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	伊平屋村 字前泊東 地先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 27度 2.459分 経度127度58.792分 点ロ 緯度 27度 2.420分 経度127度58.575分 点ハ 緯度 27度 2.470分 経度127度58.575分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	伊平屋村
特区第 6号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊平屋村 字島尻東 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チの各点を順次結んだ線及び最大 高潮時海岸線によって囲まれた区 域 点イ 緯度 27度 1.750分 経度127度58.014分 点ロ 緯度 27度 1.882分 経度127度58.173分 点ハ 緯度 27度 1.715分 経度127度58.322分 点ニ 緯度 27度 1.160分 経度127度57.958分 点ホ 緯度 27度 0.943分 経度127度56.796分 点ヘ 緯度 27度 1.059分 経度127度56.796分 点ト 緯度 27度 1.163分 経度127度56.956分 点チ 緯度 27度 1.220分 経度127度56.939分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	伊平屋村
特区第 7号	第一種 特定区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	伊平屋村 伊平屋漁 港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 0.940分 経度127度56.676分 点ロ 緯度 27度 0.946分 経度127度56.674分 点ハ 緯度 27度 0.956分 経度127度56.704分 点ニ 緯度 27度 0.951分 経度127度56.706分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら	伊平屋村

						ない。	
特区第8号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村 字島尻南地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 1.004分 経度127度56.560分 点ロ 緯度 27度 0.914分 経度127度56.652分 点ハ 緯度 27度 0.912分 経度127度56.688分 点ニ 緯度 27度 0.840分 経度127度56.730分 点ホ 緯度 27度 0.876分 経度127度56.847分 点ヘ 緯度 27度 0.816分 経度127度57.119分 点ト 緯度 27度 0.058分 経度127度56.698分 点チ 緯度 27度 0.031分 経度127度56.596分 点リ 緯度 26度59.544分 経度127度56.577分 点ヌ 緯度 26度59.311分 経度127度56.236分 点ル 緯度 26度59.603分 経度127度55.959分 点ヲ 緯度 26度59.718分 経度127度56.063分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊平屋村
特区第9号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊平屋村 字島尻南地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 0.993分 経度127度56.543分 点ロ 緯度 27度 0.971分 経度127度56.579分 点ハ 緯度 26度59.925分 経度127度56.482分 点ニ 緯度 26度59.951分 経度127度56.244分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊平屋村
特区第10号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	伊平屋村 字島尻南地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度59.735分 経度127度56.708分 点ロ 緯度 27度 0.058分 経度127度56.698分 点ハ 緯度 26度59.912分 経度127度56.839分 点ニ 緯度 26度59.820分 経度127度56.848分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊平屋村
特区第11号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村 字野甫東地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度59.902分 経度127度55.775分 点ロ 緯度 26度59.877分 経度127度55.888分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふく	伊平屋村

					<p>点ハ 緯度 26度59.348分 経度127度55.941分 点ニ 緯度 26度59.245分 経度127度55.765分 点ホ 緯度 26度59.210分 経度127度55.645分 点ヘ 緯度 26度59.247分 経度127度55.503分 点ト 緯度 26度59.390分 経度127度55.284分 ただし、緯度26度59.834分経度127度55.559分のA点、緯度26度59.696分経度127度55.682分のB点、緯度26度59.647分経度127度55.678分のC点、緯度26度59.652分経度127度55.508分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域は、除外する。</p>	<p>そうする水域内においては、営んではない。</p>	
特区第12号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村字野甫北地先	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 0.102分 経度127度55.453分 点ロ 緯度 27度 0.170分 経度127度55.666分 点ハ 緯度 27度 0.074分 経度127度55.839分 点ニ 緯度 26度59.909分 経度127度55.905分 点ホ 緯度 26度59.972分 経度127度55.689分</p>	<p>標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。</p>	伊平屋村
特区第13号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村字島尻西地先	<p>イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度59.891分 経度127度56.116分 点ロ 緯度 26度59.901分 経度127度55.938分 点ハ 緯度 27度 0.462分 経度127度56.087分 点ニ 緯度 27度 0.446分 経度127度56.266分</p>	<p>標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。</p>	伊平屋村
特区第14号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村字島尻西地先	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 0.673分 経度127度56.030分 点ロ 緯度 27度 0.609分 経度127度55.878分 点ハ 緯度 27度 0.937分 経度127度55.710分 点ニ 緯度 27度 1.491分 経度127度55.808分 点ホ 緯度 27度 1.749分 経度127度56.131分 点ヘ 緯度 27度 1.666分 経度127度56.421分</p>	<p>標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。</p>	伊平屋村
特区第15号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式	9月1日から翌年	伊平屋村字田名西	<p>イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線に</p>	<p>標識を</p>	伊平屋村

	画漁業	養殖業	7月31日まで	地先	よって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 2.785分 経度127度57.298分 点ロ 緯度 27度 2.784分 経度127度57.144分 点ハ 緯度 27度 3.977分 経度127度58.180分 点ニ 緯度 27度 3.873分 経度127度58.357分	ければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第16号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村字田名西地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線よって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 3.963分 経度127度58.467分 点ロ 緯度 27度 4.113分 経度127度58.350分 点ハ 緯度 27度 5.303分 経度127度59.502分 点ニ 緯度 27度 5.169分 経度127度59.714分	標識を設置しなければない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊平屋村
特区第17号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村具志川島北地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度58.679分 経度127度56.524分 点ロ 緯度 26度58.794分 経度127度56.511分 点ハ 緯度 26度58.969分 経度127度57.061分 点ニ 緯度 26度58.601分 経度127度57.345分	標識を設置しなければない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村
特区第18号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊是名村字内花地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度57.122分 経度127度56.059分 点ロ 緯度 26度57.226分 経度127度56.001分 点ハ 緯度 26度57.298分 経度127度56.008分 点ニ 緯度 26度57.374分 経度127度56.149分 点ホ 緯度 26度57.316分 経度127度56.263分	標識を設置しなければない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村
特区第19号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊是名村字内花地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度57.280分 経度127度56.321分 点ロ 緯度 26度57.347分 経度127度56.393分 点ハ 緯度 26度57.285分 経度127度56.477分 点ニ 緯度 26度57.219分 経度127度56.407分	標識を設置しなければない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村

						ない。	
特区第20号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村字諸見渡地地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度56.801分 経度127度57.187分 点ロ 緯度 26度56.933分 経度127度57.355分 点ハ 緯度 26度56.834分 経度127度57.454分 点ニ 緯度 26度56.510分 経度127度57.626分 点ホ 緯度 26度55.884分 経度127度57.522分 点ヘ 緯度 26度56.078分 経度127度57.286分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村
特区第21号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村字伊是名港原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度54.063分 経度127度55.244分 点ロ 緯度 26度54.085分 経度127度54.996分 点ハ 緯度 26度55.085分 経度127度55.142分 点ニ 緯度 26度55.085分 経度127度55.423分 点ホ 緯度 26度54.792分 経度127度55.774分 点ヘ 緯度 26度54.760分 経度127度56.096分 点ト 緯度 26度53.729分 経度127度56.104分 点チ 緯度 26度53.656分 経度127度56.033分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村
特区第22号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊是名村字伊是名漁港西側地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度54.945分 経度127度55.724分 点ロ 緯度 26度54.908分 経度127度55.670分 点ハ 緯度 26度55.039分 経度127度55.503分 点ニ 緯度 26度55.081分 経度127度55.536分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村
特区第23号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊是名村字勢理客地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度55.869分 経度127度55.199分 点ロ 緯度 26度55.992分 経度127度55.174分 点ハ 緯度 26度56.007分 経度127度55.214分 点ニ 緯度 26度55.885分 経度127度55.250分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村

特区第24号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村字勢理客屋ノ下島地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度56.042分 経度127度54.914分 点ロ 緯度 26度55.928分 経度127度54.968分 点ハ 緯度 26度55.899分 経度127度54.856分 点ニ 緯度 26度56.136分 経度127度54.633分 点ホ 緯度 26度56.668分 経度127度54.632分 点ヘ 緯度 26度56.747分 経度127度54.797分 点ト 緯度 26度56.730分 経度127度54.999分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊是名村
特区第25号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	国頭村字伊部地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度45.353分 経度128度19.457分 点ロ 緯度 26度45.393分 経度128度19.463分 点ハ 緯度 26度45.352分 経度128度19.540分 点ニ 緯度 26度45.327分 経度128度19.535分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	国頭村
特区第26号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	国頭村字安田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度44.859分 経度128度19.500分 点ロ 緯度 26度44.881分 経度128度19.491分 点ハ 緯度 26度44.921分 経度128度19.579分 点ニ 緯度 26度44.899分 経度128度19.584分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	国頭村
特区第27号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	国頭村字安田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度44.757分 経度128度19.298分 点ロ 緯度 26度44.794分 経度128度19.271分 点ハ 緯度 26度44.877分 経度128度19.405分 点ニ 緯度 26度44.840分 経度128度19.430分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	国頭村
特区第28号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	東村字川田地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度37.200分 経度128度10.333分	標識を設置しなければならない。錨地及	東村

					点ロ 緯度 26度37.677分 経度128度 9.188分 点ハ 緯度 26度37.727分 経度128度 9.340分 点ニ 緯度 26度37.677分 経度128度 9.901分 点ホ 緯度 26度37.596分 経度128度 9.900分 点ヘ 緯度 26度37.600分 経度128度10.132分 点ト 緯度 26度37.639分 経度128度10.119分 点チ 緯度 26度37.630分 経度128度10.210分	び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	
特区第 29号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	国頭村字 鏡地地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度44.233分 経度128度 9.053分 点ロ 緯度 26度44.348分 経度128度 9.018分 点ハ 緯度 26度44.358分 経度128度 9.122分 点ニ 緯度 26度44.212分 経度128度 9.155分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	国頭村
特区第 30号	第一種 特定区 画漁業	ライブロ ック小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	国頭村字 辺土名地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度45.380分 経度128度 9.450分 点ロ 緯度 26度45.470分 経度128度 9.380分 点ハ 緯度 26度45.527分 経度128度 9.528分 点ニ 緯度 26度45.437分 経度128度 9.593分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	国頭村
特区第 31号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	国頭村字 辺土名地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度44.827分 経度128度10.020分 点ロ 緯度 26度45.117分 経度128度 9.955分 点ハ 緯度 26度45.187分 経度128度10.210分 点ニ 緯度 26度44.878分 経度128度10.193分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	国頭村
特区第 32号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	国頭村字 辺土名地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度45.026分 経度128度10.522分 点ロ 緯度 26度45.081分 経度128度10.533分 点ハ 緯度 26度45.087分 経度128度10.586分 点ニ 緯度 26度45.034分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に	国頭村

					経度128度10.578分	おいては、営んではない。	
特区第33号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	国頭村字辺土名地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度45.305分 経度128度10.462分 点ロ 緯度 26度45.524分 経度128度10.498分 点ハ 緯度 26度45.541分 経度128度10.726分 点ニ 緯度 26度45.355分 経度128度10.738分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内において、営んではない。	国頭村
特区第34号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	大宜味村字塩屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.414分 経度128度 6.095分 点ロ 緯度 26度40.499分 経度128度 5.941分 点ハ 緯度 26度40.568分 経度128度 5.988分 点ニ 緯度 26度40.483分 経度128度 6.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内において、営んではない。	大宜味村
特区第35号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字塩屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.414分 経度128度 6.095分 点ロ 緯度 26度40.499分 経度128度 5.941分 点ハ 緯度 26度40.568分 経度128度 5.988分 点ニ 緯度 26度40.483分 経度128度 6.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内において、営んではない。	大宜味村
特区第36号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字塩屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.414分 経度128度 6.095分 点ロ 緯度 26度40.499分 経度128度 5.941分 点ハ 緯度 26度40.568分 経度128度 5.988分 点ニ 緯度 26度40.483分 経度128度 6.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内において、営んではない。	大宜味村
特区第37号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字塩屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.414分 経度128度 6.095分 点ロ 緯度 26度40.499分	標識を設置しなければならない。 錨地及	大宜味村

					点ハ 経度128度 5.941分 緯度 26度40.568分 点ニ 経度128度 5.988分 緯度 26度40.483分 経度128度 6.142分	び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第38号	第一種特定区画漁業	オゴノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字塩屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.414分 経度128度 6.095分 点ロ 緯度 26度40.499分 経度128度 5.941分 点ハ 緯度 26度40.568分 経度128度 5.988分 点ニ 緯度 26度40.483分 経度128度 6.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村
特区第39号	第一種特定区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字宮城地先	イ、ロの各点を結んだ線、ハ、ニ、ホ、への各点を結んだ線及びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.831分 経度128度 6.227分 点ロ 緯度 26度39.954分 経度128度 6.238分 点ハ 緯度 26度39.982分 経度128度 6.373分 点ニ 緯度 26度39.979分 経度128度 6.511分 点ホ 緯度 26度40.088分 経度128度 6.561分 点ヘ 緯度 26度40.083分 経度128度 6.666分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村
特区第40号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	大宜味村字宮城地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.123分 経度128度 5.909分 点ロ 緯度 26度40.191分 経度128度 5.861分 点ハ 緯度 26度40.249分 経度128度 5.963分 点ニ 緯度 26度40.181分 経度128度 6.011分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村
特区第41号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	名護市字屋我地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.755分 経度128度 1.869分 点ロ 緯度 26度38.804分 経度128度 1.871分 点ハ 緯度 26度38.796分 経度128度 1.929分 点ニ 緯度 26度38.743分 経度128度 1.929分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	名護市字饒平名、字我部、字運天、字原、字井出、字屋我、字源河、字稻嶺、字真喜屋、字仲尾、字川

						ない。	上、字親 川、等、田 井、慶、名 振、山、田 字、仲、尾 字、伊、差 字、川、古 我、知、河 我、部、祖 及、び、河 我、字、呉
特区第 42号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サヒビ建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	名護市饒 平名地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.128分 経度128度 1.161分 点ロ 緯度 26度39.190分 経度128度 1.074分 点ハ 緯度 26度39.253分 経度128度 1.118分 点ニ 緯度 26度39.197分 経度128度 1.221分	標識をな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではな らない。	名護市字 饒平部、 字運、天 字原、字 井出、字 屋我、字 源河、字 稻嶺、字 真喜、屋 字仲、尾 次、字川 上、字親 川、字田 井、等、名 振、山、田 字、仲、尾 字、伊、差 字、川、古 我、知、河 我、部、祖 及、び、河 我、字、呉
特区第 43号	第一種 特定区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 我部前垣 地先	イ、ロの各点を順次結んだ線及 び最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度39.802分 経度127度59.678分 点ロ 緯度 26度39.943分 経度127度59.658分	標識をな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではな らない。	名護市字 饒平部、 字運、天 字原、字 井出、字 屋我、字 源河、字 稻嶺、字 真喜、屋 字仲、尾 次、字川 上、字親 川、字田 井、等、名 振、山、田 字、仲、尾 字、伊、差 字、川、古 我、知、河 我、部、祖 及、び、河 我、字、呉
特区第 44号	第一種 特定区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域	標識をな ければな ない。	名護市字 饒平部、 字我、

					点イ 緯度 26度40.255分 経度127度59.686分 点ロ 緯度 26度40.405分 経度127度59.836分 点ハ 緯度 26度40.334分 経度127度59.942分	らない。及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	天 運 天 濟 字 濟 字 出 字 字 我 字 字 河 字 字 嶺 字 真 喜 屋 字 仲 尾 次 字 川 上 字 親 川 字 田 井 等 字 振 慶 名 字 山 田 字 仲 尾 川 伊 字 我 知 差 及 部 古 び 祖 河 字 呉
特区第 45号	第一種 特定区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.396分 経度127度59.970分 点ロ 緯度 26度40.450分 経度127度59.880分 点ハ 緯度 26度40.495分 経度127度59.928分	標識を 設置しな ければ なら ない。 及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	名護市字 饒平名、 字 運 天 字 原 濟 井 出 字 屋 我 字 源 河 字 稲 嶺 字 真 喜 屋 字 仲 尾 次 字 川 上 字 親 川 字 田 井 等 字 振 慶 名 字 山 田 字 仲 尾 川 伊 字 我 知 差 及 部 古 び 祖 河 字 呉
特区第 46号	第一種 特定区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原離 崎地先	イ、ロの各点を順次結んだ線及 び最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度40.523分 経度127度59.939分 点ロ 緯度 26度40.596分 経度128度 0.187分	標識を 設置しな ければ なら ない。 及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	名護市字 饒平名、 字 運 天 字 原 濟 井 出 字 屋 我 字 源 河 字 稲 嶺 字 真 喜 屋 字 仲 尾 次 字 川 上 字 親 川 字 田 井 等 字 振 慶 名 字 山 田 字 仲 尾 川 伊 字 我 知 差

							川、字古 我知、祖河 我及び字呉 我
特区第 47号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	今帰仁村 字古字利 アジャー ケ崎地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.994分 経度128度 1.633分 点ロ 緯度 26度41.815分 経度128度 1.585分 点ハ 緯度 26度41.732分 経度128度 1.488分 点ニ 緯度 26度41.737分 経度128度 1.440分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	今帰仁村
特区第 48号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	今帰仁村 字古字利 南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 イの各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.022分 経度128度 0.965分 点ロ 緯度 26度41.515分 経度128度 1.245分 点ハ 緯度 26度42.144分 経度128度 1.962分 点ニ 緯度 26度41.511分 経度128度 2.601分 点ホ 緯度 26度40.878分 経度128度 2.253分 点ヘ 緯度 26度40.871分 経度128度 2.467分 点ト 緯度 26度40.758分 経度128度 2.442分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	今帰仁村
特区第 49号	第一種 特定区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	今帰仁村 字湧川ウ ンバラ地 先	イ、ロの各点を順次結んだ線及 び最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度39.755分 経度127度59.564分 点ロ 緯度 26度39.631分 経度127度59.490分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	今帰仁村
特区第 50号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	今帰仁村 字運天黄 金崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.363分 経度128度 0.299分 点ロ 緯度 26度41.510分 経度128度 0.394分 点ハ 緯度 26度41.348分 経度128度 0.632分 点ニ 緯度 26度41.220分 経度128度 0.552分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	今帰仁村

特区第51号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今帰仁村 字運天黄 金崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.604分 経度127度59.926分 点ロ 緯度 26度41.663分 経度127度59.942分 点ハ 緯度 26度41.639分 経度128度 0.038分 点ニ 緯度 26度41.580分 経度128度 0.019分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	今帰仁村
特区第52号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	今帰仁村 字運天黄 金崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.470分 経度127度59.750分 点ロ 緯度 26度41.490分 経度127度59.760分 点ハ 緯度 26度41.480分 経度127度59.810分 点ニ 緯度 26度41.470分 経度127度59.810分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	今帰仁村
特区第53号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今帰仁村 字運天黄 金崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.894分 経度127度59.239分 点ロ 緯度 26度41.943分 経度127度59.255分 点ハ 緯度 26度41.907分 経度127度59.366分 点ニ 緯度 26度41.865分 経度127度59.335分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	今帰仁村
特区第54号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	今帰仁村 字仲宗根 運動公園 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.840分 経度127度58.690分 点ロ 緯度 26度41.850分 経度127度58.700分 点ハ 緯度 26度41.820分 経度127度58.730分 点ニ 緯度 26度41.810分 経度127度58.710分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	今帰仁村
特区第55号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字 新里地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.391分 経度127度54.146分 点ロ 緯度 26度42.518分 経度127度54.001分 点ハ 緯度 26度42.545分 経度127度54.012分 点ニ 緯度 26度42.570分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては	本部町

					点ホ 経度127度54.236分 緯度 26度42.426分 経度127度54.237分	は、営んではならない。	
特区第56号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字備瀬高良原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.365分 経度127度53.380分 点ロ 緯度 26度42.424分 経度127度53.372分 点ハ 緯度 26度42.387分 経度127度53.440分 点ニ 緯度 26度42.350分 経度127度53.437分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第57号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本部町字備瀬南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.332分 経度127度52.762分 点ロ 緯度 26度42.383分 経度127度52.758分 点ハ 緯度 26度42.386分 経度127度52.800分 点ニ 緯度 26度42.335分 経度127度52.804分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第58号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字備瀬後備浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.248分 経度127度52.580分 点ロ 緯度 26度42.361分 経度127度52.440分 点ハ 緯度 26度42.559分 経度127度52.398分 点ニ 緯度 26度42.575分 経度127度52.637分 点ホ 緯度 26度42.485分 経度127度52.700分 点ヘ 緯度 26度42.230分 経度127度52.721分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第59号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本部町字備瀬後備浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.257分 経度127度52.575分 点ロ 緯度 26度42.324分 経度127度52.581分 点ハ 緯度 26度42.353分 経度127度52.651分 点ニ 緯度 26度42.265分 経度127度52.653分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第60号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字浜元港原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.729分	標識を設置しなければならぬ。	本部町

					点ロ 経度127度52.320分 緯度 26度40.722分 点ハ 経度127度52.445分 緯度 26度40.447分 点ニ 経度127度52.880分 緯度 26度39.985分 点ホ 経度127度52.550分 緯度 26度39.743分 経度127度52.592分	錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	
特区第 61号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	本部町字 浜元港原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.002分 経度127度52.458分 点ロ 緯度 26度40.267分 経度127度52.553分 点ハ 緯度 26度40.267分 経度127度52.750分 点ニ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	本部町
特区第 62号	第一種 特定区 画漁業	クロマグ ロ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	本部町字 大浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分 点ロ 緯度 26度40.386分 経度127度52.834分 点ハ 緯度 26度40.005分 経度127度53.000分 点ニ 緯度 26度39.930分 経度127度52.842分 点ホ 緯度 26度39.927分 経度127度52.686分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。 生け簀 の形状、 規格及び 台数は下 記のとす る。 (1) 縦 90m、横 60m、深 さ20mの 生け簀 2台 (2) 縦 80m、横 40m、深 さ20mの 生け簀 1台 (3) 縦 60m、横 60m、深 さ20mの 生け簀 3台 (4) 一 辺22.5 m、深さ 20mの正	本部町

						八角形の生け簀 1台 (5) 直径60m、深さ20mの円形の生け簀 1台 ただし、生け簀の総面積が現有面積(29,795㎡)を超えない範囲で生け簀の形状、規格、または台数を変更することは支えない。	
特区第63号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本部町字大浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分 点ロ 緯度 26度40.386分 経度127度52.834分 点ハ 緯度 26度40.005分 経度127度53.000分 点ニ 緯度 26度39.930分 経度127度52.842分 点ホ 緯度 26度39.927分 経度127度52.686分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	本部町
特区第64号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字大浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.604分 経度127度52.750分 点ロ 緯度 26度39.635分 経度127度52.753分 点ハ 緯度 26度39.640分 経度127度52.899分 点ニ 緯度 26度39.618分 経度127度52.896分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	本部町
特区第65号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字瀬底名宜志原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.995分 経度127度52.475分 点ロ 緯度 26度39.249分 経度127度52.186分 点ハ 緯度 26度39.447分 経度127度52.089分 点ニ 緯度 26度39.447分 経度127度52.204分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営ん	本部町

					点ホ 緯度 26度39.269分 経度127度52.273分 点ヘ 緯度 26度39.029分 経度127度52.519分	ではなら ない。	
特区第 66号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	本部町瀬 底島東地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度38.095分 経度127度52.073分 点ロ 緯度 26度38.170分 経度127度52.008分 点ハ 緯度 26度38.349分 経度127度52.214分 点ニ 緯度 26度38.751分 経度127度52.356分 点ホ 緯度 26度38.751分 経度127度52.418分 点ヘ 緯度 26度38.252分 経度127度52.284分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	本部町
特区第 67号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	本部町字 崎本部地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度37.002分 経度127度53.252分 点ロ 緯度 26度37.222分 経度127度53.237分 点ハ 緯度 26度37.243分 経度127度53.322分 点ニ 緯度 26度36.989分 経度127度53.482分 点ホ 緯度 26度36.937分 経度127度53.433分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	本部町
特区第 68号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	本部町水 納島字瀬 底クバマ 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点 を順次結んだ線及び最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.802分 経度127度48.573分 点ロ 緯度 26度39.162分 経度127度48.352分 点ハ 緯度 26度39.349分 経度127度48.567分 点ニ 緯度 26度39.241分 経度127度48.838分 点ホ 緯度 26度39.164分 経度127度48.959分 点ヘ 緯度 26度39.044分 経度127度48.868分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	本部町
特区第 69号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	本部町水 納島字瀬 底スフレ ガイ地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.551分 経度127度48.742分 点ロ 緯度 26度38.648分 経度127度48.857分 点ハ 緯度 26度38.668分 経度127度49.333分 点ニ 緯度 26度38.456分 経度127度49.214分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	本部町
特区第	第一種	シャコガ	1月1日	名護市字	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順	標識を	名護市東

70号	特定区 画漁業	イ小割式 養殖業	から12月 31日まで	山人端地 先	次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度36.352分 経度127度55.858分 点ロ 緯度 26度36.379分 経度127度55.822分 点ハ 緯度 26度36.396分 経度127度55.847分 点ニ 緯度 26度36.361分 経度127度55.885分	設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく まれている 水域内 においては 営んでは ない。	江 一 丁 目、東江 二丁目、東江 三丁目、東江 四丁目、東江 五丁目、東江 六丁目、東江 七丁目、東江 八丁目、東江 九丁目、東江 十丁目、東江 十一丁目、東江 十二丁目、東江 十三丁目、東江 十四丁目、東江 十五丁目、東江 十六丁目、東江 十七丁目、東江 十八丁目、東江 十九丁目、東江 二十丁目、東江 二十一丁目、東江 二十二丁目、東江 二十三丁目、東江 二十四丁目、東江 二十五丁目、東江 二十六丁目、東江 二十七丁目、東江 二十八丁目、東江 二十九丁目、東江 三十丁目、東江 三十一丁目、東江 三十二丁目、東江 三十三丁目、東江 三十四丁目、東江 三十五丁目、東江 三十六丁目、東江 三十七丁目、東江 三十八丁目、東江 三十九丁目、東江 四十丁目、東江 四十一丁目、東江 四十二丁目、東江 四十三丁目、東江 四十四丁目、東江 四十五丁目、東江 四十六丁目、東江 四十七丁目、東江 四十八丁目、東江 四十九丁目、東江 五十丁目、東江 五十一丁目、東江 五十二丁目、東江 五十三丁目、東江 五十四丁目、東江 五十五丁目、東江 五十六丁目、東江 五十七丁目、東江 五十八丁目、東江 五十九丁目、東江 六十丁目、東江 六十一丁目、東江 六十二丁目、東江 六十三丁目、東江 六十四丁目、東江 六十五丁目、東江 六十六丁目、東江 六十七丁目、東江 六十八丁目、東江 六十九丁目、東江 七十丁目、東江 七十一丁目、東江 七十二丁目、東江 七十三丁目、東江 七十四丁目、東江 七十五丁目、東江 七十六丁目、東江 七十七丁目、東江 七十八丁目、東江 七十九丁目、東江 八十丁目、東江 八十一丁目、東江 八十二丁目、東江 八十三丁目、東江 八十四丁目、東江 八十五丁目、東江 八十六丁目、東江 八十七丁目、東江 八十八丁目、東江 八十九丁目、東江 九十丁目、東江 九十一丁目、東江 九十二丁目、東江 九十三丁目、東江 九十四丁目、東江 九十五丁目、東江 九十六丁目、東江 九十七丁目、東江 九十八丁目、東江 九十九丁目、東江 百丁目、東江
-----	------------	-------------	----------------	-----------	---	---	--

						富慶字、 屋部、佐、 宇茂中山、 字中旭川、 字勝山、 字山入安 字端、字久 和、字豊 志、字辺 原、古、字 野、見、字 二大浦、字 大川、字 瀬嵩、字 汀間、字 三原、字 阿部、字 嘉陽、及 天仁屋 字	
特区第71号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	名護市字許田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度32.927分 経度127度57.933分 点ロ 緯度 26度32.963分 経度127度57.944分 点ハ 緯度 26度32.962分 経度127度57.986分 点ニ 緯度 26度32.919分 経度127度57.978分	標識を 設置しな ければ不 足しない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは ない。	名護市東 江一丁江 目、二丁 目、三東 江、四東 江、五東 江、一城 目、二城 目、三城 目、一港 目、二東 一、大東 二、大東 三、大東 四、大中 一、大中 二、大中 三、大中 四、大西 一、大西 二、大西 三、大西 四、大西 五、大南 一、大南 二、大南 三、大南 四、大北 一、大北

						二目、丁 大北、三 目、大 四、北 大、五 目、丁 目、一 宮、里 目、二 三、宮 宮、目 目、四 五、宮 目、丁 七、里 字、又 字、喜 字、幸 字、許 字、数 字、久 田、世 富、字 屋、字 字、佐 字、山 字、旭 字、勝 山、入 字、安 端、久 和、豊 志、辺 野、字 二、字 大、字 大、字 瀨、字 汀、字 三、字 阿、字 嘉、字 陽、字 仁、字 屋、字
特区第 72号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	名護市久 志地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度29.894分 経度128度 0.848分 点ロ 緯度 26度30.271分 経度128度 0.570分 点ハ 緯度 26度30.565分 経度128度 1.805分 点ニ 緯度 26度30.346分 経度128度 1.927分	標識を 設置しな ければな らない。 及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。 名護市東 江一丁江 目、東江 二、目、三 東、目、丁 目、東江 四、東江 東、目、一 目、城、丁 二、目、一 城、目、三 港、目、一 丁、目、港 二、目、一 大、東、丁 目、大東、 二、大東、 大、東、 目、大東、 四、大東、

							字天仁屋
特区第73号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	伊江村東江前浜崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.200分 経度127度49.587分 点ロ 緯度 26度42.250分 経度127度49.600分 点ハ 緯度 26度42.250分 経度127度49.670分 点ニ 緯度 26度42.200分 経度127度49.670分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊江村
特区第74号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊江村字川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.236分 経度127度48.790分 点ロ 緯度 26度42.380分 経度127度48.786分 点ハ 緯度 26度42.504分 経度127度49.405分 点ニ 緯度 26度42.310分 経度127度49.399分 点ホ 緯度 26度42.237分 経度127度49.015分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊江村
特区第75号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊江村字川平具志漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.160分 経度127度48.495分 点ロ 緯度 26度42.256分 経度127度48.483分 点ハ 緯度 26度42.259分 経度127度48.662分 点ニ 緯度 26度42.142分 経度127度48.639分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊江村
特区第76号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊江村字川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.221分 経度127度47.854分 点ロ 緯度 26度42.334分 経度127度47.890分 点ハ 緯度 26度42.320分 経度127度47.994分 点ニ 緯度 26度42.231分 経度127度48.090分 点ホ 緯度 26度42.172分 経度127度48.060分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊江村
特区第77号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	伊江村字川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.500分 経度127度47.462分 点ロ 緯度 26度42.528分 経度127度47.469分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交	伊江村

					点ハ 緯度 26度42.517分 経度127度47.529分 点ニ 緯度 26度42.489分 経度127度47.523分	通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	
特区第 78号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ び建て 式養殖 業	1月1日 から12 月31日 まで	伊江村 字川平 地先	イ、ロ、 ハ、ニ、 イの各 点を順 次結ん だ線に よって 囲まれ た区域 点イ 緯度 26度42.490分 経度127度47.405分 点ロ 緯度 26度42.509分 経度127度47.410分 点ハ 緯度 26度42.501分 経度127度47.458分 点ニ 緯度 26度42.482分 経度127度47.453分	標識を 設置し なければ なら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふく そうす る水 域内 にお い て は、 営 ん で は 不 可 行 だ り。	伊江村
特区第 79号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	伊江村 字川平 地先	イ、ロ、 ハ、ニ、 イの各 点を順 次結ん だ線に よって 囲まれ た区域 点イ 緯度 26度42.490分 経度127度47.405分 点ロ 緯度 26度42.553分 経度127度47.423分 点ハ 緯度 26度42.514分 経度127度47.657分 点ニ 緯度 26度42.449分 経度127度47.654分	標識を 設置し なければ なら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふく そうす る水 域内 にお い て は、 営 ん で は 不 可 行 だ り。	伊江村
特区第 80号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年5月 31日 まで	伊江村 字川平 地先	イ、ロ、 ハ、ニ の各 点を 順次 結ん だ線 及び 最大 高潮 時海 岸線 によ って 囲ま れた 区域 点イ 緯度 26度42.586分 経度127度47.558分 点ロ 緯度 26度42.558分 経度127度47.555分 点ハ 緯度 26度42.556分 経度127度47.024分 点ニ 緯度 26度42.586分 経度127度47.024分	標識を 設置し なければ なら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふく そうす る水 域内 にお い て は、 営 ん で は 不 可 行 だ り。	伊江村
特区第 81号	第一種 特定区 画漁業	モズク び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	伊江村 字川平 地先	イ、ロ、 ハ、ニ、 ホ、ヘ、 ト、 イの各 点を 順次 結ん だ線 によ って 囲ま れた 区域 点イ 緯度 26度42.399分 経度127度46.154分 点ロ 緯度 26度42.489分 経度127度46.149分 点ハ 緯度 26度42.467分 経度127度46.702分 点ニ 緯度 26度42.545分 経度127度46.942分 点ホ 緯度 26度42.558分 経度127度47.334分 点ヘ 緯度 26度42.506分 経度127度47.329分 点ト 緯度 26度42.289分	標識を 設置し なければ なら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふく そうす る水 域内 にお い て は、 営 ん で は 不 可 行 だ り。	伊江村

					経度127度46.561分		
特区第82号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊江村西江前地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.660分 経度127度45.262分 点ロ 緯度 26度42.628分 経度127度45.221分 点ハ 緯度 26度42.716分 経度127度45.134分 点ニ 緯度 26度42.745分 経度127度45.179分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊江村
特区第83号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字安富祖地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.500分 経度127度53.322分 点ロ 緯度 26度30.670分 経度127度53.430分 点ハ 緯度 26度30.617分 経度127度53.498分 点ニ 緯度 26度30.458分 経度127度53.433分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第84号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字瀬良垣満茶原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.360分 経度127度51.633分 点ロ 緯度 26度30.560分 経度127度51.573分 点ハ 緯度 26度30.739分 経度127度51.971分 点ニ 緯度 26度30.593分 経度127度52.033分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第85号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納浜崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.196分 経度127度51.245分 点ロ 緯度 26度30.420分 経度127度51.107分 点ハ 緯度 26度30.531分 経度127度51.355分 点ニ 緯度 26度30.302分 経度127度51.469分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第86号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納浜崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.217分 経度127度51.305分 点ロ 緯度 26度30.273分 経度127度51.256分 点ハ 緯度 26度30.309分 経度127度51.312分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする	恩納村

					点ニ 緯度 26度30.235分 経度127度51.355分	水域内において は、営ん ではなら ない。	
特区第 87号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	恩納村字 恩納浜崎 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.196分 経度127度51.245分 点ロ 緯度 26度30.239分 経度127度51.208分 点ハ 緯度 26度30.273分 経度127度51.256分 点ニ 緯度 26度30.217分 経度127度51.305分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	恩納村
特区第 88号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	恩納村字 恩納赤崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.733分 経度127度50.226分 点ロ 緯度 26度29.042分 経度127度50.513分 点ハ 緯度 26度29.473分 経度127度50.398分 点ニ 緯度 26度29.573分 経度127度50.520分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	恩納村
特区第 89号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	恩納村字 恩納赤崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度29.372分 経度127度50.105分 点ロ 緯度 26度29.522分 経度127度50.173分 点ハ 緯度 26度29.473分 経度127度50.398分 点ニ 緯度 26度29.153分 経度127度50.430分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	恩納村
特区第 90号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	恩納村字 恩納赤崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.739分 経度127度49.461分 点ロ 緯度 26度28.975分 経度127度49.230分 点ハ 緯度 26度29.545分 経度127度50.092分 点ニ 緯度 26度29.236分 経度127度50.242分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	恩納村
特区第 91号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	恩納村字 恩納赤崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度29.005分 経度127度49.597分	標識を 設置しな ければな らない。	恩納村

					点ロ 緯度 26度29.095分 経度127度49.645分 点ハ 緯度 26度29.087分 経度127度49.663分 点ニ 緯度 26度28.997分 経度127度49.613分	錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	
特区第 92号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	恩納村字 谷茶地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.722分 経度127度48.860分 点ロ 緯度 26度27.934分 経度127度48.734分 点ハ 緯度 26度29.318分 経度127度50.118分 点ニ 緯度 26度28.874分 経度127度50.756分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	恩納村
特区第 93号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	恩納村字 富着地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度27.317分 経度127度48.286分 点ロ 緯度 26度27.375分 経度127度48.206分 点ハ 緯度 26度27.630分 経度127度48.491分 点ニ 緯度 26度27.515分 経度127度48.588分 点ホ 緯度 26度27.310分 経度127度48.372分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	恩納村
特区第 94号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	恩納村字 前兼久地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.481分 経度127度47.227分 点ロ 緯度 26度27.003分 経度127度47.397分 点ハ 緯度 26度27.161分 経度127度48.089分 点ニ 緯度 26度26.231分 経度127度47.750分 ただし、緯度26度26.558分経度 127度48.197分のA点、緯度26度2 6.626分経度127度47.969分のB 点、緯度26度26.891分経度127度4 7.956分のC点、緯度26度26.930 分経度127度47.986分のD点、緯 度26度26.928分経度127度48.067 分のE点を順次結んだ線及び最大 高潮時海岸線によって囲まれた区 域は、除外する。	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	恩納村
特区第 95号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	恩納村字 仲泊地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.481分 経度127度47.227分 点ロ 緯度 26度26.869分 経度127度47.518分 点ハ 緯度 26度26.847分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく	恩納村

					点ニ 経度127度47.713分 緯度 26度26.327分 経度127度47.445分	そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	
特区第 96号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	恩納村字 仲泊地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.231分 経度127度47.750分 点ロ 緯度 26度26.327分 経度127度47.445分 点ハ 緯度 26度26.847分 経度127度47.713分 点ニ 緯度 26度26.842分 経度127度47.943分 ただし、緯度26度26.558分経度 127度48.197分のA点、緯度26度2 6.626分経度127度47.969分のB 点、緯度26度26.891分経度127度4 7.956分のC点、緯度26度26.930 分経度127度47.986分のD点、緯 度26度26.928分経度127度48.067 分のE点を順次結んだ線及び最大 高潮時海岸線によって囲まれた区 域は、除外する。	標識を 設置し なければ なら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	恩納村
特区第 97号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	恩納村字 真栄田地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.465分 経度127度44.561分 点ロ 緯度 26度25.644分 経度127度44.458分 点ハ 緯度 26度26.140分 経度127度45.277分 点ニ 緯度 26度25.995分 経度127度45.395分	標識を 設置し なければ なら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	恩納村
特区第 98号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 松田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.014分 経度128度 0.197分 点ロ 緯度 26度30.061分 経度128度 0.358分 点ハ 緯度 26度29.763分 経度128度 0.640分 点ニ 緯度 26度29.592分 経度128度 0.478分	標 識 を設置 しな けれ ばな らな い。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	宜野座村
特区第 99号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字宜野座 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度28.396分 経度127度59.873分 点ロ 緯度 26度28.479分 経度127度59.730分 点ハ 緯度 26度28.885分	標識を 設置し なければ なら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする	宜野座村

					点ニ 経度128度 0.185分 緯度 26度28.644分 点ホ 経度128度 0.351分 緯度 26度28.385分 経度128度 0.011分	水域内において は、営ん ではない。	
特区第 100号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字宜野座 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.945分 経度127度59.326分 点ロ 緯度 26度28.192分 経度127度59.194分 点ハ 緯度 26度28.453分 経度127度59.665分 点ニ 緯度 26度28.298分 経度127度59.918分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん ではな らない。	宜野座村
特区第 101号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字惣慶地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.726分 経度127度58.245分 点ロ 緯度 26度27.939分 経度127度58.117分 点ハ 緯度 26度28.037分 経度127度58.608分 点ニ 緯度 26度27.870分 経度127度58.637分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん ではな らない。	宜野座村
特区第 102号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字漢那地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.983分 経度127度57.641分 点ロ 緯度 26度28.068分 経度127度57.602分 点ハ 緯度 26度28.117分 経度127度57.709分 点ニ 緯度 26度28.047分 経度127度57.736分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん ではな らない。	宜野座村
特区第 103号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	金武町字 金武崎原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度26.520分 経度127度57.055分 点ロ 緯度 26度27.010分 経度127度56.888分 点ハ 緯度 26度27.160分 経度127度57.161分 点ニ 緯度 26度26.808分 経度127度57.331分 点ホ 緯度 26度26.632分 経度127度57.285分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん ではな らない。	金武町
特区第 104号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建	9月1日 から翌年	金武町字 金武崎原	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域	標識を 設置しな	金武町

	画漁業	て式養殖業	5月31日まで	地先	点イ 緯度 26度26.655分 経度127度56.645分 点ロ 緯度 26度27.010分 経度127度56.645分 点ハ 緯度 26度27.010分 経度127度56.852分 点ニ 緯度 26度26.655分 経度127度56.852分	ければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第105号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	金武町字金武地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.140分 経度127度56.008分 点ロ 緯度 26度26.310分 経度127度56.014分 点ハ 緯度 26度26.303分 経度127度56.139分 点ニ 緯度 26度26.137分 経度127度56.150分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	金武町
特区第106号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	金武町字伊芸加武川原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.989分 経度127度52.738分 点ロ 緯度 26度27.220分 経度127度52.659分 点ハ 緯度 26度27.230分 経度127度53.274分 点ニ 緯度 26度26.931分 経度127度53.845分 点ホ 緯度 26度26.804分 経度127度53.783分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	金武町
特区第107号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	金武町字伊芸クラシ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.510分 経度127度50.980分 点ロ 緯度 26度26.971分 経度127度51.302分 点ハ 緯度 26度27.207分 経度127度52.396分 点ニ 緯度 26度27.000分 経度127度52.627分 点ホ 緯度 26度26.909分 経度127度52.466分 点ヘ 緯度 26度26.694分 経度127度51.651分 点ト 緯度 26度26.120分 経度127度51.410分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	金武町
特区第108号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	金武町字屋嘉地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.792分 経度127度51.742分 点ロ 緯度 26度25.899分 経度127度51.820分		金武町、うるま市石川、石川一丁目、石川二丁目、

					点ハ 緯度 26度25.883分 経度127度51.879分 点ニ 緯度 26度25.768分 経度127度51.783分		石川赤川 崎一石丁 赤目二石川 赤目三石川 赤目山丁 東目一石川 東目二石川 東目山本町 東一本目、山丁 石川東二石川 本目、一石川 曙目、二石川 曙目、三石川 曙目、崎一石川 石目、崎二石川 石目、波、嘉手川 伊川、石一丁 苅白浜、石二丁 白目、石川 白目、石川 楚南、石恩川 川東、石納崎 東恩、石納石 及恩、石納石 山城
特区第109号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	金武町字屋嘉地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.187分 経度127度50.780分 点ロ 緯度 26度26.494分 経度127度50.970分 点ハ 緯度 26度25.993分 経度127度51.520分 点ニ 緯度 26度26.009分 経度127度51.098分	標識を設置しなければならぬ。錨地及び船舶交通がふくまれている水域内においては、営んではない。	うるま市 石川一石川 目、石川 二丁目、赤川 石川一石川 崎、崎一石川 赤目、石二丁 赤目、石三丁 赤目、石一丁 東目、石二丁 東目、石三丁 東目、石一丁 東目、石二丁 東目、石三丁 一本目、山丁 石川東二石川 本目、一石川 曙目、一石川 曙目、二石川

							目、石川 曙、三丁 目、石一 石、崎一 目、崎石 石、崎二 目、波、石 伊、嘉、手 川、石、川 苺、浜、一 白、浜、石 目、浜、二 目、南、石 楚、南、東 川、東、石 納、恩、納 東、恩、石 及、び、石 山城
特区第 110号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 字具志川 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.992分 経度 127度53.888分 点ロ 緯度 26度22.411分 経度 127度54.080分 点ハ 緯度 26度22.308分 経度 127度54.367分 点ニ 緯度 26度21.784分 経度 127度54.178分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。	うるま市 字赤野、 字赤道、 字安、慶 字西上 原、字 江洲、字 宇堅、字 江洲、字 江榮野、 字大田、 字兼、固 字川喜 崎、字喜 田、字喜 屋、武、 喜仲、一 目、字喜 仲、二字 目、三字 目、四字 目、具 志川、字 昆布、字 塩屋、字 州崎、字 平良、川 字高、江 洲、字田 場、字天 願、字豊 原、字仲 嶺、字前 里、字宮 り、字ど り、字一 り、字み り、字二 り、字三 り、字四 目、字み

							り町五丁目及びみどり町六丁目
特区第111号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城伊計南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.942分 経度127度59.527分 点ロ 緯度 26度22.968分 経度127度59.573分 点ハ 緯度 26度22.968分 経度127度59.610分 点ニ 緯度 26度22.965分 経度127度59.650分 点ホ 緯度 26度22.928分 経度127度59.854分 点ヘ 緯度 26度22.773分 経度127度59.828分 点ト 緯度 26度22.648分 経度127度59.734分 点チ 緯度 26度22.835分 経度127度59.630分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市与那城、安与那城、伊計、与那城、池味、与那城、上原、与那城、中央、与那城、照間、与那城、桃原、与那城、西原、与那城、饒辺、与那城、平那安城座、与那城、屋び屋平
特区第112号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城池味阿茂地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度23.093分 経度127度59.295分 点ロ 緯度 26度23.104分 経度127度59.313分 点ハ 緯度 26度22.927分 経度127度59.503分 点ニ 緯度 26度22.801分 経度127度59.607分 点ホ 緯度 26度22.690分 経度127度59.650分 点ヘ 緯度 26度22.655分 経度127度59.458分 点ト 緯度 26度22.546分 経度127度59.342分 点チ 緯度 26度22.548分 経度127度59.324分 点リ 緯度 26度22.691分 経度127度59.274分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市与那城、安与那城、伊計、与那城、池味、与那城、上原、与那城、中央、与那城、照間、与那城、桃原、与那城、西原、与那城、饒辺、与那城、平那安城座、与那城、屋び屋平
特区第113号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城宮城池味漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.494分 経度127度59.395分 点ロ 緯度 26度22.503分 経度127度59.388分 点ハ 緯度 26度22.647分 経度127度59.538分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内に	うるま市与那城、安与那城、伊計、与那城、池味、与那城、上原、与

							与那城屋平
特区第116号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	うるま市与那城宮城桃原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.948分 経度127度58.946分 点ロ 緯度 26度21.050分 経度127度58.926分 点ハ 緯度 26度21.049分 経度127度59.082分 点ニ 緯度 26度20.992分 経度127度59.091分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市与那城、安与勢理、与那城計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照那間、与那城桃原、与那城西那、与那城饒辺、与那城平、与那城安座、与那城宮城、与那城屋平
特区第117号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城宮城桃原南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.005分 経度127度58.956分 点ロ 緯度 26度20.663分 経度127度58.737分 点ハ 緯度 26度20.823分 経度127度59.086分 点ニ 緯度 26度19.960分 経度127度59.705分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市与那城、安与勢理、与那城計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照那間、与那城桃原、与那城西那、与那城饒辺、与那城平、与那城安座、与那城宮城、与那城屋平
特区第118号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城平安座南東側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.041分 経度127度58.458分 点ロ 緯度 26度21.041分 経度127度58.555分 点ハ 緯度 26度20.891分 経度127度58.729分 点ニ 緯度 26度20.456分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営ん	うるま市与那城、安与勢理、与那城計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那

					点ホ 経度127度58.533分 緯度 26度20.087分 点へ 経度127度58.237分 緯度 26度20.023分 点ト 経度127度57.668分 緯度 26度20.122分 点チ 経度127度57.573分 緯度 26度20.162分 点リ 経度127度57.633分 緯度 26度20.371分 経度127度57.688分	ではない。	間、与那 城、桃原、 与那城、西 原、与那 城、饒辺、 与那城、平 安、与那 城、与那 城、屋比 屋 与那城 平
特区第 119号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 与那城藪 地島東側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、 チ、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.631分 経度127度55.933分 点ロ 緯度 26度19.021分 経度127度55.753分 点ハ 緯度 26度19.221分 経度127度55.703分 点ニ 緯度 26度19.381分 経度127度55.963分 点ホ 緯度 26度18.941分 経度127度56.440分 点へ 緯度 26度18.687分 経度127度56.323分 点ト 緯度 26度18.720分 経度127度56.129分 点チ 緯度 26度18.635分 経度127度56.074分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ない。	うるま市 与那城、安 与那城、伊 勢理、与那 城、池味、 上那城、中 央、与那 城、照那 城、与那 城、桃原、 西那城、 饒辺、平 安、与那 城、与那 城、屋比 屋 与那城 平
特区第 120号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 与那城平 安座海中 道路西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度20.695分 経度127度55.351分 点ロ 緯度 26度21.094分 経度127度56.104分 点ハ 緯度 26度20.994分 経度127度56.290分 点ニ 緯度 26度20.774分 経度127度56.410分 点ホ 緯度 26度20.376分 経度127度55.992分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ない。	うるま市 与那城、安 与那城、伊 勢理、与那 城、池味、 上那城、中 央、与那 城、照那 城、与那 城、桃原、 西那城、 饒辺、平 安、与那 城、与那 城、屋比 屋 与那城 平

<p>特区第121号</p>	<p>第一種特定区画漁業</p>	<p>モズクひび建て式養殖業</p>	<p>9月1日から翌年7月31日まで</p>	<p>うるま市与那城宮城池味地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.757分 経度127度58.891分 点ロ 緯度 26度22.806分 経度127度58.858分 点ハ 緯度 26度22.873分 経度127度58.960分 点ニ 緯度 26度22.832分 経度127度59.003分</p>	<p>標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。</p>	<p>うるま市与那城、安与勢理、与那城、伊計、池味、与那城、上原、与那城、中央、与那城、照那、与那城、桃原、西那、与那城、饒那、与那城、平安、与那城、屋平</p>
<p>特区第122号</p>	<p>第一種特定区画漁業</p>	<p>魚類小割式養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>うるま市与那城宮城西側地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.984分 経度127度59.084分 点ロ 緯度 26度23.147分 経度127度58.930分 点ハ 緯度 26度23.249分 経度127度59.080分 点ニ 緯度 26度23.105分 経度127度59.191分</p>	<p>標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。</p>	<p>うるま市与那城、安与勢理、与那城、伊計、池味、与那城、上原、与那城、中央、与那城、照那、与那城、桃原、西那、与那城、饒那、与那城、平安、与那城、屋平</p>
<p>特区第123号</p>	<p>第一種特定区画漁業</p>	<p>モズクひび建て式養殖業</p>	<p>9月1日から翌年7月31日まで</p>	<p>うるま市与那城宮城池味地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度23.033分 経度127度59.202分 点ロ 緯度 26度23.051分 経度127度59.166分 点ハ 緯度 26度23.157分 経度127度59.206分 点ニ 緯度 26度23.128分 経度127度59.248分</p>	<p>標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。</p>	<p>うるま市与那城、安与勢理、与那城、伊計、池味、与那城、上原、与那城、中央、与那城、照那、与那城、桃原、</p>

126号	特定区画漁業	び建て式養殖業	から翌年7月31日まで	周辺	<p>チ、リ、ヌ、ル、ヲの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度19.726分 経度127度57.379分</p> <p>点ロ 緯度 26度19.769分 経度127度57.336分</p> <p>点ハ 緯度 26度19.804分 経度127度57.190分</p> <p>点ニ 緯度 26度19.909分 経度127度57.350分</p> <p>点ホ 緯度 26度19.946分 経度127度57.639分</p> <p>点ヘ 緯度 26度19.732分 経度128度 0.509分</p> <p>点ト 緯度 26度19.002分 経度128度 0.604分</p> <p>点チ 緯度 26度17.705分 経度127度59.910分</p> <p>点リ 緯度 26度17.107分 経度127度59.033分</p> <p>点ヌ 緯度 26度17.660分 経度127度57.582分</p> <p>点ル 緯度 26度18.490分 経度127度57.452分</p> <p>点ヲ 緯度 26度18.555分 経度127度57.548分</p> <p>ただし、次の各号に掲げる区域は除外する。区域は除外する。</p> <p>(1) 緯度26度19.482分経度127度58.027分のA点、緯度26度19.485分経度127度58.156分のB点、緯度26度19.455分経度127度8.208分のC点、緯度26度19.406分経度127度58.250分のD点、緯度26度19.348分経度127度58.168分のE点、緯度26度19.377分経度127度58.141分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 緯度26度18.988分経度127度57.601分のA点、緯度26度18.968分経度127度57.671分のB点、緯度26度18.796分経度127度7.727分のC点、緯度26度18.785分経度127度7.596分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p>	設置しない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	勝連内間、勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷、勝連屋及び勝連平安名
特区第127号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連津堅北側地先	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度15.749分 経度127度56.313分</p> <p>点ロ 緯度 26度15.840分 経度127度55.820分</p> <p>点ハ 緯度 26度16.505分 経度127度55.944分</p> <p>点ニ 緯度 26度17.224分 経度127度56.359分</p> <p>点ホ 緯度 26度16.848分 経度127度57.258分</p> <p>点ヘ 緯度 26度16.439分</p>	標識を設置しない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷、勝連屋及び勝連平安名

					点ト 経度127度57.782分 緯度 26度15.134分 点チ 経度127度57.587分 緯度 26度14.910分 点リ 経度127度57.085分 緯度 26度14.910分 経度127度56.795分		
特区第128号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	うるま市勝連津堅地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.612分 経度127度56.787分 点ロ 緯度 26度15.667分 経度127度56.725分 点ハ 緯度 26度15.680分 経度127度56.737分 点ニ 緯度 26度15.625分 経度127度56.809分	標識を設置しなければならぬ。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市内勝連津堅、勝連比嘉、敷勝連平安名
特区第129号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	うるま市勝連津堅東側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.440分 経度127度56.862分 点ロ 緯度 26度15.430分 経度127度56.872分 点ハ 緯度 26度15.292分 経度127度56.817分 点ニ 緯度 26度15.012分 経度127度56.815分 点ホ 緯度 26度15.014分 経度127度56.787分	標識を設置しなければならぬ。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市内勝連津堅、勝連比嘉、敷勝連平安名
特区第130号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	うるま市勝連津堅地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.874分 経度127度56.770分 点ロ 緯度 26度14.840分 経度127度56.799分 点ハ 緯度 26度14.795分 経度127度56.720分 点ニ 緯度 26度14.820分 経度127度56.695分	標識を設置しなければならぬ。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市内勝連津堅、勝連比嘉、敷勝連平安名
特区第131号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連津堅地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.365分 経度127度55.949分 点ロ 緯度 26度14.637分 経度127度55.926分 点ハ 緯度 26度14.552分 経度127度56.021分 点ニ 緯度 26度14.599分 経度127度56.182分 点ホ 緯度 26度14.537分 経度127度56.254分 点ヘ 緯度 26度14.485分 経度127度56.439分 点ト 緯度 26度14.440分	標識を設置しなければならぬ。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市内勝連津堅、勝連比嘉、敷勝連平安名

					経度127度56.429分			
特区第132号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連津堅地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.825分 経度127度56.026分 点ロ 緯度 26度14.794分 経度127度55.892分 点ハ 緯度 26度14.822分 経度127度55.865分 点ニ 緯度 26度15.052分 経度127度55.985分 点ホ 緯度 26度15.060分 経度127度56.056分 点ヘ 緯度 26度15.011分 経度127度56.131分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市勝連津堅、勝連比嘉、勝連平安名	
特区第133号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連平敷屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.260分 経度127度56.000分 点ロ 緯度 26度18.500分 経度127度55.990分 点ハ 緯度 26度18.718分 経度127度56.130分 点ニ 緯度 26度18.625分 経度127度56.677分 点ホ 緯度 26度18.300分 経度127度56.650分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	
特区第134号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城平安座地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.775分 経度127度56.411分 点ロ 緯度 26度20.994分 経度127度56.290分 点ハ 緯度 26度21.094分 経度127度56.104分 点ニ 緯度 26度21.208分 経度127度56.438分 点ホ 緯度 26度20.937分 経度127度56.740分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	
特区第135号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	中城湾平曾根灯台周辺	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.877分 経度127度52.966分 点ロ 緯度 26度15.677分 経度127度52.729分 点ハ 緯度 26度15.908分 経度127度52.007分 点ニ 緯度 26度16.398分 経度127度52.409分 点ホ 緯度 26度16.156分 経度127度52.312分 点ヘ 緯度 26度15.833分 経度127度53.417分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	うるま市勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名	
特区第136号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連平安名スイナ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.682分 経度127度53.215分	標識を設置しなければならない。	うるま市勝連南風原町	

					点ロ 緯度 26度18.932分 経度127度52.994分 点ハ 緯度 26度18.983分 経度127度53.095分 点ニ 緯度 26度18.749分 経度127度53.293分	錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	
特区第 137号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サhibi建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	沖縄市泡 瀬地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 イの各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.153分 経度127度50.850分 点ロ 緯度 26度19.193分 経度127度50.939分 点ハ 緯度 26度19.137分 経度127度51.060分 点ニ 緯度 26度19.055分 経度127度51.158分 点ホ 緯度 26度18.950分 経度127度51.158分 点ヘ 緯度 26度18.950分 経度127度50.923分 点ト 緯度 26度19.057分 経度127度50.925分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	沖縄市
特区第 138号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	沖縄市泡 瀬地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.608分 経度127度51.590分 点ロ 緯度 26度18.651分 経度127度51.589分 点ハ 緯度 26度18.652分 経度127度51.651分 点ニ 緯度 26度18.606分 経度127度51.664分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	沖縄市
特区第 139号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	沖縄市泡 瀬地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.124分 経度127度52.930分 点ロ 緯度 26度18.463分 経度127度52.346分 点ハ 緯度 26度18.829分 経度127度52.822分 点ニ 緯度 26度18.300分 経度127度52.989分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	沖縄市
特区第 140号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	沖縄市泡 瀬地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次 結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.810分 経度127度50.440分 点ロ 緯度 26度17.888分 経度127度50.440分 点ハ 緯度 26度17.886分 経度127度51.128分 点ニ 緯度 26度18.069分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて	沖縄市

					点ホ 経度127度51.327分 緯度 26度18.069分 点ヘ 経度127度51.534分 緯度 26度17.812分 点ト 経度127度52.033分 緯度 26度18.001分 点チ 経度127度52.151分 緯度 26度18.266分 点リ 経度127度51.638分 緯度 26度18.324分 点ヌ 経度127度52.126分 緯度 26度16.692分 点ル 経度127度52.609分 緯度 26度16.397分 経度127度52.341分	は、営んではならない。	
特区第141号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	沖縄市泡瀬地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.694分 経度127度51.705分 点ロ 緯度 26度17.672分 経度127度51.848分 点ハ 緯度 26度17.781分 経度127度51.844分 点ニ 緯度 26度17.803分 経度127度51.702分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	沖縄市
特区第142号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	北中城村総合運動公園地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.188分 経度127度49.627分 点ロ 緯度 26度18.011分 経度127度49.665分 点ハ 緯度 26度17.918分 経度127度49.501分 点ニ 緯度 26度18.002分 経度127度49.072分 点ホ 緯度 26度18.184分 経度127度48.901分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	北中城村
特区第143号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	北中城村総合運動公園地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.375分 経度127度49.872分 点ロ 緯度 26度17.534分 経度127度49.834分 点ハ 緯度 26度17.583分 経度127度50.086分 点ニ 緯度 26度17.424分 経度127度50.124分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	北中城村
特区第144号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	中城村字浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.100分 経度127度49.471分 点ロ 緯度 26度16.262分 経度127度49.506分 点ハ 緯度 26度16.234分 経度127度49.625分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする	中城村

					点ニ 緯度 26度16.048分 経度127度49.583分	水域内において は、営ん ではなら ない。	
特区第 145号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	中城村字 浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.450分 経度127度48.255分 点ロ 緯度 26度15.596分 経度127度48.319分 点ハ 緯度 26度15.558分 経度127度48.491分 点ニ 緯度 26度15.404分 経度127度48.444分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは ならな い。	中城村
特区第 146号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	西原町字 小那覇北 東地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.685分 経度127度47.549分 点ロ 緯度 26度13.794分 経度127度47.687分 点ハ 緯度 26度13.749分 経度127度47.750分 点ニ 緯度 26度13.694分 経度127度47.772分 点ホ 緯度 26度13.645分 経度127度47.610分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは ならな い。	西原町
特区第 147号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ垂 下式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	西原町字 小那覇北 東地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.685分 経度127度47.549分 点ロ 緯度 26度13.794分 経度127度47.687分 点ハ 緯度 26度13.749分 経度127度47.750分 点ニ 緯度 26度13.694分 経度127度47.772分 点ホ 緯度 26度13.645分 経度127度47.610分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは ならな い。	西原町
特区第 148号	第一種 特定区 画漁業	ライブロ ック小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	西原町字 小那覇北 東地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.685分 経度127度47.549分 点ロ 緯度 26度13.794分 経度127度47.687分 点ハ 緯度 26度13.749分 経度127度47.750分 点ニ 緯度 26度13.694分 経度127度47.772分 点ホ 緯度 26度13.645分 経度127度47.610分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは ならな い。	西原町
特区第 149号	第一種 特定区 画漁業	ヒジキ浮 き流し式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	与那原町 字板良敷 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.774分 経度127度46.240分	標識を 設置しな ければな らない。	与那原町

							玉城字愛 地及び玉 城字前川
特区第 152号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ 割式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	南城市知 念字久高 ウガン浜 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.958分 経度127度53.715分 点ロ 緯度 26度10.041分 経度127度53.638分 点ハ 緯度 26度10.111分 経度127度53.731分 点ニ 緯度 26度10.027分 経度127度53.801分	標識を 設置しな ければな い。錨地 及び船舶 交通がふ くする水 域内にて おいは、 営んら ない。	南城市知 念字志喜 屋、知念 山、里、 具知、堅 念、字、 知念、知 念、富、 字、久知 念、堅、 安座、念 真、字、 知念、海 念、久城 念、字、 久城、慶 高、親、 字、垣花 城、字、 仲玉、百 城、字、 玉城、奥 城、堅、 志、玉城 原、字、 堀川、富 城、字、 玉山、屋 玉、字、 嘉城、部、 数、字、 喜、玉城 原、字、 船越、愛 玉、地、 及び、前 川
特区第 153号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ垂 下式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	南城市知 念字久高 ウガン浜 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.958分 経度127度53.715分 点ロ 緯度 26度10.041分 経度127度53.638分 点ハ 緯度 26度10.111分 経度127度53.731分 点ニ 緯度 26度10.027分 経度127度53.801分	標識を 設置しな ければな い。錨地 及び船舶 交通がふ くする水 域内にて おいは、 営んら ない。	南城市知 念字志喜 屋、知念 山、里、 具知、堅 念、字、 知念、知 念、富、 字、久知 念、堅、 安座、念 真、字、 知念、海 念、久城 念、字、 久城、慶 高、親、 字、垣花 城、字、 仲玉、百 城、字、 玉城、奥 城、堅、 志、玉城 原、字、 堀川、富 城、字、 玉山、屋 玉、字、 嘉城、部、 数、字、 喜、玉城 原、字、 船越、愛 玉、地、 及び、前 川

							嘉部、玉 城字玉 数、喜良 字原、玉 字船越、 玉城及愛 地城及玉 字前川
特区第 155号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	南城市知 念字知念 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.386分 経度127度49.562分 点ロ 緯度 26度 9.425分 経度127度49.540分 点ハ 緯度 26度 9.488分 経度127度49.588分 点ニ 緯度 26度 9.467分 経度127度49.621分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。	南城市知 念字志喜 字山里、 字知念、 字志堅、 字知念、 字知富、 字久知、 字久知、 字安座、 字知名、 字海念、 字久城、 字慶城、 字仲玉、 字百城、 字玉城、 字奥城、 字堅城、 字志玉、 字川富、 字玉山、 字屋玉、 字糸城、 字喜良、 字船越、 字及愛、 字玉城
特区第 156号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	南城市知 念字志喜 屋及び字 久手堅地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チ、リ、ヌ、ル、ヲ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた区 域 点イ 緯度 26度 7.569分 経度127度47.542分 点ロ 緯度 26度 7.861分 経度127度47.372分 点ハ 緯度 26度 8.461分 経度127度47.954分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において	南城市知 念字志喜 字山里、 字知念、 字志堅、 字知念、 字知富、 字久知

					点ニ 緯度 26度 8.624分 経度127度48.287分 点ホ 緯度 26度 8.584分 経度127度48.545分 点ヘ 緯度 26度 8.884分 経度127度48.872分 点ト 緯度 26度 9.162分 経度127度49.287分 点チ 緯度 26度 9.110分 経度127度49.463分 点リ 緯度 26度 9.679分 経度127度50.452分 点ヌ 緯度 26度 8.560分 経度127度50.960分 点ル 緯度 26度 7.731分 経度127度48.492分 点ヲ 緯度 26度 7.781分 経度127度47.823分	は、営ん ではなら ない。	堅、知 座念、 安知 念、 手念 真、 知名 字、 知念 字、 海念 字、 野、 久原 字、 久念 字、 高、 玉城 慶城 字、 親、 玉城 慶城 字、 垣花 字、 仲玉 百城 字、 中山 字、 奥城 堅 字、 志、 玉城 堅城 字、 堀川 字、 富城 字、 里、 富城 字、 山、 屋、 嘉部 字、 糸、 城、 数、 喜、 良、 原、 玉、 越、 船、 越、 愛、 地、 及、 玉、 前、 川
特区第 157号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	南城市知 念クマカ 島地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 8.947分 経度127度51.162分 点ロ 緯度 26度 9.059分 経度127度51.202分 点ハ 緯度 26度 9.034分 経度127度51.793分 点ニ 緯度 26度 8.957分 経度127度51.759分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	南城市知 念志喜 屋、知 念、里、 山、具 知念、 志、知 念、知 念、知 念、富、 知念、 久、 手、 念、 安、 知、 念、 知、 念、 海、 念、 野、 久、 原、 久、 念、 高、 玉、 城、 慶、 城、 字、 親、 玉、 城、 慶、 城、 字、 垣、 花、 字、 仲、 玉、 百、 城、 字、 中、 山、 字、 奥、 城、 堅、 字、 志

							原、堀川、富城、玉川、富城、山、屋、玉、糸、城、良、城、喜、玉、城、船、越、愛、玉、地、及、び、前、川
特区第158号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	南城市知念クマカ島地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 8.814分 経度127度50.900分 点ロ 緯度 26度 8.973分 経度127度50.792分 点ハ 緯度 26度 9.137分 経度127度50.749分 点ニ 緯度 26度 9.143分 経度127度50.913分 点ホ 緯度 26度 9.070分 経度127度50.904分 点ヘ 緯度 26度 8.950分 経度127度50.916分 点ト 緯度 26度 8.889分 経度127度50.948分	標識を設置しなければならぬ。錨地及び船舶交通がふくまれている水域内においては、営んではならない。	南城市知念、志喜、山、具、知、知、富、久、知、安、知、海、知、久、城、仲、玉、百、城、奥、城、堅、城、堀、川、富、城、山、屋、玉、糸、城、良、城、喜、玉、城、船、越、愛、玉、地、及、び、前、川
特区第159号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	南城市玉城字奥武地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.751分	標識を設置しなければならぬ。	南城市知念、志喜、山、具、知、知、富、久、知、安、知、海、知、久、城、仲、玉、百、城、奥、城、堅、城、堀、川、富、城、山、屋、玉、糸、城、良、城、喜、玉、城、船、越、愛、玉、地、及、び、前、川

					点口 経度127度46.185分 緯度 26度 7.759分 点ハ 経度127度46.167分 緯度 26度 7.841分 点ニ 経度127度46.209分 緯度 26度 7.835分 点ホ 経度127度46.232分 緯度 26度 7.804分 経度127度46.230分	及地 錨地及 船舶交 び船が 通ふく るす 水域内 にて おい は、営 んら ない。	知念字具 志堅、字知 念、字知 念、吉富 字、久知 知念堅、安 字、安知 念、知名、 真字、海 知念、海 野、知念、 久原、久 知念、久 高、玉城 親、玉城 原、垣花 字、花字、 玉城、仲 村、渠、玉 城、字、百 城、中山 字、奥城 武、志堅 字、志玉 原、堀川、 堀川、富 玉、山、屋 里、富城、 當城、字、 嘉城、部、 数、喜玉 字、喜玉 原、船越、 字、船越、 玉、地、愛 城、及、玉 字、前川
特区第 160号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サハビ建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	南城市玉 城字志堅 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.806分 経度127度46.073分 点ロ 緯度 26度 7.883分 経度127度46.116分 点ハ 緯度 26度 7.871分 経度127度46.132分 点ニ 緯度 26度 7.800分 経度127度46.092分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 船舶交 び船が 通ふく るす 水域内 にて おい は、営 んら ない。	南城市知 念、志喜 字、知里、 山、知念、 知念、具 志堅、字知 念、字知 念、吉富 字、久知 知念堅、安 字、安知 念、知名、 真字、海 知念、海 野、知念、 久原、久 知念、久 高、玉城 親、玉城 原、垣花 字、花字、 玉城、仲 村、渠、玉

							城 字 百 名 玉 城 字 中 山 玉 城 字 奥 武 玉 城 堅 字 志 玉 城 原 堀 川 富 字 玉 城 城 里 堀 川 富 字 當 山 城 玉 城 字 屋 嘉 城 部 玉 城 数 玉 系 字 喜 城 良 原 船 越 城 字 玉 城 字 愛 地 及 玉 字 前 川
特区第 161号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	読谷村字 長浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.348分 経度127度44.172分 点ロ 緯度 26度25.611分 経度127度43.967分 点ハ 緯度 26度25.622分 経度127度44.372分 点ニ 緯度 26度25.355分 経度127度44.426分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	読谷村
特区第 162号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	読谷村字 宇座地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.978分 経度127度42.868分 点ロ 緯度 26度26.036分 経度127度42.876分 点ハ 緯度 26度26.075分 経度127度42.983分 点ニ 緯度 26度25.974分 経度127度42.943分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	読谷村
特区第 163号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	読谷村字 宇座地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.688分 経度127度42.532分 点ロ 緯度 26度26.002分 経度127度42.555分 点ハ 緯度 26度25.936分 経度127度42.848分 点ニ 緯度 26度25.643分 経度127度42.740分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	読谷村
特区第 164号	第一種 特定区	ライブロ ック小割	1月1日 から12月	読谷村都 屋漁港西	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域	標識を 設置しな	読谷村

	画漁業	式養殖業	31日まで	側地先	点イ 緯度 26度23.376分 経度127度43.048分 点ロ 緯度 26度23.484分 経度127度43.048分 点ハ 緯度 26度23.484分 経度127度43.169分 点ニ 緯度 26度23.376分 経度127度43.169分	ければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第165号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	読谷村字楚辺トリイ通信施設地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.736分 経度127度43.849分 点ロ 緯度 26度22.721分 経度127度43.724分 点ハ 緯度 26度22.895分 経度127度43.679分 点ニ 緯度 26度22.912分 経度127度43.787分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	読谷村
特区第166号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	読谷村字楚辺トリイ通信施設地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.173分 経度127度43.479分 点ロ 緯度 26度22.401分 経度127度43.460分 点ハ 緯度 26度22.422分 経度127度43.550分 点ニ 緯度 26度22.280分 経度127度43.628分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	読谷村
特区第167号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	読谷村字楚辺トリイ通信施設地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.254分 経度127度44.024分 点ロ 緯度 26度22.207分 経度127度43.934分 点ハ 緯度 26度22.378分 経度127度43.846分 点ニ 緯度 26度22.409分 経度127度43.940分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	読谷村
特区第168号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	読谷村字楚辺トリイ通信施設地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.134分 経度127度42.785分 点ロ 緯度 26度22.480分 経度127度42.756分 点ハ 緯度 26度22.532分 経度127度43.356分 点ニ 緯度 26度22.101分 経度127度43.444分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	読谷村

						ない。	
特区第169号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北谷町北谷地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.140分 経度127度45.215分 点ロ 緯度 26度18.275分 経度127度45.228分 点ハ 緯度 26度18.267分 経度127度45.340分 点ニ 緯度 26度18.118分 経度127度45.315分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	北谷町
特区第170号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北谷町北前地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.916分 経度127度45.378分 点ロ 緯度 26度18.039分 経度127度45.412分 点ハ 緯度 26度18.049分 経度127度45.451分 点ニ 緯度 26度17.914分 経度127度45.416分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	北谷町
特区第171号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宜野湾市宜野湾漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.189分 経度127度44.573分 点ロ 緯度 26度17.198分 経度127度44.555分 点ハ 緯度 26度17.203分 経度127度44.527分 点ニ 緯度 26度17.215分 経度127度44.543分 点ホ 緯度 26度17.204分 経度127度44.579分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	浦添市及び宜野湾市
特区第172号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宜野湾市宜野湾漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.869分 経度127度44.393分 点ロ 緯度 26度16.999分 経度127度44.369分 点ハ 緯度 26度17.010分 経度127度44.446分 点ニ 緯度 26度16.933分 経度127度44.460分 点ホ 緯度 26度16.893分 経度127度44.464分 点ヘ 緯度 26度16.878分 経度127度44.452分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	浦添市及び宜野湾市
特区第173号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	浦添市牧港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.983分 経度127度43.646分 点ロ 緯度 26度17.010分 経度127度43.648分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交	浦添市及び宜野湾市

					点ハ 緯度 26度17.008分 経度127度43.708分 点ニ 緯度 26度16.980分 経度127度43.706分	通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	
特区第 174号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	那覇市 字大嶺 那覇 空港 西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を 順次結 んだ線 によつ て囲ま れた区 域 点イ 緯度 26度10.953分 経度127度38.007分 点ロ 緯度 26度11.132分 経度127度37.963分 点ハ 緯度 26度11.226分 経度127度37.780分 点ニ 緯度 26度11.347分 経度127度37.847分 点ホ 緯度 26度11.215分 経度127度38.066分 点ヘ 緯度 26度10.950分 経度127度38.107分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	那覇市
特区第 175号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	那覇市 字大嶺 那覇 空港 西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によつて囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.926分 経度127度38.409分 点ロ 緯度 26度11.122分 経度127度38.283分 点ハ 緯度 26度11.122分 経度127度38.380分 点ニ 緯度 26度10.952分 経度127度38.474分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	那覇市
特区第 176号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび 建て式 養殖業	9月1日 から翌 年5月 31日 まで	那覇市 字大嶺 那覇 空港 西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順 次結んだ線及び最大高潮時海岸線 によつて囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.787分 経度127度38.656分 点ロ 緯度 26度10.787分 経度127度38.525分 点ハ 緯度 26度11.110分 経度127度38.489分 点ニ 緯度 26度11.338分 経度127度38.331分 点ホ 緯度 26度11.538分 経度127度38.423分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	那覇市
特区第 177号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	渡嘉敷 村ナガ ヌ島西 側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によつて囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.867分 経度127度31.823分 点ロ 緯度 26度16.300分 経度127度31.838分 点ハ 緯度 26度16.229分 経度127度32.148分 点ニ 緯度 26度15.753分 経度127度32.034分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	那覇市

特区第178号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	豊見城市 瀬長島北西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.324分 経度127度37.881分 点ロ 緯度 26度10.719分 経度127度38.002分 点ハ 緯度 26度10.766分 経度127度38.637分 点ニ 緯度 26度10.640分 経度127度38.408分 点ホ 緯度 26度10.393分 経度127度38.178分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	豊見城市
特区第179号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊見城市 瀬長島西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.308分 経度127度37.647分 点ロ 緯度 26度10.701分 経度127度37.822分 点ハ 緯度 26度10.719分 経度127度38.002分 点ニ 緯度 26度10.324分 経度127度37.881分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	豊見城市
特区第180号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊見城市 瀬長島西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.308分 経度127度37.647分 点ロ 緯度 26度10.701分 経度127度37.822分 点ハ 緯度 26度10.719分 経度127度38.002分 点ニ 緯度 26度10.324分 経度127度37.881分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	豊見城市
特区第181号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊見城市 瀬長島西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.115分 経度127度37.797分 点ロ 緯度 26度10.250分 経度127度37.708分 点ハ 緯度 26度10.303分 経度127度37.846分 点ニ 緯度 26度10.168分 経度127度37.936分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	豊見城市
特区第182号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊見城市 与根地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.632分 経度127度38.239分 点ロ 緯度 26度 9.864分 経度127度37.987分 点ハ 緯度 26度 9.931分 経度127度38.179分 点ニ 緯度 26度 9.663分 経度127度38.537分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内において	豊見城市

						は、営んではならない。	
特区第183号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊見城市与根地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.632分 経度127度38.239分 点ロ 緯度 26度 9.864分 経度127度37.987分 点ハ 緯度 26度 9.931分 経度127度38.179分 点ニ 緯度 26度 9.663分 経度127度38.537分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	豊見城市
特区第184号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	糸満市糸満漁港西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.544分 経度127度38.430分 点ロ 緯度 26度 7.800分 経度127度38.336分 点ハ 緯度 26度 7.905分 経度127度38.533分 点ニ 緯度 26度 7.513分 経度127度38.686分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	糸満市
特区第185号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	糸満市糸満漁港西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.544分 経度127度38.430分 点ロ 緯度 26度 7.800分 経度127度38.336分 点ハ 緯度 26度 7.905分 経度127度38.533分 点ニ 緯度 26度 7.513分 経度127度38.686分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	糸満市
特区第186号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	糸満市糸満漁港西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.267分 経度127度39.449分 点ロ 緯度 26度 7.397分 経度127度39.301分 点ハ 緯度 26度 7.439分 経度127度39.353分 点ニ 緯度 26度 7.302分 経度127度39.493分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	糸満市
特区第187号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	糸満市名城地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 6.372分 経度127度39.131分 点ロ 緯度 26度 6.586分 経度127度39.092分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交	糸満市

					点ハ 緯度 26度 6.622分 経度127度39.328分 点ニ 緯度 26度 6.408分 経度127度39.368分	通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	
特区第 188号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市名 城地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 6.372分 経度127度39.131分 点ロ 緯度 26度 6.586分 経度127度39.092分 点ハ 緯度 26度 6.622分 経度127度39.328分 点ニ 緯度 26度 6.408分 経度127度39.368分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	糸満市
特区第 189号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	糸満市喜 屋武漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 5.800分 経度127度39.220分 点ロ 緯度 26度 5.897分 経度127度39.193分 点ハ 緯度 26度 5.909分 経度127度39.243分 点ニ 緯度 26度 5.800分 経度127度39.246分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	糸満市
特区第 190号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市喜 屋武漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 5.606分 経度127度39.180分 点ロ 緯度 26度 5.650分 経度127度39.159分 点ハ 緯度 26度 5.673分 経度127度39.252分 点ニ 緯度 26度 5.617分 経度127度39.261分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	糸満市
特区第 191号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市喜 屋武漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 5.467分 経度127度39.051分 点ロ 緯度 26度 5.544分 経度127度39.038分 点ハ 緯度 26度 5.577分 経度127度39.121分 点ニ 緯度 26度 5.495分 経度127度39.142分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	糸満市
特区第 192号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式	9月1日 から翌年	糸満市喜 屋武漁港	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域	標識を 設置しな	糸満市

	画漁業	養殖業	7月31日まで	地先	点イ 緯度 26度 5.292分 経度127度39.152分 点ロ 緯度 26度 5.383分 経度127度39.114分 点ハ 緯度 26度 5.455分 経度127度39.248分 点ニ 緯度 26度 5.307分 経度127度39.235分	ければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第193号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地時式養殖業	1月1日から12月31日まで	糸満市喜屋武漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 5.117分 経度127度39.189分 点ロ 緯度 26度 5.200分 経度127度39.154分 点ハ 緯度 26度 5.235分 経度127度39.238分 点ニ 緯度 26度 5.142分 経度127度39.264分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	糸満市
特区第194号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連ヒークシ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.351分 経度127度21.557分 点ロ 緯度 26度 9.179分 経度127度21.471分 点ハ 緯度 26度 9.333分 経度127度21.321分 点ニ 緯度 26度 8.946分 経度127度21.016分 点ホ 緯度 26度 8.957分 経度127度20.950分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第195号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡嘉敷村字阿波連ヒークシ原地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.106分 経度127度21.034分 点ロ 緯度 26度 9.054分 経度127度21.104分 点ハ 緯度 26度 8.989分 経度127度21.050分 点ニ 緯度 26度 9.035分 経度127度20.971分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第196号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡嘉敷村字阿波連トウルウルチ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 8.927分 経度127度20.714分 点ロ 緯度 26度 9.016分 経度127度20.708分 点ハ 緯度 26度 9.016分 経度127度20.772分 点ニ 緯度 26度 8.930分 経度127度20.788分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村

						ない。	
特区第197号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連トウルウルチ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 8.849分 経度127度20.593分 点ロ 緯度 26度 9.032分 経度127度20.664分 点ハ 緯度 26度 8.947分 経度127度20.755分 点ニ 緯度 26度 8.896分 経度127度20.743分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第198号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡嘉敷村字阿波連ト一エー地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.451分 経度127度20.663分 点ロ 緯度 26度 9.519分 経度127度20.663分 点ハ 緯度 26度 9.519分 経度127度20.721分 点ニ 緯度 26度 9.451分 経度127度20.721分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第199号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.763分 経度127度20.622分 点ロ 緯度 26度 9.913分 経度127度20.693分 点ハ 緯度 26度 9.888分 経度127度20.732分 点ニ 緯度 26度 9.749分 経度127度20.695分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第200号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.926分 経度127度20.704分 点ロ 緯度 26度 9.941分 経度127度20.719分 点ハ 緯度 26度 9.929分 経度127度20.735分 点ニ 緯度 26度 9.910分 経度127度20.726分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第201号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.926分 経度127度20.704分 点ロ 緯度 26度 9.941分 経度127度20.719分 点ハ 緯度 26度 9.929分 経度127度20.735分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする	渡嘉敷村

					点ニ 緯度 26度 9.910分 経度127度20.726分	水域内において、営んではない。	
特区第202号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.964分 経度127度20.711分 点ロ 緯度 26度10.011分 経度127度20.740分 点ハ 緯度 26度 9.992分 経度127度20.757分 点ニ 緯度 26度 9.943分 経度127度20.743分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第203号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.997分 経度127度20.455分 点ロ 緯度 26度10.148分 経度127度20.513分 点ハ 緯度 26度10.148分 経度127度20.581分 点ニ 緯度 26度 9.997分 経度127度20.568分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第204号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連ヒヤルガ地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.481分 経度127度20.378分 点ロ 緯度 26度10.603分 経度127度20.378分 点ハ 緯度 26度10.603分 経度127度20.465分 点ニ 緯度 26度10.481分 経度127度20.465分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第205号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字渡嘉敷渡嘉志久地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.278分 経度127度20.708分 点ロ 緯度 26度11.322分 経度127度20.652分 点ハ 緯度 26度11.333分 経度127度20.662分 点ニ 緯度 26度11.288分 経度127度20.728分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡嘉敷村
特区第206号	第三種特定区画漁業	シヤコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡嘉敷村ナガンヌ島南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.900分 経度127度32.688分	標識を設置しなければならない。	渡嘉敷村

					点ロ 緯度 26度15.915分 経度127度32.695分 点ハ 緯度 26度15.915分 経度127度32.727分 点ニ 緯度 26度15.887分 経度127度32.713分	錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	
特区第 207号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	渡嘉敷村 ナガンヌ 島北側地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.030分 経度127度32.173分 点ロ 緯度 26度16.153分 経度127度32.155分 点ハ 緯度 26度16.147分 経度127度32.283分 点ニ 緯度 26度16.063分 経度127度32.377分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	渡嘉敷村
特区第 208号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	渡嘉敷村 中島東側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.783分 経度127度27.162分 点ロ 緯度 26度13.945分 経度127度27.162分 点ハ 緯度 26度13.945分 経度127度27.222分 点ニ 緯度 26度13.783分 経度127度27.222分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	渡嘉敷村
特区第 209号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	渡嘉敷村 前島東側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度12.673分 経度127度26.953分 点ロ 緯度 26度12.737分 経度127度27.008分 点ハ 緯度 26度12.704分 経度127度27.056分 点ニ 緯度 26度12.640分 経度127度27.000分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	渡嘉敷村
特区第 210号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 字阿佐 トーマン 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度13.861分 経度127度19.500分 点ロ 緯度 26度13.895分 経度127度19.501分 点ハ 緯度 26度13.898分 経度127度19.629分 点ニ 緯度 26度13.844分 経度127度19.750分 点ホ 緯度 26度13.800分 経度127度19.743分 点ヘ 緯度 26度13.850分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	座間味村

				経度127度19.634分			
特区第211号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	座間味村字阿佐安護の浦地先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.118分 経度127度19.353分 点ロ 緯度 26度14.095分 経度127度19.307分 点ハ 緯度 26度14.278分 経度127度19.256分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	座間味村
特区第212号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	座間味村字阿佐地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.105分 経度127度19.238分 点ロ 緯度 26度14.239分 経度127度19.201分 点ハ 緯度 26度14.242分 経度127度18.999分 点ニ 緯度 26度14.329分 経度127度18.986分 点ホ 緯度 26度14.329分 経度127度19.157分 点ヘ 緯度 26度14.256分 経度127度19.247分 点ト 緯度 26度14.110分 経度127度19.276分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	座間味村
特区第213号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	座間味村字阿佐安護の浦地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.362分 経度127度18.872分 点ロ 緯度 26度14.284分 経度127度18.913分 点ハ 緯度 26度14.245分 経度127度18.740分 点ニ 緯度 26度14.311分 経度127度18.719分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	座間味村
特区第214号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字阿佐地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.700分 経度127度18.853分 点ロ 緯度 26度13.740分 経度127度18.853分 点ハ 緯度 26度13.740分 経度127度18.863分 点ニ 緯度 26度13.700分 経度127度18.863分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	座間味村
特区第215号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字座間味牧治の鼻地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.678分 経度127度18.917分	標識を設置しなければならない。	座間味村

					点ロ 緯度 26度13.787分 経度127度18.905分 点ハ 緯度 26度13.797分 経度127度18.946分 点ニ 緯度 26度13.709分 経度127度18.970分	錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	
特区第 216号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	座間味村 字座間味 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.233分 経度127度18.180分 点ロ 緯度 26度13.330分 経度127度18.100分 点ハ 緯度 26度13.330分 経度127度18.150分 点ニ 緯度 26度13.257分 経度127度18.222分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	座間味村
特区第 217号	第一種 特定区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 字座間味 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.356分 経度127度17.991分 点ロ 緯度 26度13.412分 経度127度18.054分 点ハ 緯度 26度13.410分 経度127度18.092分 点ニ 緯度 26度13.379分 経度127度18.100分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	座間味村
特区第 218号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ垂 下式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 字座間味 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.356分 経度127度17.991分 点ロ 緯度 26度13.412分 経度127度18.054分 点ハ 緯度 26度13.410分 経度127度18.092分 点ニ 緯度 26度13.379分 経度127度18.100分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	座間味村
特区第 219号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 字慶留間 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度11.265分 経度127度17.197分 点ロ 緯度 26度11.290分 経度127度17.168分 点ハ 緯度 26度11.320分 経度127度17.278分 点ニ 緯度 26度11.340分 経度127度17.450分 点ホ 緯度 26度11.302分 経度127度17.447分 点ヘ 緯度 26度11.291分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	座間味村

					経度127度17.308分		
特区第220号	第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村外地島地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.434分 経度127度17.420分 点ロ 緯度 26度10.541分 経度127度17.457分 点ハ 緯度 26度10.515分 経度127度17.488分 点ニ 緯度 26度10.431分 経度127度17.478分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	座間味村
特区第221号	第一種特定区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字阿佐留加比の鼻地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.849分 経度127度19.175分 点ロ 緯度 26度14.075分 経度127度19.205分 点ハ 緯度 26度14.040分 経度127度19.301分 点ニ 緯度 26度13.983分 経度127度19.303分 点ホ 緯度 26度13.867分 経度127度19.267分 点ヘ 緯度 26度13.831分 経度127度19.231分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	座間味村
特区第222号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡名喜村字安佐良地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.325分 経度127度 9.183分 点ロ 緯度 26度22.389分 経度127度 9.097分 点ハ 緯度 26度22.431分 経度127度 9.166分 点ニ 緯度 26度22.367分 経度127度 9.222分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡名喜村
特区第223号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡名喜村字安佐良地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.773分 経度127度 8.986分 点ロ 緯度 26度21.857分 経度127度 8.983分 点ハ 緯度 26度21.862分 経度127度 9.007分 点ニ 緯度 26度21.781分 経度127度 9.114分 点ホ 緯度 26度21.692分 経度127度 9.172分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	渡名喜村
特区第224号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡名喜村塩川地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.584分 経度127度 8.539分 点ロ 緯度 26度22.602分 経度127度 8.516分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通	渡名喜村

					点ハ 緯度 26度22.630分 経度127度 8.596分 点ニ 緯度 26度22.613分 経度127度 8.619分	通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	
特区第 225号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	久米島町 ハテノ 浜東側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.649分 経度126度54.356分 点ロ 緯度 26度21.615分 経度126度53.921分 点ハ 緯度 26度21.469分 経度126度55.719分 点ニ 緯度 26度20.888分 経度126度55.605分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	久米島町
特区第 226号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	久米島町 字東奥 武オー ハ島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度19.723分 経度126度50.089分 点ロ 緯度 26度20.128分 経度126度50.156分 点ハ 緯度 26度20.219分 経度126度50.618分 点ニ 緯度 26度20.151分 経度126度50.894分 点ホ 緯度 26度19.805分 経度126度50.729分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	久米島町
特区第 227号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	久米島町 字東奥 武オー ハ島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.994分 経度126度50.436分 点ロ 緯度 26度19.627分 経度126度50.131分 点ハ 緯度 26度19.741分 経度126度50.781分 点ニ 緯度 26度19.250分 経度126度50.806分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	久米島町
特区第 228号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	久米島町 字西奥 武島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度19.722分 経度126度50.044分 点ロ 緯度 26度19.727分 経度126度49.669分 点ハ 緯度 26度19.892分 経度126度49.216分 点ニ 緯度 26度20.096分 経度126度49.171分 点ホ 緯度 26度20.154分 経度126度49.870分 点ヘ 緯度 26度20.134分 経度126度50.118分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	久米島町

特区第229号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	久米島町字謝名堂イーフ地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.655分 経度126度48.659分 点ロ 緯度 26度19.862分 経度126度48.782分 点ハ 緯度 26度19.789分 経度126度48.880分 点ニ 緯度 26度19.617分 経度126度48.797分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	久米島町
特区第230号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字奥武東側地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.458分 経度126度49.892分 点ロ 緯度 26度20.468分 経度126度49.968分 点ハ 緯度 26度20.332分 経度126度49.963分 点ニ 緯度 26度20.325分 経度126度49.895分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	久米島町
特区第231号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字奥武北側地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.330分 経度126度49.396分 点ロ 緯度 26度20.409分 経度126度49.276分 点ハ 緯度 26度20.625分 経度126度49.609分 点ニ 緯度 26度20.550分 経度126度49.670分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	久米島町
特区第232号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字宇根クルマエビ養殖場地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.738分 経度126度49.528分 点ロ 緯度 26度20.701分 経度126度49.558分 点ハ 緯度 26度20.642分 経度126度49.534分 点ニ 緯度 26度20.443分 経度126度49.228分 点ホ 緯度 26度20.515分 経度126度49.166分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	久米島町
特区第233号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字大原地先東	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.878分 経度126度43.930分 点ロ 緯度 26度20.782分 経度126度43.899分 点ハ 緯度 26度20.839分 経度126度43.724分 点ニ 緯度 26度20.904分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては	久米島町

					<p>経度125度16.926分</p>	<p>は、営ん ではなら ない。</p>	<p>良 字 久 貝、平 良 字、松原、東 平 良 字 根 仲 宗 平 良 添、西原、大 平 良 字 平 浦、島尻、大 平 良 字 大 神 及 び 平 良 字 狩 俣</p>
<p>特区第 241号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>モズクひ び建て式 養殖業</p>	<p>9月1日 から翌年 7月31日 まで</p>	<p>宮古島市 島尻漁港 地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 24度52.863分 経度125度17.937分 点ロ 緯度 24度52.859分 経度125度17.701分 点ハ 緯度 24度53.046分 経度125度17.306分 点ニ 緯度 24度53.255分 経度125度17.179分 点ホ 緯度 24度53.533分 経度125度17.655分 点ヘ 緯度 24度53.305分 経度125度18.037分</p>	<p>標識をな げなければ ならない。 錨地及 び船舶交 通がふく まれている 水域内 においては、 営んでは ならない。</p>	<p>宮古島市 下里、平 良字西 仲宗根、 平良字東 仲宗根、 平良字荷 川取、平 良字久 良字平 良字東 根良 字西 原、大 平良 字平 浦、島 尻、大 平良 字大 神及 び平 良字 狩俣</p>
<p>特区第 242号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>モズクひ び建て式 養殖業</p>	<p>9月1日 から翌年 7月31日 まで</p>	<p>宮古島市 平良字島 尻地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度51.539分 経度125度18.453分 点ロ 緯度 24度52.224分 経度125度18.108分 点ハ 緯度 24度52.385分 経度125度18.172分 点ニ 緯度 24度51.692分 経度125度18.542分</p>	<p>標識をな げなければ ならない。 錨地及 び船舶交 通がふく まれている 水域内 においては、 営んでは ならない。</p>	<p>宮古島市 下里、平 良字西 仲宗根、 平良字東 仲宗根、 平良字荷 川取、平 良字久 良字平 良字東 根良 字西 原、大 平良 字平 浦、島 尻、大 平良 字大 神及 び平 良字 狩俣</p>
<p>特区第 243号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>ライブロ ック小割 式養殖業</p>	<p>1月1日 から12月 31日まで</p>	<p>宮古島市 真謝漁港 地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度49.850分</p>	<p>標識をな げなければ ならない。</p>	<p>宮古島市 下里、平 良字平 良</p>

					点ロ 経度125度19.550分 緯度 24度49.972分 点ハ 経度125度19.626分 緯度 24度49.965分 点ニ 経度125度19.638分 緯度 24度49.844分 経度125度19.560分	らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	西里、西 平良字根、 仲宗根、東 平良字根、 仲宗根、荷 平川取、平 久良、平 貝、平原、 松原、東 平良字根、 仲宗根、平 添、平原、 西良字平 良、大良 平浦、島 尻、大平 平良字及 神及平 良字狩 保
特区第 244号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 平良字高 野漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度48.491分 経度125度19.877分 点ロ 緯度 24度49.015分 経度125度19.910分 点ハ 緯度 24度49.210分 経度125度20.125分 点ニ 緯度 24度49.139分 経度125度20.268分 点ホ 緯度 24度48.485分 経度125度20.010分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	宮古島市 平良字下 良、平良 字西里、 西平良字 根、西平 良字東 仲宗根、 平良字東 平良字荷 平川取、 平久良、 平貝、平 原、東 平良字根、 仲宗根、 平添、平 原、大良 平浦、島 尻、大平 平良字及 神及平 良字狩 保
特区第 245号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 城辺字福 里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.157分 経度125度24.023分 点ロ 緯度 24度46.209分 経度125度24.037分 点ハ 緯度 24度46.142分 経度125度24.340分 点ニ 緯度 24度46.089分 経度125度24.328分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	宮古島市 城辺字保 良、城辺 字新城、 城辺字福 里、城辺 字嘉、城 比嘉、長 城辺字、 城間、城 西里、城 添、城 下、城 字添、城 川、及 字砂、城 川、及 字友利
特区第 246号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 城辺字福 里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.210分 経度125度24.316分	標識を 設置しな ければな らない。	宮古島市 城辺字保 良、城辺 字新城、

					点ロ 緯度 24度46.231分 経度125度24.335分 点ハ 緯度 24度46.211分 経度125度24.378分 点ニ 緯度 24度46.191分 経度125度24.366分	錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	城辺字福 里、城辺 字比嘉、 城辺字長 間、城辺 字西里、 城辺字下 添、城辺 字砂川及 び城辺字 友利
特区第 247号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 城辺字保 良地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度43.718分 経度125度28.524分 点ロ 緯度 24度43.760分 経度125度28.505分 点ハ 緯度 24度43.777分 経度125度28.555分 点ニ 緯度 24度43.716分 経度125度28.573分	標識をな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	宮古島市 城辺字保 良、城辺 字新城、 城辺字福 里、城辺 字比嘉、 城辺字長 間、城辺 字西里、 城辺字下 添、城辺 字砂川及 び城辺字 友利
特区第 248号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 城辺字福 里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度43.703分 経度125度27.295分 点ロ 緯度 24度43.762分 経度125度27.249分 点ハ 緯度 24度43.777分 経度125度27.287分 点ニ 緯度 24度43.721分 経度125度27.348分	標識をな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	宮古島市 城辺字保 良、城辺 字新城、 城辺字福 里、城辺 字比嘉、 城辺字長 間、城辺 字西里、 城辺字下 添、城辺 字砂川及 び城辺字 友利
特区第 249号	第一種 特定区 画漁業	クビレヅ タひび建 て式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 下地字嘉 手入江 地先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 24度43.733分 経度125度17.687分 点ロ 緯度 24度43.725分 経度125度17.806分 点ハ 緯度 24度43.610分 経度125度17.825分	標識をな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	宮古島市 下地字上 地、下地 字嘉手、 下地字川 満、下地 字来間、 下地字洲 鎌及下地 字与那覇
特区第 250号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 下地字来 間北側海 岸地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度43.514分 経度125度15.280分	標識をな ければな らない。 錨地及	宮古島市 下地字上 地、下地 字嘉手、 下地

					点ロ 緯度 24度43.664分 経度125度15.137分 点ハ 緯度 24度43.941分 経度125度14.578分 点ニ 緯度 24度44.125分 経度125度14.662分 点ホ 緯度 24度43.531分 経度125度15.380分	船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	字川満、下地、来間、下地、洲、及、下地、び下地、与那覇
特区第251号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市平良字西浜崎地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度45.640分 経度125度15.408分 点ロ 緯度 24度45.697分 経度125度15.350分 点ハ 緯度 24度45.766分 経度125度15.440分 点ニ 緯度 24度45.718分 経度125度15.490分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市平良字西平良字東平良字荷平久良字平原東根良字宗平良字大良字平尻大平良字狩保
特区第252号	第一種特定区画漁業	クビレヅタひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市久松漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.689分 経度125度15.957分 点ロ 緯度 24度46.779分 経度125度16.022分 点ハ 緯度 24度46.736分 経度125度16.117分 点ニ 緯度 24度46.660分 経度125度16.067分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市平良字西平良字東平良字荷平久良字平原東根良字宗平良字大良字平尻大平良字狩保
特区第253号	第一種特定区画漁業	キリンサイひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市久松漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.689分 経度125度15.957分 点ロ 緯度 24度46.779分 経度125度16.022分 点ハ 緯度 24度46.736分 経度125度16.117分 点ニ 緯度 24度46.660分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内に	宮古島市平良字西平良字東平良字荷

					経度125度16.067分	おいては、営んではない。	川取、平久良、平良、松原、東根、宗平、西原、大良、平良、島尻、大平、神及、平良、狩保
特区第254号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市久松漁港地先パナリ付近	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.595分 経度125度15.377分 点ロ 緯度 24度46.818分 経度125度15.269分 点ハ 緯度 24度46.845分 経度125度15.357分 点ニ 緯度 24度46.611分 経度125度15.482分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においておいては、営んではない。	宮古島市下良、平良、西里、西根、東根、荷平、川取、平久良、平良、松原、東根、宗平、西原、大良、平良、島尻、大平、神及、平良、狩保
特区第255号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市平良字久貝地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.201分 経度125度14.524分 点ロ 緯度 24度47.587分 経度125度14.064分 点ハ 緯度 24度47.740分 経度125度14.217分 点ニ 緯度 24度47.635分 経度125度14.913分 点ホ 緯度 24度46.404分 経度125度15.103分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においておいては、営んではない。	宮古島市下良、平良、西里、西根、東根、荷平、川取、平久良、平良、松原、東根、宗平、西原、大良、平良、島尻、大平、神及、平良、狩保
特区第256号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市平良字大浦湾地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	標識を設置しなければならない。	宮古島市下良、平良

		業	まで		点イ 緯度 24度50.540分 経度125度17.600分 点ロ 緯度 24度50.600分 経度125度17.480分 点ハ 緯度 24度50.819分 経度125度17.650分 点ニ 緯度 24度50.763分 経度125度17.790分	らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	西里、西 平良字根、東 仲宗根、東 平良字根、荷 平久良、平 川取、字平 貝、松原、東 字良字東根 平仲宗平良 添、平良、大 字西原、大 平浦、平良、 島尻、大平 字平良、大 神及平 良字狩俣
特区第 257号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 平良字大 浦間奈津 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度50.595分 経度125度17.395分 点ロ 緯度 24度51.105分 経度125度17.055分 点ハ 緯度 24度51.403分 経度125度17.054分 点ニ 緯度 24度51.476分 経度125度17.207分 点ホ 緯度 24度50.760分 経度125度17.609分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 字西里、西 平良字根、東 仲宗根、東 平良字根、荷 平久良、平 川取、字平 貝、松原、東 字良字東根 平仲宗平良 添、平良、大 字西原、大 平浦、平良、 島尻、大平 字平良、大 神及平 良字狩俣
特区第 258号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字狩 俣七光湾 地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 24度52.988分 経度125度16.370分 点ロ 緯度 24度53.008分 経度125度16.351分 点ハ 緯度 24度53.028分 経度125度16.372分 点ニ 緯度 24度53.017分 経度125度16.388分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 字西里、西 平良字根、東 仲宗根、東 平良字根、荷 平久良、平 川取、字平 貝、松原、東 字良字東根 平仲宗平良 添、平良、大 字西原、大 平浦、平良、 島尻、大平 字平良、大 神及平 良字狩俣

							神及び平 良字狩俣
特区第 259号	第一種 特定区 画漁業	キリンサ イひび建 て式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字狩 俣地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.234分 経度125度15.914分 点ロ 緯度 24度54.278分 経度125度15.877分 点ハ 緯度 24度54.299分 経度125度15.943分 点ニ 緯度 24度54.239分 経度125度15.990分	標識をな 設置しな ければな い。錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、営 んではな らない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 西平良字 西仲宗根、 西平良字 東仲宗根、 西平良字 荷平久良 字平久良、 平良字東 根良、平 良字大良、 平良字平 浦、平良 字島尻、 大平良字 神及び平 良字狩俣
特区第 260号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 平良字狩 俣世渡崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度54.221分 経度125度15.917分 点ロ 緯度 24度54.416分 経度125度15.727分 点ハ 緯度 24度54.856分 経度125度15.899分 点ニ 緯度 24度54.898分 経度125度15.965分 点ホ 緯度 24度54.296分 経度125度16.208分	標識をな 設置しな ければな い。錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、営 んではな らない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 西平良字 西仲宗根、 西平良字 東仲宗根、 西平良字 荷平久良 字平久良、 平良字東 根良、平 良字大良、 平良字平 浦、平良 字島尻、 大平良字 神及び平 良字狩俣
特区第 261号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字狩 俣世渡崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.483分 経度125度15.742分 点ロ 緯度 24度54.556分 経度125度15.666分 点ハ 緯度 24度54.749分 経度125度15.759分 点ニ 緯度 24度54.787分 経度125度15.860分	標識をな 設置しな ければな い。錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、営 んではな らない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 西平良字 西仲宗根、 西平良字 東仲宗根、 西平良字 荷平久良 字平久良、 平良字東 根良、平 良字大良、 平良字平 浦、平良 字島尻、 大平良字 神及び平 良字狩俣

							添、平良 字、西原、 平良、大 浦、平良 字、島尻 平良字及 神及び平 良字狩俣
特区第 262号	第一種 特定区 画漁業	キリンサ イひび建 て式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字狩 俣世渡崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.483分 経度125度15.742分 点ロ 緯度 24度54.556分 経度125度15.666分 点ハ 緯度 24度54.749分 経度125度15.759分 点ニ 緯度 24度54.787分 経度125度15.860分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字、西里、 平良字西 仲宗根、東 仲宗根、荷 平良字、荷 川取、平久 良字、平良 貝、平原、 字、松原、東 平良字、東 平良字、東 添、平良 字、西原、大 平良字、大 浦、平良 字、島尻、大 平良字及 神及び平 良字狩俣
特区第 263号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	宮古島市 平良字狩 俣世渡崎 原地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結 んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.307分 経度125度16.230分 点ロ 緯度 24度54.316分 経度125度16.201分 点ハ 緯度 24度54.460分 経度125度16.143分 点ニ 緯度 24度54.472分 経度125度16.220分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字、西里、 平良字西 仲宗根、東 仲宗根、荷 平良字、荷 川取、平久 良字、平良 貝、平原、 字、松原、東 平良字、東 平良字、東 添、平良 字、西原、大 平良字、大 浦、平良 字、島尻、大 平良字及 神及び平 良字狩俣
特区第 264号	第一種 特定区 画漁業	キリンサ イ垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	多良間村 仲筋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度40.490分 経度124度41.260分 点ロ 緯度 24度40.490分 経度124度41.185分 点ハ 緯度 24度40.525分 経度124度41.185分 点ニ 緯度 24度40.525分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に	多良間村

					経度124度41.260分	おいては、営んではない。	
特区第265号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点ロ 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分 点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第266号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点ロ 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分 点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第267号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点ロ 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分 点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第268号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点ロ 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分 点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第269号	第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字宮良南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.624分 経度124度12.920分 点ロ 緯度 24度20.782分	標識を設置しなければならない。 錨地及	石垣市

					点ハ 経度124度12.937分 緯度 24度20.507分 点ニ 経度124度13.643分 緯度 24度20.385分 経度124度13.648分	び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第270号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字宮良南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.624分 経度124度12.920分 点ロ 緯度 24度20.782分 経度124度12.937分 点ハ 緯度 24度20.507分 経度124度13.643分 点ニ 緯度 24度20.385分 経度124度13.648分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第271号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字宮良南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.624分 経度124度12.920分 点ロ 緯度 24度20.782分 経度124度12.937分 点ハ 緯度 24度20.507分 経度124度13.643分 点ニ 緯度 24度20.385分 経度124度13.648分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第272号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字真栄里南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.315分 経度124度10.450分 点ロ 緯度 24度19.710分 経度124度10.305分 点ハ 緯度 24度19.743分 経度124度10.546分 点ニ 緯度 24度19.390分 経度124度10.671分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第273号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字真栄里南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.315分 経度124度10.450分 点ロ 緯度 24度19.710分 経度124度10.305分 点ハ 緯度 24度19.743分 経度124度10.546分 点ニ 緯度 24度19.390分 経度124度10.671分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第	第一種	ソフト	1月1日	石垣市字	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順	標識を	石垣市

274号	特定区画漁業	コーラル小割式養殖業	から12月31日まで	真栄里南側地先	次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.315分 経度124度10.450分 点ロ 緯度 24度19.710分 経度124度10.305分 点ハ 緯度 24度19.743分 経度124度10.546分 点ニ 緯度 24度19.390分 経度124度10.671分	設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第275号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港東側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.791分 経度124度10.026分 点ロ 緯度 24度19.812分 経度124度10.035分 点ハ 緯度 24度19.826分 経度124度10.083分 点ニ 緯度 24度19.782分 経度124度10.175分 点ホ 緯度 24度19.744分 経度124度10.157分 点ヘ 緯度 24度19.740分 経度124度10.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第276号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港東側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.791分 経度124度10.026分 点ロ 緯度 24度19.812分 経度124度10.035分 点ハ 緯度 24度19.826分 経度124度10.083分 点ニ 緯度 24度19.782分 経度124度10.175分 点ホ 緯度 24度19.744分 経度124度10.157分 点ヘ 緯度 24度19.740分 経度124度10.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第277号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地時式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港東側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.791分 経度124度10.026分 点ロ 緯度 24度19.812分 経度124度10.035分 点ハ 緯度 24度19.826分 経度124度10.083分 点ニ 緯度 24度19.782分 経度124度10.175分 点ホ 緯度 24度19.744分 経度124度10.157分 点ヘ 緯度 24度19.740分 経度124度10.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第278号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.431分 経度124度 9.122分	標識を設置しなければならない。 錨地及	石垣市

					点ロ 緯度 24度19.648分 経度124度 9.060分 点ハ 緯度 24度19.643分 経度124度 9.255分 点ニ 緯度 24度19.769分 経度124度 9.350分 点ホ 緯度 24度19.830分 経度124度 9.700分 点ヘ 緯度 24度19.623分 経度124度10.168分 点ト 緯度 24度19.454分 経度124度 9.487分	び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第279号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 イの各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.431分 経度124度 9.122分 点ロ 緯度 24度19.648分 経度124度 9.060分 点ハ 緯度 24度19.643分 経度124度 9.255分 点ニ 緯度 24度19.769分 経度124度 9.350分 点ホ 緯度 24度19.830分 経度124度 9.700分 点ヘ 緯度 24度19.623分 経度124度10.168分 点ト 緯度 24度19.454分 経度124度 9.487分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第280号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 イの各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.431分 経度124度 9.122分 点ロ 緯度 24度19.648分 経度124度 9.060分 点ハ 緯度 24度19.643分 経度124度 9.255分 点ニ 緯度 24度19.769分 経度124度 9.350分 点ホ 緯度 24度19.830分 経度124度 9.700分 点ヘ 緯度 24度19.623分 経度124度10.168分 点ト 緯度 24度19.454分 経度124度 9.487分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第281号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	石垣市登野城漁港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度17.814分 経度124度 8.456分 点ロ 緯度 24度18.616分 経度124度 9.292分 点ハ 緯度 24度18.377分 経度124度 9.541分 点ニ 緯度 24度17.560分 経度124度 8.701分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第282号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度17.814分	標識を設置しな	石垣市

					点ロ 経度124度 8.456分 緯度 24度18.616分 点ハ 経度124度 9.292分 緯度 24度18.377分 点ニ 経度124度 9.541分 緯度 24度17.560分 経度124度 8.701分	らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	
特区第 283号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市登 野城漁港 南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度17.814分 経度124度 8.456分 点ロ 緯度 24度18.616分 経度124度 9.292分 点ハ 緯度 24度18.377分 経度124度 9.541分 点ニ 緯度 24度17.560分 経度124度 8.701分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	石垣市
特区第 284号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	石垣市石 垣港東側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 24度18.468分 経度124度 8.770分 点ロ 緯度 24度19.056分 経度124度 8.371分 点ハ 緯度 24度19.495分 経度124度 8.585分 点ニ 緯度 24度19.540分 経度124度 9.028分 点ホ 緯度 24度18.889分 経度124度 9.183分 点ヘ 緯度 24度18.491分 経度124度 9.175分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	石垣市
特区第 285号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市石 垣港東側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 24度18.468分 経度124度 8.770分 点ロ 緯度 24度19.056分 経度124度 8.371分 点ハ 緯度 24度19.495分 経度124度 8.585分 点ニ 緯度 24度19.540分 経度124度 9.028分 点ホ 緯度 24度18.889分 経度124度 9.183分 点ヘ 緯度 24度18.491分 経度124度 9.175分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	石垣市
特区第 286号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市石 垣港東側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 24度18.468分 経度124度 8.770分 点ロ 緯度 24度19.056分 経度124度 8.371分 点ハ 緯度 24度19.495分 経度124度 8.585分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に	石垣市

					点ニ 緯度 24度19.540分 経度124度 9.028分 点ホ 緯度 24度18.889分 経度124度 9.183分 点ヘ 緯度 24度18.491分 経度124度 9.175分	おいては、営んではない。	
特区第287号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市石垣港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度17.791分 経度124度 7.874分 点ロ 緯度 24度18.063分 経度124度 7.363分 点ハ 緯度 24度18.198分 経度124度 7.462分 点ニ 緯度 24度17.926分 経度124度 7.974分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第288号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	石垣市石垣港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.055分 経度124度 6.012分 点ロ 緯度 24度19.063分 経度124度 6.741分 点ハ 緯度 24度18.775分 経度124度 6.866分 点ニ 緯度 24度18.649分 経度124度 6.888分 点ホ 緯度 24度18.385分 経度124度 7.455分 点ヘ 緯度 24度18.216分 経度124度 7.721分 点ト 緯度 24度18.076分 経度124度 9.010分 点チ 緯度 24度17.744分 経度124度 8.912分 点リ 緯度 24度17.592分 経度124度 7.034分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第289号	第一種特定区画漁業	オゴノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市石垣港南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.055分 経度124度 6.012分 点ロ 緯度 24度19.063分 経度124度 6.741分 点ハ 緯度 24度18.775分 経度124度 6.866分 点ニ 緯度 24度18.649分 経度124度 6.888分 点ホ 緯度 24度18.385分 経度124度 7.455分 点ヘ 緯度 24度18.216分 経度124度 7.721分 点ト 緯度 24度18.076分 経度124度 9.010分 点チ 緯度 24度17.744分 経度124度 8.912分 点リ 緯度 24度17.592分 経度124度 7.034分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第	第一種	ヒトエグ	9月1日	石垣市名	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順	標識を	石垣市

290号	特定区画漁業	サヒビ建て式養殖業	から翌年5月31日まで	蔵西側地先	次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度23.441分 経度124度 8.090分 点ロ 緯度 24度24.051分 経度124度 7.938分 点ハ 緯度 24度24.051分 経度124度 8.356分 点ニ 緯度 24度23.441分 経度124度 8.417分	設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第291号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇崎枝赤崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第292号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇崎枝赤崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第293号	第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇崎枝赤崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第294号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇崎枝赤崎南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営ん	石垣市

						ではなら ない。	
特区第 295号	第一種 特定区 画漁業	ソフト コーラル 小割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝赤崎 南側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を 設置しな ければなら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	石垣市
特区第 296号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市崎 枝北側地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を 設置しな ければなら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	石垣市
特区第 297号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市崎 枝北側地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を 設置しな ければなら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	石垣市
特区第 298号	第一種 特定区 画漁業	キリンサ イ垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝北側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を 設置しな ければなら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 におい ては、営 んでは なら ない。	石垣市
特区第 299号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝北側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分	標識を 設置しな ければなら ない。 錨地及 び船舶交 通がふく	石垣市

					点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	そうする水域内においては、営んではない。	
特区第300号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝北側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第301号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝北側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第302号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝北側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第303号	第一種特定区画漁業	ライブロック垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝北側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第	第一種	ソフト	1月1日	石垣市字	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点	標識を	石垣市

304号	特定区画漁業	コーラル小割式養殖業	から12月31日まで	崎枝北側地先	を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第305号	第一種特定区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市榑海地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.470分 経度124度13.192分 点ロ 緯度 24度27.605分 経度124度13.037分 点ハ 緯度 24度27.680分 経度124度13.150分 点ニ 緯度 24度27.529分 経度124度13.261分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第306号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊土名西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第307号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊土名西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第308号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊土名西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては	石垣市

						は、営ん ではなら ない。	
特区第 309号	第一種 特定区 画漁業	ライブロ ック垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市宇 伊土名西 側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。	石垣市
特区第 310号	第一種 特定区 画漁業	ソフト コーラル 小割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市宇 伊土名西 側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。	石垣市
特区第 311号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市伊 原間西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度31.205分 経度124度14.643分 点ロ 緯度 24度31.720分 経度124度14.912分 点ハ 緯度 24度31.510分 経度124度15.480分 点ニ 緯度 24度31.402分 経度124度15.499分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。	石垣市
特区第 312号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市伊 原間西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度31.205分 経度124度14.643分 点ロ 緯度 24度31.720分 経度124度14.912分 点ハ 緯度 24度31.510分 経度124度15.480分 点ニ 緯度 24度31.402分 経度124度15.499分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。	石垣市
特区第 313号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市伊 原間西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度31.978分 経度124度15.284分 点ロ 緯度 24度32.240分 経度124度15.488分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交	石垣市

					点ハ 緯度 24度32.132分 経度124度15.986分 点ニ 緯度 24度31.601分 経度124度15.889分	通がふく そうする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	
特区第 314号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	石垣市伊 原間西側 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度31.978分 経度124度15.284分 点ロ 緯度 24度32.240分 経度124度15.488分 点ハ 緯度 24度32.132分 経度124度15.986分 点ニ 緯度 24度31.601分 経度124度15.889分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	石垣市
特区第 315号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て 式養殖 業	1月1日 から12 月31日 まで	竹富町竹 富北東 側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.842分 経度124度 6.366分 点ロ 緯度 24度19.884分 経度124度 6.312分 点ハ 緯度 24度19.916分 経度124度 6.355分 点ニ 緯度 24度19.882分 経度124度 6.425分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	石垣市
特区第 316号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	竹富町竹 富北東 側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.842分 経度124度 6.366分 点ロ 緯度 24度19.884分 経度124度 6.312分 点ハ 緯度 24度19.916分 経度124度 6.355分 点ニ 緯度 24度19.882分 経度124度 6.425分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	石垣市
特区第 317号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌 年7月 31日 まで	竹富町字 竹富ヨ ン崎北 側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度19.323分 経度124度 6.434分 点ロ 緯度 24度19.894分 経度124度 5.885分 点ハ 緯度 24度19.969分 経度124度 5.838分 点ニ 緯度 24度20.027分 経度124度 5.905分 点ホ 緯度 24度19.445分 経度124度 6.629分	標識を 設置し なけれ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 営ん では なら ない。	石垣市
特区第 318号	第一種 特定区 画漁業	オゴノリ ひび建 て	1月1日 から12 月	竹富町字 竹富ヨ ン	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた	標識を 設置し な	石垣市

	画漁業	式養殖業	31日まで	崎北側地先	区域 点イ 緯度 24度19.323分 経度124度 6.434分 点ロ 緯度 24度19.894分 経度124度 5.885分 点ハ 緯度 24度19.969分 経度124度 5.838分 点ニ 緯度 24度20.027分 経度124度 5.905分 点ホ 緯度 24度19.445分 経度124度 6.629分	ければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第319号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町竹富南東側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.243分 経度124度 5.300分 点ロ 緯度 24度18.345分 経度124度 5.311分 点ハ 緯度 24度18.372分 経度124度 5.433分 点ニ 緯度 24度18.259分 経度124度 5.419分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第320号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町竹富南東側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.243分 経度124度 5.300分 点ロ 緯度 24度18.345分 経度124度 5.311分 点ハ 緯度 24度18.372分 経度124度 5.433分 点ニ 緯度 24度18.259分 経度124度 5.419分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第321号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富島南西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.689分 経度124度 4.669分 点ロ 緯度 24度18.829分 経度124度 4.311分 点ハ 緯度 24度18.973分 経度124度 4.572分 点ニ 緯度 24度18.784分 経度124度 4.734分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第322号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町南西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.689分 経度124度 4.669分 点ロ 緯度 24度18.829分 経度124度 4.311分 点ハ 緯度 24度18.973分 経度124度 4.572分 点ニ 緯度 24度18.784分 経度124度 4.734分	標識を設置しなければならぬ。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市

						ない。	
特区第323号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町南西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.689分 経度124度 4.669分 点ロ 緯度 24度18.829分 経度124度 4.311分 点ハ 緯度 24度18.973分 経度124度 4.572分 点ニ 緯度 24度18.784分 経度124度 4.734分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第324号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町字竹富クントマリ崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.192分 経度124度 3.887分 点ロ 緯度 24度19.946分 経度124度 4.453分 点ハ 緯度 24度19.946分 経度124度 4.650分 点ニ 緯度 24度19.650分 経度124度 4.610分 点ホ 緯度 24度19.050分 経度124度 4.080分 点ヘ 緯度 24度19.050分 経度124度 3.946分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第325号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町字竹富西北西地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.806分 経度124度 2.593分 点ロ 緯度 24度20.935分 経度124度 2.643分 点ハ 緯度 24度20.857分 経度124度 3.073分 点ニ 緯度 24度20.782分 経度124度 3.014分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第326号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町字竹富クントマリ崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.594分 経度124度 3.078分 点ロ 緯度 24度18.853分 経度124度 2.980分 点ハ 緯度 24度19.153分 経度124度 3.148分 点ニ 緯度 24度18.893分 経度124度 3.520分 点ホ 緯度 24度18.742分 経度124度 3.509分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第327号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町字竹富クントマリ崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.367分 経度124度 1.470分 点ロ 緯度 24度18.597分 経度124度 1.718分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交	石垣市

					点ハ 緯度 24度18.580分 経度124度 1.966分 点ニ 緯度 24度18.199分 経度124度 1.819分	通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	
特区第 328号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	竹富島字 小浜ニシ ンダ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チの各点を順次結んだ線及び最大 高潮時海岸線によって囲まれた区 域 点イ 緯度 24度20.129分 経度123度59.785分 点ロ 緯度 24度20.585分 経度123度59.668分 点ハ 緯度 24度20.616分 経度124度 0.644分 点ニ 緯度 24度20.308分 経度124度 1.437分 点ホ 緯度 24度19.917分 経度124度 1.667分 点ヘ 緯度 24度19.000分 経度124度 1.833分 点ト 緯度 24度18.741分 経度124度 0.241分 点チ 緯度 24度19.562分 経度123度59.981分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	石垣市及 び竹富町
特区第 329号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	竹富町細 崎漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.814分 経度123度57.144分 点ロ 緯度 24度19.944分 経度123度57.220分 点ハ 緯度 24度19.920分 経度123度57.265分 点ニ 緯度 24度19.852分 経度123度57.224分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	竹富町
特区第 330号	第三種 特定区 画漁業	シャコガ イ地蒔式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	竹富町細 崎漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.814分 経度123度57.144分 点ロ 緯度 24度19.944分 経度123度57.220分 点ハ 緯度 24度19.920分 経度123度57.265分 点ニ 緯度 24度19.852分 経度123度57.224分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではない。	竹富町
特区第 331号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	竹富町字 西表由布 島南側地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.864分 経度123度56.161分 点ロ 緯度 24度20.068分 経度123度56.233分 点ハ 緯度 24度20.036分 経度123度56.297分 点ニ 緯度 24度19.870分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に	竹富町

					経度123度56.223分	おいては、営んではない。	
特区第332号	第一種特定区画漁業	イバラノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町大原港北側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度15.549分 経度123度54.436分 点ロ 緯度 24度15.714分 経度123度54.479分 点ハ 緯度 24度15.693分 経度123度54.533分 点ニ 緯度 24度15.530分 経度123度54.489分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	竹富町
特区第333号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町西表野底崎西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度22.345分 経度123度43.580分 点ロ 緯度 24度22.570分 経度123度43.470分 点ハ 緯度 24度22.580分 経度123度43.560分 点ニ 緯度 24度22.447分 経度123度43.670分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	竹富町
特区第334号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町字西表舟浮地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.258分 経度123度43.818分 点ロ 緯度 24度20.403分 経度123度43.883分 点ハ 緯度 24度20.403分 経度123度43.967分 点ニ 緯度 24度20.270分 経度123度43.963分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	竹富町
特区第335号	第一種特定区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町字西表内離島南西側地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.697分 経度123度44.168分 点ロ 緯度 24度21.012分 経度123度43.723分 点ハ 緯度 24度21.138分 経度123度43.819分 点ニ 緯度 24度21.030分 経度123度43.930分 点ホ 緯度 24度20.735分 経度123度44.492分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	竹富町
特区第336号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	与那国町字与那国比川地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度26.385分 経度122度59.022分 点ロ 緯度 24度26.480分	標識を設置しなければならない。錨地及	与那国町

					点ハ 経度122度58.930分 緯度 24度26.570分 点ニ 経度122度59.083分 緯度 24度26.445分 経度122度59.233分	び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	
特区第 337号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	与那国町 字与那国 上地地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度26.327分 経度122度58.403分 点ロ 緯度 24度26.390分 経度122度58.369分 点ハ 緯度 24度26.412分 経度122度58.464分 点ニ 緯度 24度26.354分 経度122度58.486分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	与那国町

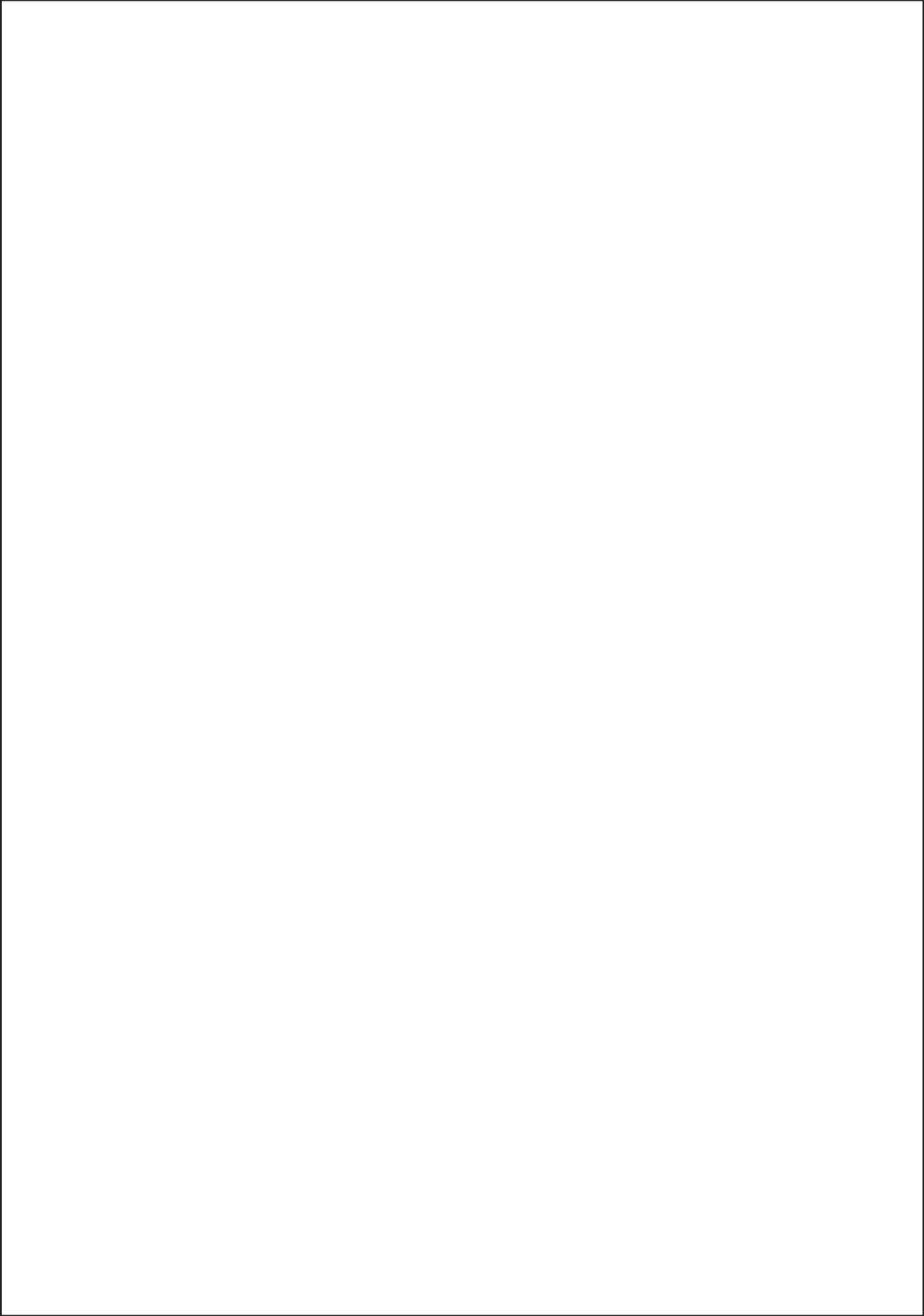
別表 4

漁場番 号	漁業類 種	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁業の区域	制限又は 条件	地 元 地 区
定置第 1号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	国頭村字 与那地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度46.074分 経度128度11.688分 点ロ 緯度 26度46.348分 経度128度11.592分 点ハ 緯度 26度46.430分 経度128度11.878分 点ニ 緯度 26度46.120分 経度128度11.988分 点ホ 緯度 26度46.084分 経度128度11.864分	標識等 を設置し なければ ない。	国頭村
定置第 2号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	国頭村字 安田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度43.085分 経度128度19.037分 点ロ 緯度 26度43.479分 経度128度18.621分 点ハ 緯度 26度43.844分 経度128度19.052分 点ニ 緯度 26度43.458分 経度128度19.476分	標識等 を設置し なければ ない。	国頭村
定置第 3号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	本部町字 崎本部原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度37.691分 経度127度53.013分 点ロ 緯度 26度37.796分 経度127度52.946分 点ハ 緯度 26度37.834分 経度127度53.085分 点ニ 緯度 26度37.721分 経度127度53.119分	標識等 を設置し なければ ない。	本部町
定置第	定置漁	雑魚定置	1月1日	金武町字	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順	標識等	金武町

4号	業	漁業	から12月31日まで	金武地先	次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.880分 経度127度55.670分 点ロ 緯度 26度26.128分 経度127度55.691分 点ハ 緯度 26度26.109分 経度127度55.893分 点ニ 緯度 26度25.866分 経度127度55.866分	を設置し なければ ない。	
定置第 5号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	金武町字 伊芸地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.088分 経度127度53.918分 点ロ 緯度 26度26.485分 経度127度54.003分 点ハ 緯度 26度26.445分 経度127度54.301分 点ニ 緯度 26度25.990分 経度127度54.248分	標識等 を設置し なければ ない。	うるま市 石川、石 川一丁 目、石川 二丁目、 石川、赤 崎、石川 赤崎一丁 目、石川 赤崎二丁 目、石川 赤崎三丁 目、山一 丁目、石 川二丁目 東目、山 東目、山 東目、山 東一丁目 石川東二 丁目、石 川一丁目 曙目、一 丁目、二 丁目、三 丁目、石 川一丁目 石崎、石 川二丁目 石崎、伊 波、嘉手 白浜、石 川一丁目 白浜、石 川二丁目 楚南、石 川東恩 納、石川 東恩納 及び石川 山城
定置第 6号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	金武町字 伊芸地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.434分 経度127度52.897分 点ロ 緯度 26度25.790分 経度127度52.974分 点ハ 緯度 26度25.703分 経度127度53.198分 点ニ 緯度 26度25.437分 経度127度53.091分	標識等 を設置し なければ ない。	うるま市 石川、石 川一丁 目、石川 二丁目、 石川、赤 崎、石川 赤崎一丁 目、石川 赤崎二丁

							目、石川 赤崎三丁 目、石川 東山一丁 目、石川 東山二丁 東山本町 一丁目、 石川東山 本町二丁 目、石川 曙一丁目 目、石川 曙二丁目 目、石川 曙三丁目 目、石川 石崎一丁 目、石川 石崎二丁 目、石川 伊波嘉手 川茹石川 白浜一丁 目、石川 白浜二丁 目、石川 楚南、石 川東、恩 納、石川 東恩納 及び石 山城
定置第 7号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 勝連ぎの 岩北側地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.726分 経度127度57.374分 点ロ 緯度 26度16.840分 経度127度57.412分 点ハ 緯度 26度16.788分 経度127度57.535分 点ニ 緯度 26度16.636分 経度127度57.502分	標識等 を設置し なければ ない。	うるま市 勝連内 津堅、勝 連比嘉、 勝連平敷 屋及び勝 連平安名
定置第 8号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 勝連津堅 南西側地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.402分 経度127度55.810分 点ロ 緯度 26度14.506分 経度127度55.810分 点ハ 緯度 26度14.511分 経度127度55.993分 点ニ 緯度 26度14.393分 経度127度55.945分	標識等 を設置し なければ ない。	うるま市 勝連内 津堅、勝 連比嘉、 勝連平敷 屋及び勝 連平安名
定置第 9号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 勝連津堅 南西側地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.038分 経度127度55.860分 点ロ 緯度 26度15.193分 経度127度55.883分 点ハ 緯度 26度15.124分 経度127度56.082分	標識等 を設置し なければ ない。	うるま市 勝連内 津堅、勝 連比嘉、 勝連平敷 屋及び勝

					点ニ 緯度 26度15.065分 経度127度56.089分		連平安名
定置第 10号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 勝連津堅 中御獄東 側地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.588分 経度127度55.902分 点ロ 緯度 26度15.629分 経度127度55.790分 点ハ 緯度 26度15.833分 経度127度55.861分 点ニ 緯度 26度15.773分 経度127度56.029分	標識等 を設置し なければ ない。	うるま市 勝連津 連比嘉 勝連平 敷及び 勝連安 名
定置第 11号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	南城市知 念字久原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.478分 経度127度48.112分 点ロ 緯度 26度11.730分 経度127度47.981分 点ハ 緯度 26度11.820分 経度127度48.189分 点ニ 緯度 26度11.568分 経度127度48.321分	標識等 を設置し なければ ない。	南城市知 念字山 知念字 志堅字 知念字 知富字 久知座 念安知 名海知 念及字 久高
定置第 12号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	南城市知 念字久高 ターチビ ン地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.717分 経度127度55.852分 点ロ 緯度 26度11.954分 経度127度55.996分 点ハ 緯度 26度11.825分 経度127度56.259分 点ニ 緯度 26度11.587分 経度127度56.116分	標識等 を設置し なければ ない。	南城市知 念字山 知念字 志堅字 知念字 知富字 久知座 念安知 名海知 念及字 久高
定置第 13号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	読谷村字 楚辺地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.723分 経度127度42.977分 点ロ 緯度 26度22.049分 経度127度42.823分 点ハ 緯度 26度22.072分 経度127度43.488分 点ニ 緯度 26度21.822分 経度127度43.546分	標識等 を設置し なければ ない。	読谷村



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---